

社会的養育の推進に向けて

1. 社会的養護の基本理念と原理	1
2. 社会的養護の現状と施策	4
3. 里親制度・各施設等の概要	16
(参考) 統計表等	37
4. 里親等委託の推進	57
5. 特別養子縁組等の推進	101
6. 児童養護施設等の運営	119
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	140
8. 自立支援の推進	151
9. 特定妊婦等への支援体制の強化	171
10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価	177
11. 令和4年改正児童福祉法の概要	191
(参考) 平成28年改正児童福祉法の概要等	195
12. 次期都道府県社会的養育推進計画	198
13. 子ども・子育て新制度と社会的養護	215
14. 予算関係	220
(参考) 自治体向け改正児童福祉法説明会資料	288

令和7年10月

こども家庭庁支援局家庭福祉課

1. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ① こどもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体でこどもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭養育と個別化：
 - ・ すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、こども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

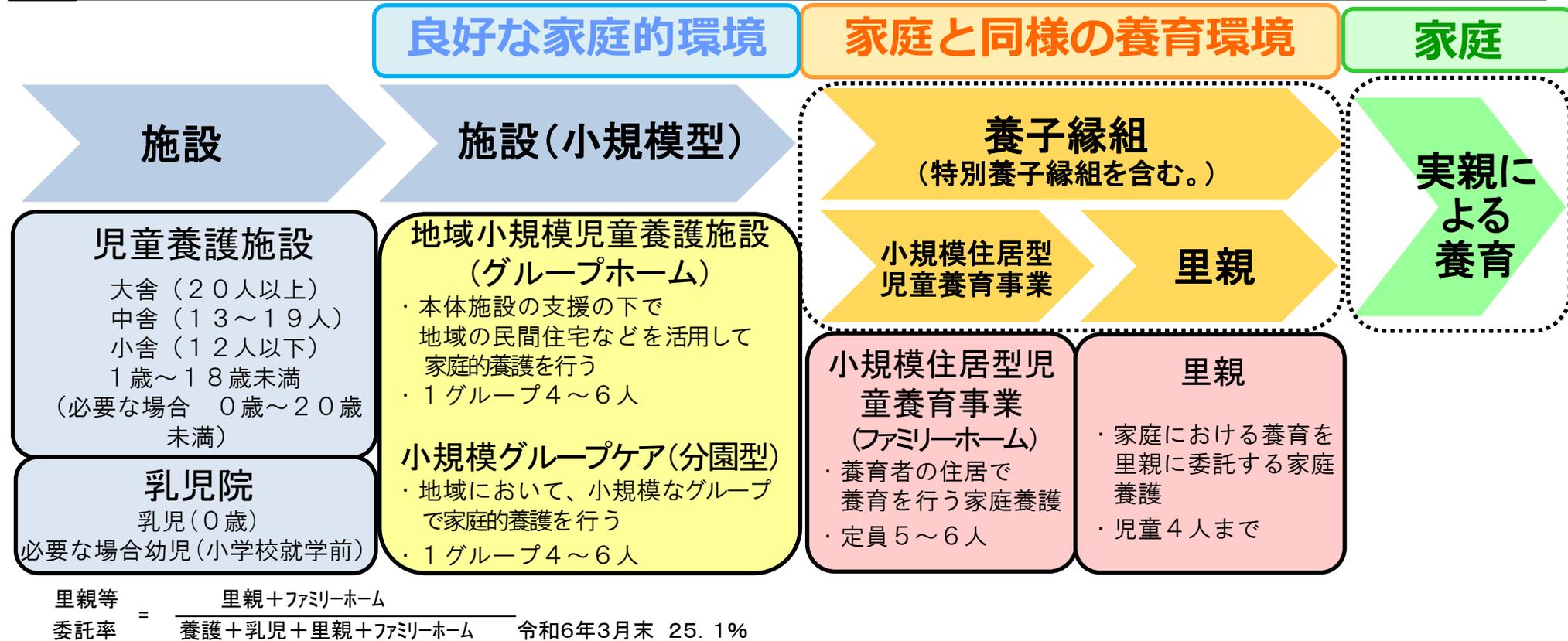
社会的養護の基盤づくり

- 家庭養育優先原則に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭にこどもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム（家庭養護）を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
- 大規模な施設での養育を中心とした形態から、一人一人のこどもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻ったこどもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、高機能化及び多機能化・機能転換を図る。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

2. 社会的養護の現状と施策

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童自立生活援助事業所に入所しているこどもは、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親 専門里親 養子縁組里親 親族里親	17,381世帯	5,181世帯	6,406人		ホーム数	487か所
			14,725世帯	4,180世帯	5,027人			
			712世帯	170世帯	208人			
			7,364世帯	326世帯	353人			
			632世帯	580世帯	818人			
								委託児童数 1,810人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所		
						I型	II型	III型
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 <実施場所> I型…児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム) II型…母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 III型…ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅		
施設数	147か所	607か所	53か所	58か所	205か所	369か所	58か所	204か所
定員	3,753人	28,966人	2,007人	3,333人	4,241世帯	2,345人	132人	766人
現員	2,316人	22,162人	1,287人	1,130人	3,212世帯 児童5,291人	1,465人	93人	224人
職員総数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,456人	83人	371人

小規模グループケア	2,527か所
地域小規模児童養護施設	629か所

(出典)
 ※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和6年3月末現在)
 ※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、児童自立生活援助事業所の施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和6年10月1日現在)
 ※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和5年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

令和5年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 225,509件※1

一時保護 30,814件※2

施設入所等 4,524件※3、4



内訳				
令和5年度	児童養護施設 2,129件	乳児院 704件	里親委託等 854件	その他施設 837件
令和4年度	2,273件	711件	689件	767件
令和3年度	2,360件	685件	617件	759件
令和2年度	2,274件	663件	656件	755件
令和元年度	2,595件	850件	735件	849件
平成30年度	2,441件	736件	651件	813件
平成29年度	2,396件	800件	593件	790件
平成28年度	2,651件	773件	568件	853件
平成27年度	2,536件	753件	464件	817件
平成26年度	2,685件	785件	537件	778件

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）

※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和5年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）

※3 児童虐待を要因として、令和5年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

※4 令和5年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 8,981件

【出典：福祉行政報告例（令和7年3月現在）】

児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

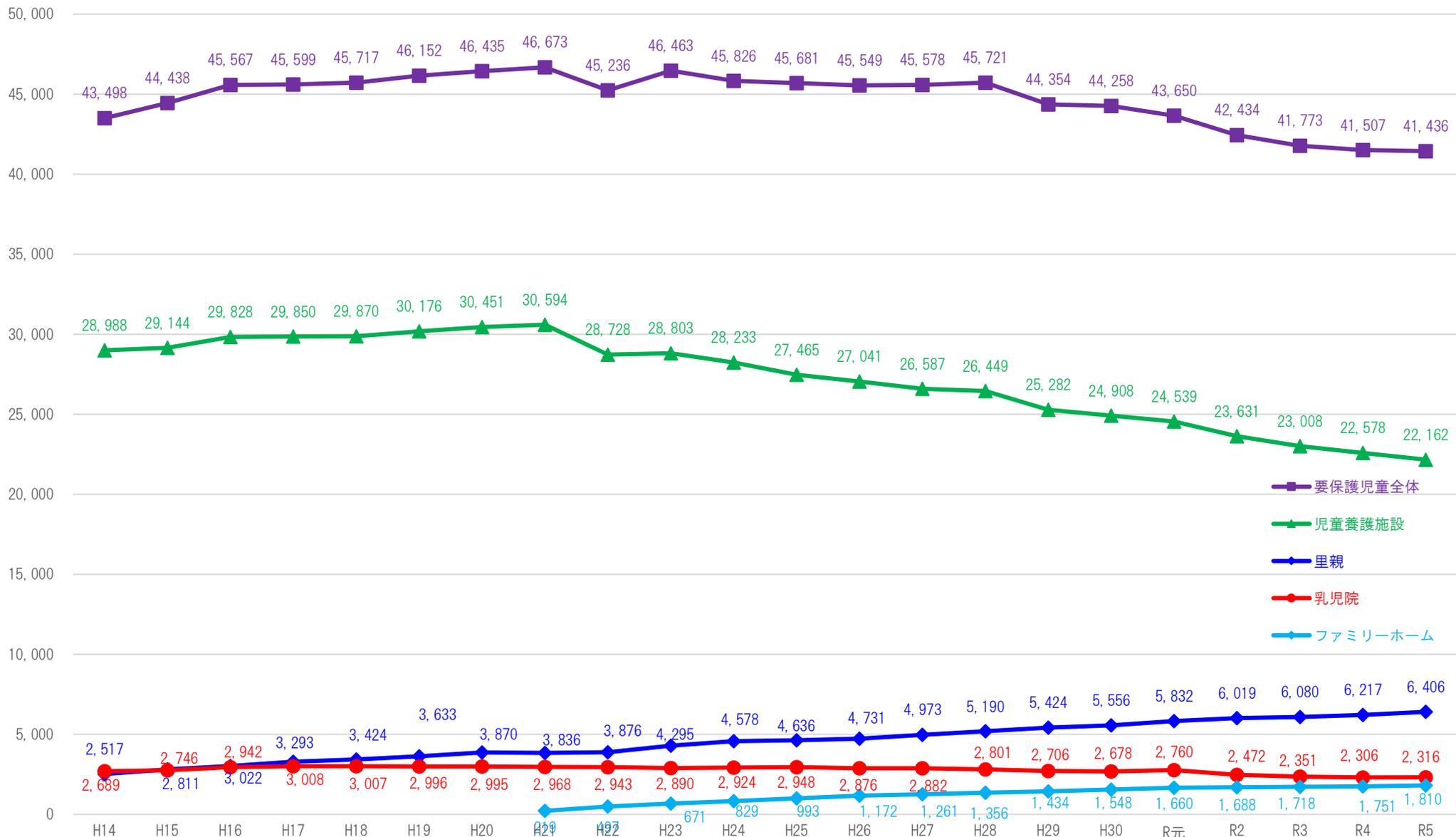
(令和7年3月現在)

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)
令和5年度	51,623 (+2,159)	(22.9%)	36,465 (+1,593)	(16.2%)	2,473 (+80)	(1.1%)	134,948 (+6,834)	(59.8%)	225,509 (+10,666)	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

○要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典)

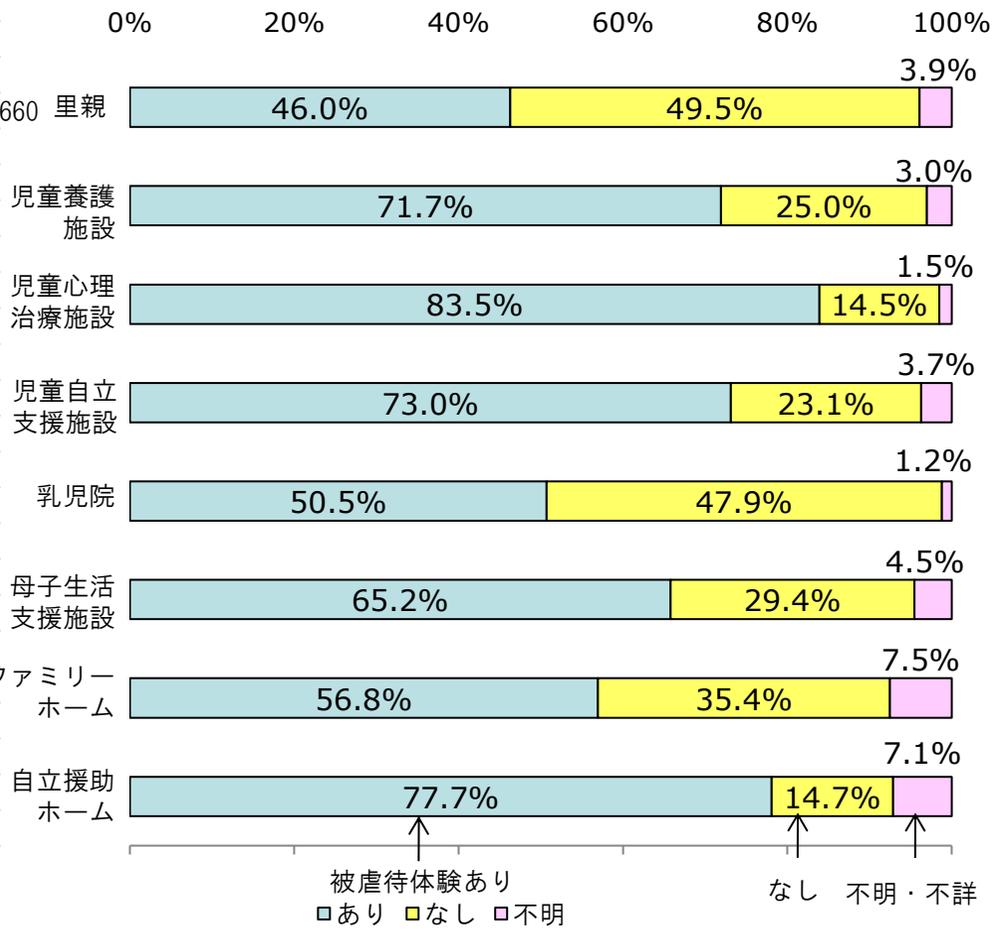
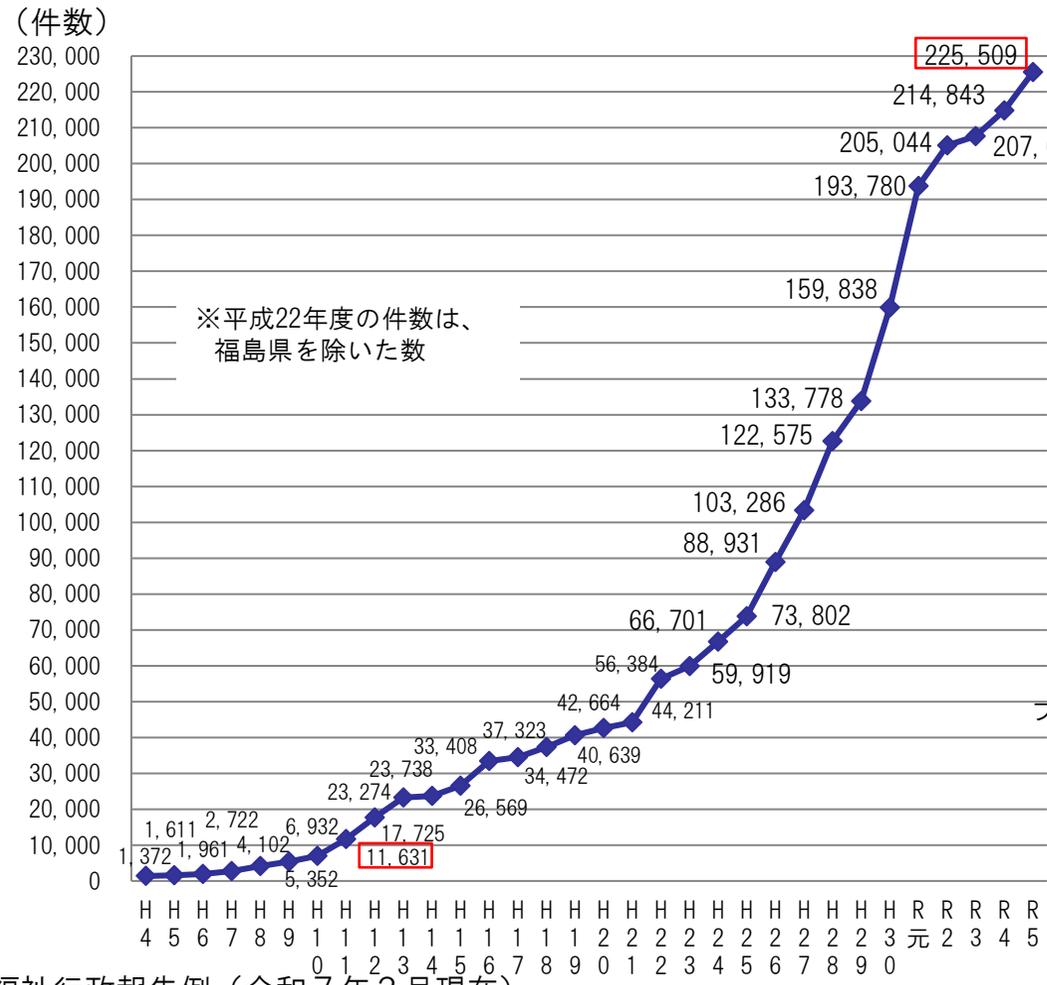
- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和5年度には約19倍に増加。

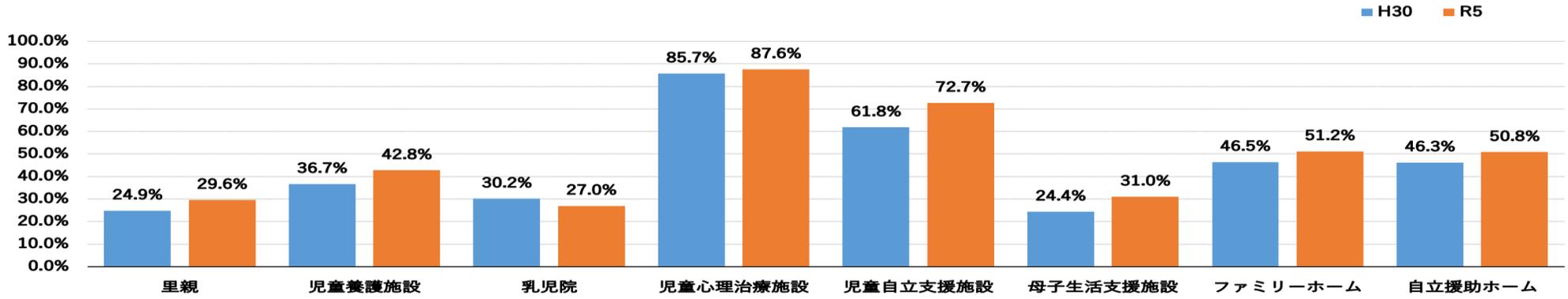
○ 里親に委託されているこどものうち約5割、乳児院に入所しているこどものうち約5割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。



○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とする子どもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																				
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT		
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	436	241	212	32	2,972	136	
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%	
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52	
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%	
H25	47,777	13,554	1,358	251			386		505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764						2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%			0.8%		1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%						4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300			417		618	3,940	586			1,249	526	1,374						3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%			0.9%		1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%						8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274			365		636	3,147	591			816								3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%			0.8%		1.4%	6.9%	1.3%			1.8%								8.4%	

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(各年2月1日現在)

社会的養護に関する施策の一覧について

- 社会的養護に関する施策について、「在宅等への支援」、「里親等への支援」、「施設養護への支援」、「社会的養護経験者等への自立支援」により推進。
- 併せて、それぞれの支援の中核となる「人材の確保・育成・定着への支援」を実施。

在宅等への支援 <<児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化等>>

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 市町村がこども家庭センターや児童家庭支援センター等と連携して、児童養護施設や里親家庭等における子育て短期支援事業（ショートステイ）をはじめとした家庭支援事業を着実に実施するための支援 等

里親等への支援

<<里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等>>

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォスタリング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催 等

施設養護への支援

<<小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等>>

- 乳児院や児童養護施設等による保護者の適切な養育を受けられないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進 等

社会的養護経験者等への自立支援 <<社会的養護経験者等への支援の強化>>

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査 等

人材の確保・育成・定着への支援 <<社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進>>

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスタリング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施 等

社会的養護に関する主な事業の一覧①

○在宅等への支援

事業名	内容	参考
児童家庭支援センター運営等事業	・こどもや家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行う。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童入所施設措置費	・児童相談所が児童家庭支援センター等に指導委託を行った場合の経費を支弁する。 ・入所等児童の保護者等に対する相談援助を行うほか、地域の子育て家庭への支援などの業務を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	(補助金名) 児童入所施設措置費等国庫負担金
子育て短期支援事業	・保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等や里親家庭等において一定期間、養育・保護を行う。	(補助金名) 子ども・子育て支援交付金

○里親等への支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費(再掲)	・里親・ファミリーホームにおけるこどもの養育に必要な費用や里親支援センターの運営に要する費用を支弁する。 ・施設の機能や専門性を活かし、里親等やその養育される児童への支援などの業務を担う里親支援専門相談員を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	(補助金名) 児童入所施設措置費等国庫負担金
里親養育包括支援(フォスターリング)事業	・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。 ・共働き里親等が委託児童等を養育するための環境整備のための先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。【R6補正予算】	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	・里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入等を行う。【R6補正予算】 ・里親が、自身と委託されたこどもの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。【R6補正予算】	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親への委託前養育支援事業	・里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業	・里親制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。	(実施主体)民間団体

社会的養護に関する主な事業の一覧②

○施設養護への支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等におけるこどもの養育に必要な費用を支弁する。 ・小規模化・地域分散化したユニットにおける職員の加配を実施する。 	（補助金名） 児童入所施設措置費等国庫負担金
児童養護施設等体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等職員の業務負担軽減のため、補助者等の雇上げを行う。 ・乳児院や児童養護施設等職員に対して、児童相談所OB等を活用したスーパーバイズ等を実施する。 	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
乳児院等多機能化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等における保護者等が子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図るため、育児指導担当職員を配置する。 ・医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置する。 ・障害等を有する児童に係る入所前の連絡調整や入所中の支援のため、障害児等受入調整員を配置する。 	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等の「高機能化」及び「多機能化」に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
次世代育成支援対策施設整備交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院及び児童養護施設において、小規模かつ地域分散化のための施設改修等を行う。 ※補助率の嵩上げ(1/2→2/3)を令和11年度末まで引き続き実施。	（補助金名） 次世代育成支援対策施設整備交付金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。【R6補正予算】 ・乳児院や児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う。 	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金

社会的養護に関する主な事業の一覧③

○社会的養護経験者等への自立支援

事業名	内容	参考
児童入所施設措置費（再掲）	・児童自立生活援助事業における援助の実施に要する費用を支弁する。 ・入所児童等の退所前後の自立に向けた支援などの業務を担う自立支援担当職員を児童養護施設等に配置するための経費を支弁する。	（補助金名） 児童入所施設措置費等国庫負担金
社会的養護自立支援拠点事業	・社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流の場を開設し、情報提供、相談・助言、関連機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合には、一時的に滞在できる居住支援・生活支援を行う。	（補助金名） 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）
休日夜間緊急支援事業	・社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等体制強化事業（再掲）	・社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）	・社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入等を行う。 【R6補正予算】	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
社会的養護自立支援実態把握事業	・社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化を行う。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
身元保証人確保対策事業	・児童養護施設等に入所中又は退所した子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行う。 【R6補正予算】	（補助金名） 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築する。	（実施主体）民間団体

社会的養護に関する主な事業の一覧④

○里親、施設、事業所等 社会的養護に関わる人材の確保・育成・定着支援

事業名	内容	参考
基幹的職員研修事業	・乳児院や児童養護施設等において、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための研修を行う。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	・各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進すること等により、職員の資質向上及び研修指導者の養成を行う。 ・人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 ・乳児院や児童養護施設等の職員の確保のため、児童養護施設等への就職を志す学生や社会人経験者などを対象とした就職相談会や施設見学会を開催する。	(補助金名) 児童虐待防止対策等総合支援事業費 国庫補助金
里親支援センター等人材育成事業	・里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスターリング機関、乳児院や児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催等を行う。	(実施主体)民間団体
社会的養護魅力発信等事業	働く場所として乳児院や児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援する。	(実施主体)民間団体

3. 里親制度・各施設等の概要

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化
- 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人まで（委託児童については4人まで）
 なお専門里親については委託児童2人まで
 ※里親が行う養育に関する最低基準第17条第1項及び第2項

種類	総数	養育里親		養子縁組里親	親族里親
		要保護児童	うち専門里親		
対象児童		要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	17,381世帯	14,725世帯	712世帯	7,364世帯	632世帯
委託里親数	5,181世帯	4,180世帯	170世帯	326世帯	580世帯
委託児童数	6,406人	5,027人	208人	353人	818人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

※なお、総数については各里親類型間に重複があるため一致しない

里親に支給される手当等

※令和7年度単価

里親手当
 養育里親 90,000円（2人目以降も同額）
 （月額） 専門里親 141,000円（2人目も同額）

※令和2年度から2人目以降の手当額を1人目と同額まで増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 65,910円、乳児以外 57,080円

その他（幼稚園・保育所費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

➤ 里親に支給される手当等の構造

里親手当 養育里親 児童1人あたり月額 90,000円
 専門里親 児童1人あたり月額 141,000円

※令和2年度予算において、2人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ

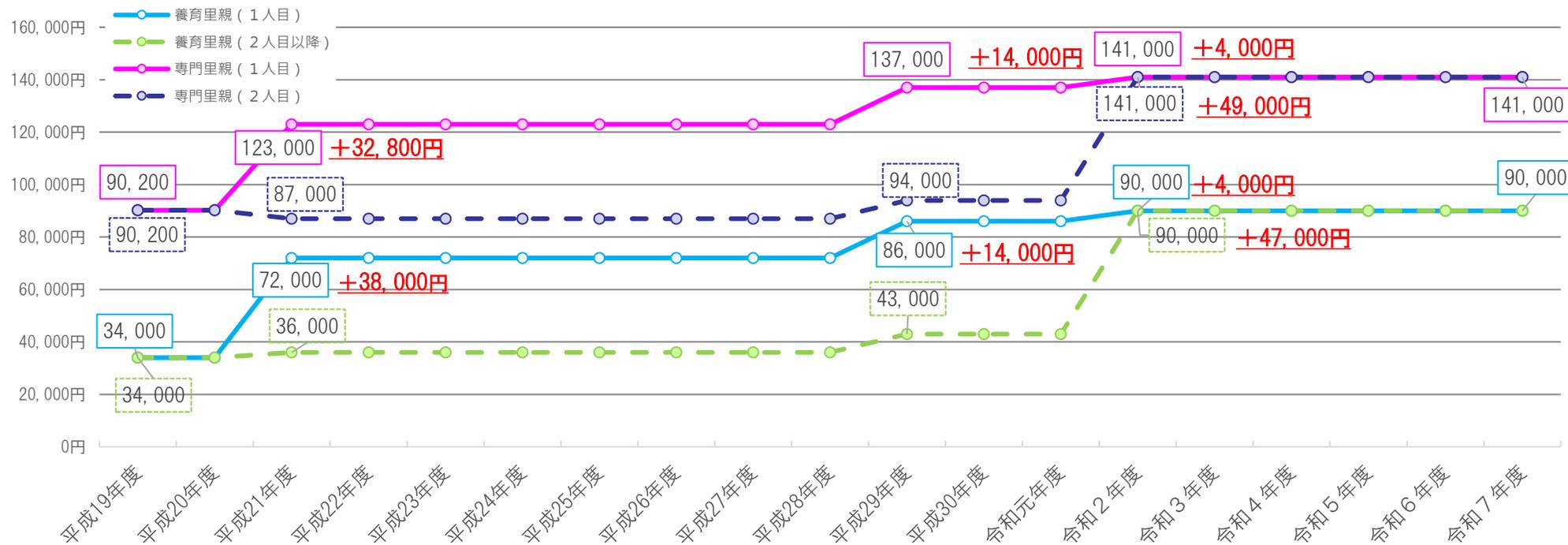
+

一般生活費（食費、被服費等） 乳児 1人あたり月額 65,910円
 乳児以外 1人あたり月額 57,080円

+

その他（幼稚園・保育所費、教育費、医療費、通院費等）

➤ 里親手当額の推移



ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の概要

1. 事業内容

ファミリーホームは、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

個別対応職員1名（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

※ 養育者は、ファミリーホームを行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：487か所、委託児童数：1,810人 ※福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・ 父母が養育を放棄している乳児
- ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
147か所	3,753人	2,316人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
医師又は嘱託医	必置	1人
看護師 保育士 児童指導員	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児(3歳以上) 4.0人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人(ただし、看護師は7人のうち1人以上)	(乳幼児10人以上の場合) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児(3歳以上) 3.0～4.0人につき1人 ※高機能化された生活単位 乳幼児0.8人につき1人 (乳幼児10人未満の場合) 7人(ただし、看護師は7人のうち1人以上)
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置(ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る)	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	—	1～2人
栄養士	必置	1人
調理員	必置(ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能)	乳幼児10人未満の施設の場合1人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合4人(30人定員以降、定員が10人増加するたびに1人加配)
事務職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数 (施設数：147施設)	配置人数
心理療法担当職員	109施設 (74.1%)	164人
里親支援専門相談員	127施設 (86.4%)	150人
家庭支援専門相談員	147施設 (100%)	212人

(※)家庭福祉課調べ(令和6年10月1日現在) なお、家庭支援専門相談員のうち、55施設65人は加配職員

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
607か所	28,966人	22,162人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童指導員 保育士	(本体施設) 0～1歳児 1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 4.0人につき1人 児童（小学生以上） 5.5人につき1人 (地域小規模児童養護施設等) -	(本体施設) 0～1歳児 1.3～1.6人につき1人 2歳児 2.0人につき1人 幼児（3歳以上） 3.0～4.0人につき1人 児童（小学生以上） 4.0～5.5人につき1人 ※高機能化された生活単位 児童1人につき1人 (地域小規模児童養護施設等) 4～6人
個別対応職員	必置	1人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	1～2人
家庭支援専門相談員	必置	1～3人
里親支援専門相談員	-	1～2人
自立支援担当職員	-	1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	1人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合4人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに1人加配）
看護師	0～1歳児1.6人につき1人（ただし1人を下ることはできない）	同左

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：606施設）	配置人数
心理療法担当職員	535施設（88.3%）	908人
里親支援専門相談員	424施設（70.0%）	445人
家庭支援専門相談員	606施設（100.0%）	1,020人

(※)家庭福祉課調べ(令和6年10月1日現在) なお、家庭支援専門相談員のうち、358施設414人は加配職員

(参考) 児童養護施設の形態例

大舎制の例

相談室	児童居室 (4人部屋)
ホール 兼食堂	児童居室 (4人部屋)
	児童居室 (4人部屋)
	児童居室 (4人部屋)
	児童居室 (4人部屋)
男子トイレ	児童居室 (4人部屋)
洗面所	児童居室 (4人部屋)
女子トイレ	
洗濯場	児童居室 (個室)
脱衣場	児童居室 (個室)
浴室	児童居室 (個室)
宿直室	児童居室 (個室)

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)	児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビング 兼食堂	
児童居室 (個室)		
洗濯機		
洗面所		
風呂	キッチン	
	トイレ	職員 宿直室

- ・ 児童数6名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上

「中舎」：同13~19人

「小舎」：同12人以下

「小規模グループケア」：6名（令和6年度末までは8名となる場合がある）

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
(児童福祉法第43条の2) ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- <対象児の具体例> ・場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
<保護者を含めたケア> ・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施
※ 家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
53か所	2,007人	1,287人

(出典) 福祉行政報告例 (令和6年3月末現在)

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員 (加算職員を含む)
施設長	必置	1人
医師	必置	1人
心理療法担当職員	必置 (児童10人につき1人)	児童7~10人につき1人
看護師	必置	1人
児童指導員、保育士	必置 (児童4.5人につき1人)	児童3~4.5人につき1人
家庭支援専門相談員	必置	1~2人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：53施設）	配置人数
心理療法担当職員	53施設（100%）	302人
家庭支援専門相談員	53施設（100%）	77人

（※）家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、20施設24人は加配職員

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞

- ・窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
58か所	3,333人	1,130人

（※1）家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）

（※2）国立2施設を含む。

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき1人）	児童3～4.5人につき1人
個別対応職員	必置	1人
家庭支援専門相談員	必置	1～2人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を1人配置する場合に限る）	1～2人又は児童10人につき1人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	1人
自立支援担当職員	—	1人

6. 主な職員の配置状況

	配置施設数（施設数：58施設）	配置人数
心理療法担当職員	50施設（86.2%）	92人
家庭支援専門相談員	58施設（100%）	62人

（※）家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在） なお、家庭支援専門相談員のうち、3施設4人は加配職員

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

<対象者の具体例>

- ・経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
205か所	4, 241世帯	3, 212世帯	5, 291人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

5. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	1人
母子支援員	必置	10世帯未満 1人 10～19世帯 2人 20世帯以上 3人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	1乳幼児30人につき1人（ただし1人を下ることはできない） ※保育機能強化加算 1人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上 1～2人 20世帯以上 2～3人 30世帯以上 2～4人 ※40世帯以上の場合 1人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	1～2人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	1人

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であって内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・ 入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）
- ・ 入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・ 食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・ なし

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
 (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
 (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
 里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

施設種別	事業所数	定員	現員数
Ⅰ型	369か所	2,345人	1,465人
Ⅱ型	58か所	132人	93人
Ⅲ型	204か所	766人	224人

(※1) 家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）

7. 職員配置について

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合

管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

児童家庭支援センターの概要

1. 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条の2第1項）

※平成9年の児童福祉法改正で制度化（平成10年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 事業内容

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職員配置について

児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- ・ 相談・支援を担当する職員（2名）
- ・ 心理療法等を担当する職員（1名）

5. 施設数

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
か所数	103	108	114	121	130	144	154	164	176

※（出典）社会福祉施設等調査報告（10月1日現在）

里親支援センターの概要

1. 目的

里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。

※令和4年の児童福祉法改正で制度化（令和6年4月1日施行）

2. 設置・運営主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、社会福祉法人等

3. 設備について

事務室、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等、その他、事業を実施するために必要な設備

4. 職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
センター長	必置	1人
里親制度等普及促進担当者 （里親リクルーター）	必置	1人
里親等支援員	必置	登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、 1人ずつ加配
里親研修等担当者 （里親トレーナー）	必置	1人

5. 施設数

	R6	R7
か所数	24	55

（※）家庭福祉課調べ

R6は令和7年1月1日現在。R7は令和7年4月1日現在。

児童家庭支援センターの設置・運営状況

(1) 設置状況の推移(各年10月1日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
か所数	103	108	114	121	130	144	154	164	176

※社会福祉施設等調査報告

(2) 都道府県別の設置状況(令和5年10月1日現在)

都道府県名	設置か所数
北海道	14
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田県	1
山形県	2
福島県	3
茨城県	3
栃木県	1
群馬県	2
埼玉県	3
千葉県	17
東京都	0
神奈川県	24
新潟県	0
富山県	1

都道府県名	設置か所数
石川県	4
福井県	4
山梨県	1
長野県	6
岐阜県	5
静岡県	4
愛知県	1
三重県	6
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	3
兵庫県	10
奈良県	2
和歌山県	2
鳥取県	3
島根県	0

都道府県名	設置か所数
岡山県	3
広島県	4
山口県	5
徳島県	2
香川県	1
愛媛県	1
高知県	5
福岡県	6
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	8
大分県	4
宮崎県	1
鹿児島県	3
沖縄県	2

合計 176か所

※ 社会福祉施設等調査

※ 各都道府県の設置か所数には、指定都市及び児童相談所設置市における設置か所数を含む。

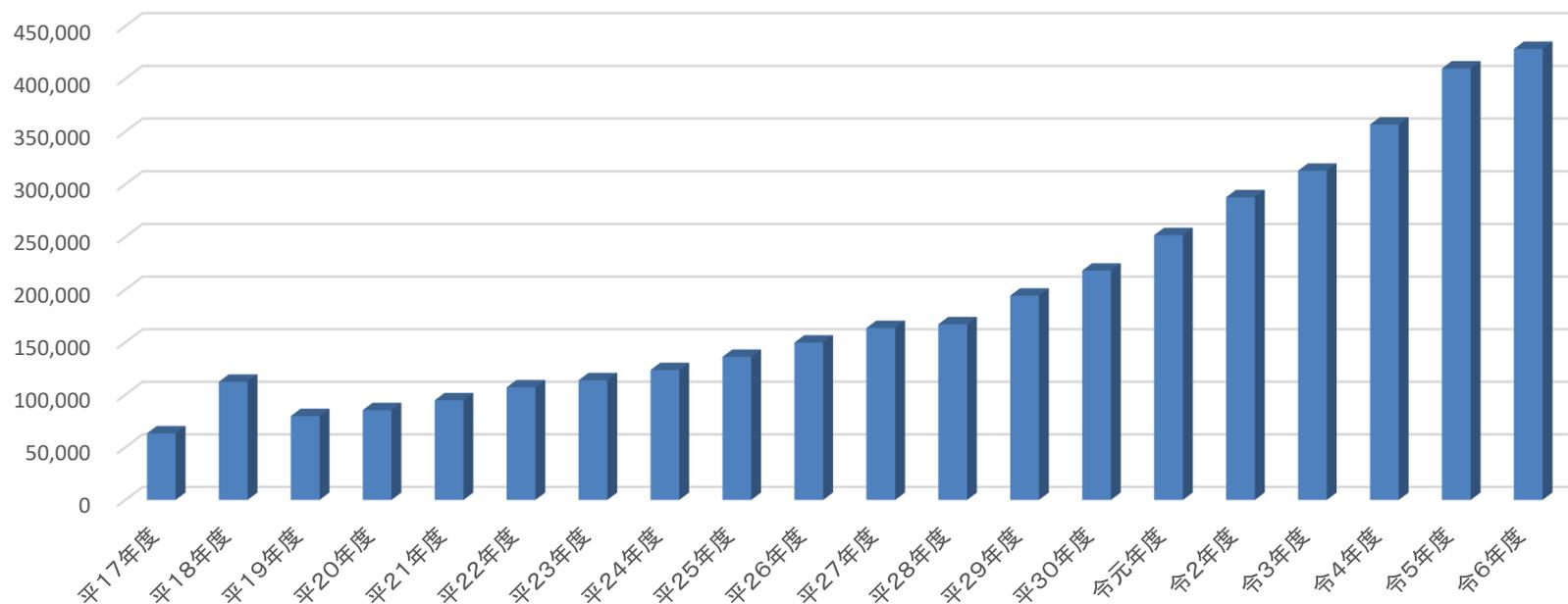
(3) 相談延べ件数の推移(平成17～令和6年度)

(単位:件)

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
63,298	112,352	79,705	85,347	94,713	107,095	113,830	123,495	135,988	149,617

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
163,492	167,070	194,297	218,075	251,709	287,670	312,828	356,701	409,837	428,334

相談延べ件数の推移



(出典) 全国児童家庭支援センター協議会 運営事業実績報告

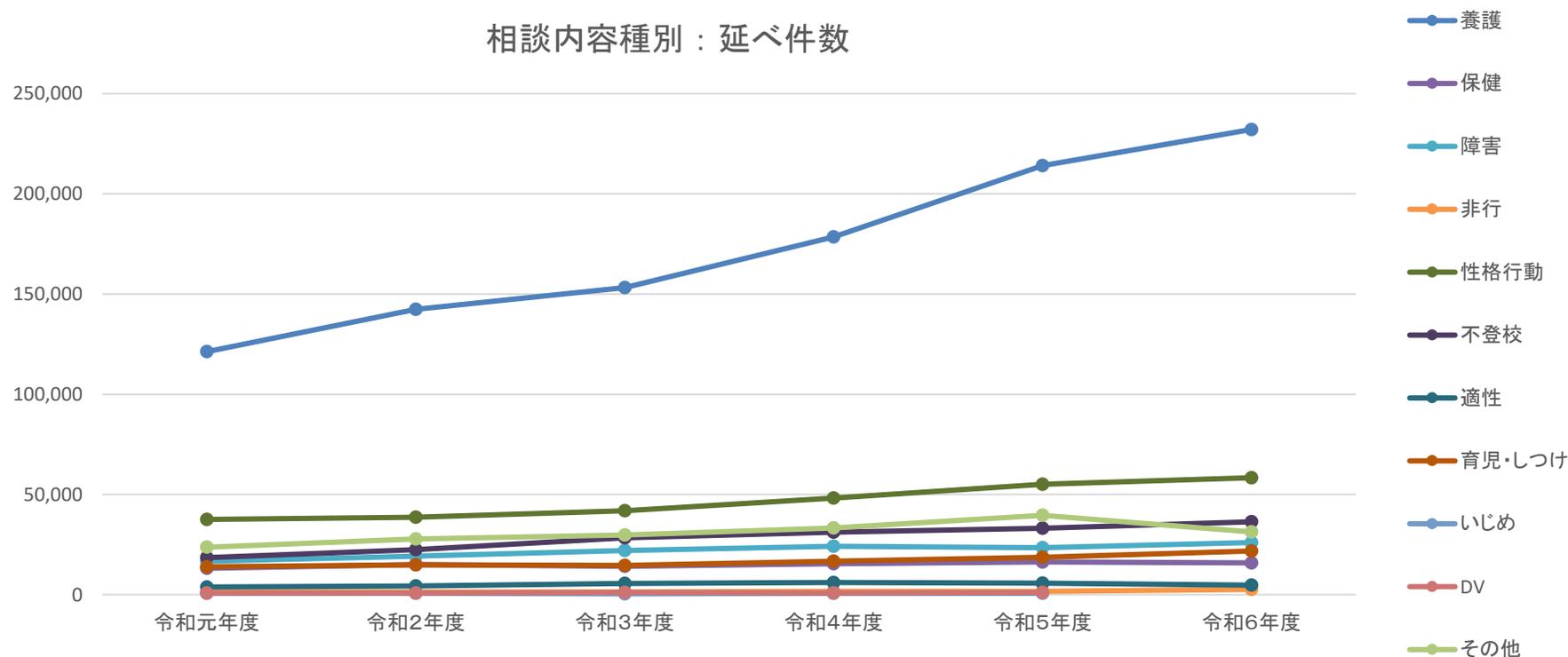
(4) 相談内容種別(令和元～6年度)

(単位:人)

	養護	(虐待)	保健	障害	非行		性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	いじめ	DV	その他	
					ぐ犯等	触法行為								
R元年度	121,282	42,248	13,184	16,674	1,531	-	-	37,555	18,492	3,844	13,951	630	881	23,685
R2年度	142,340	47,729	14,993	19,188	1,334	-	-	38,603	22,544	4,376	14,944	733	829	27,786
R3年度	153,229	44,390	14,248	22,092	1,357	-	-	41,945	28,446	5,589	14,668	423	1,062	29,769
R4年度	178,526	51,225	15,463	24,147	1,616	-	-	48,229	31,223	6,091	16,664	664	838	33,240
R5年度	214,152	64,245	16,350	23,509	1,697	-	-	55,143	33,159	5,777	18,677	651	1,129	39,593
R6年度	232,146	85,565	15,932	26,032	2,026	2,032	594	58,367	36,380	4,693	21,799	-	-	31,359

※ 虐待は養護の再掲

相談内容種別：延べ件数



(参考) 統計表等

(1) 年齢別児童数

(単位：人、%)

	児童数								構成割合(%)							
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	4,538	1,713	958	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
男	3,111	12,008	766	812	1,306	2,338	923	421	51.4%	52.1%	57.4%	71.5%	54.3%	51.5%	53.9%	43.9%
女	2,926	10,801	546	303	1,082	2,181	773	529	48.3%	46.9%	40.9%	26.7%	45.0%	48.1%	45.1%	55.2%
0歳	181	6	0	0	473	112	6	-	3.0%	0.0%	-	-	19.7%	2.5%	0.4%	-
1歳	181	8	0	0	727	269	18	-	3.0%	0.0%	-	-	30.2%	5.9%	1.1%	-
2歳	250	101	0	0	688	306	22	-	4.1%	0.4%	-	-	28.6%	6.7%	1.3%	-
3歳	328	440	2	0	352	341	45	-	5.4%	1.9%	0.1%	-	14.6%	7.5%	2.6%	-
4歳	371	757	3	0	117	355	53	-	6.1%	3.3%	0.2%	-	4.9%	7.8%	3.1%	-
5歳	333	896	5	0	40	361	61	-	5.5%	3.9%	0.4%	-	1.7%	8.0%	3.6%	-
6歳	351	1,080	8	0	6	339	76	-	5.8%	4.7%	0.6%	-	0.2%	7.5%	4.4%	-
7歳	306	1,159	25	0	-	308	93	-	5.1%	5.0%	1.9%	-	-	6.8%	5.4%	-
8歳	308	1,262	46	2	-	288	85	-	5.1%	5.5%	3.4%	0.2%	-	6.3%	5.0%	-
9歳	302	1,373	84	8	-	306	105	-	5.0%	6.0%	6.3%	0.7%	-	6.7%	6.1%	-
10歳	291	1,486	129	17	-	273	101	-	4.8%	6.4%	9.7%	1.5%	-	6.0%	5.9%	-
11歳	297	1,585	159	46	-	245	97	-	4.9%	6.9%	11.9%	4.1%	-	5.4%	5.7%	-
12歳	287	1,684	169	104	-	233	131	-	4.7%	7.3%	12.7%	9.2%	-	5.1%	7.6%	-
13歳	279	1,708	145	187	-	190	95	-	4.6%	7.4%	10.9%	16.5%	-	4.2%	5.5%	-
14歳	327	1,921	209	339	-	180	117	-	5.4%	8.3%	15.7%	29.9%	-	4.0%	6.8%	-
15歳	341	1,963	148	344	-	177	135	16	5.6%	8.5%	11.1%	30.3%	-	3.9%	7.9%	1.7%
16歳	365	1,910	79	55	-	108	136	164	6.0%	8.3%	5.9%	4.8%	-	2.4%	7.9%	17.1%
17歳	367	1,815	54	20	-	83	154	247	6.1%	7.9%	4.0%	1.8%	-	1.8%	9.0%	25.8%
18歳	385	1,575	48	9	-	38	111	251	6.4%	6.8%	3.6%	0.8%	-	0.8%	6.5%	26.2%
19歳	194	249	18	1	-	14	60	191	3.2%	1.1%	1.3%	0.1%	-	0.3%	3.5%	19.9%
20歳	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-	-	-	-	-	-	6.4%
21歳	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	1.9%
22歳	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	0.9%
平均年齢	9.9歳	11.8歳	12.7歳	13.9歳	1.6歳	7.6歳	11.8歳	17.8歳	・	・	・	・	・	・	・	・

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(2) 委託時又は入所時の年齢別児童数

(単位：人、%)

	児 童 数							構成割合(%)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	1,713	958	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0歳	816	68	0	0	1,729	92	-	13.5%	0.3%	0.0%	-	71.9%	5.4%	-
1歳	677	421	2	0	477	97	-	11.2%	1.8%	0.1%	-	19.8%	5.7%	-
2歳	836	3,824	3	0	148	138	-	13.8%	16.6%	0.2%	-	6.2%	8.1%	-
3歳	687	3,186	6	0	40	150	-	11.3%	13.8%	0.4%	-	1.7%	8.8%	-
4歳	409	2,007	3	0	5	112	-	6.8%	8.7%	0.2%	-	0.2%	6.5%	-
5歳	328	1,592	9	0	0	111	-	5.4%	6.9%	0.7%	-	0.0%	6.5%	-
6歳	330	1,663	75	0	0	123	-	5.4%	7.2%	5.6%	-	0.0%	7.2%	-
7歳	246	1,396	117	2	-	91	-	4.1%	6.1%	8.8%	0.2%	-	5.3%	-
8歳	197	1,318	156	11	-	107	-	3.3%	5.7%	11.7%	1.0%	-	6.2%	-
9歳	171	1,283	165	21	-	91	-	2.8%	5.6%	12.4%	1.9%	-	5.3%	-
10歳	186	1,164	184	48	-	77	-	3.1%	5.1%	13.8%	4.2%	-	4.5%	-
11歳	126	1,085	175	121	-	76	-	2.1%	4.7%	13.1%	10.7%	-	4.4%	-
12歳	183	1,052	155	202	-	78	-	3.0%	4.6%	11.6%	17.8%	-	4.6%	-
13歳	173	964	142	351	-	80	-	2.9%	4.2%	10.6%	30.9%	-	4.7%	-
14歳	183	853	82	276	-	86	-	3.0%	3.7%	6.1%	24.3%	-	5.0%	-
15歳	217	706	34	70	-	95	170	3.6%	3.1%	2.5%	6.2%	-	5.5%	17.7%
16歳	163	288	15	21	-	65	301	2.7%	1.2%	1.1%	1.9%	-	3.8%	31.4%
17歳	93	121	6	5	-	34	252	1.5%	0.5%	0.4%	0.4%	-	2.0%	26.3%
18歳	23	17	2	0	-	4	182	0.4%	0.1%	0.1%	-	-	0.2%	19.0%
19歳	3	0	0	0	-	0	35	-	-	-	-	-	-	3.7%
20歳	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0.0%
21歳	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0.1%
22歳	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0.0%
平均年齢	5.4歳	6.7歳	10.2歳	12.8歳	0.4歳	7.5歳	16.6歳

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(3) 委託・入所理由別児童数（令和5年度中新規措置児童）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	123	6.6%	5	0.3%	63	1.6%
父母の行方不明	38	2.0%	18	1.2%	13	0.3%
父母の離婚	17	0.9%	16	1.1%	42	1.1%
父母の不和	14	0.8%	27	1.9%	28	0.7%
父母の拘禁	40	2.1%	23	1.6%	82	2.1%
父母の入院	62	3.3%	35	2.4%	57	1.5%
父母の就労	15	0.8%	26	1.8%	26	0.7%
父母の精神疾患等	188	10.1%	286	19.8%	284	7.4%
父母の放任怠惰	222	11.9%	207	14.3%	479	12.5%
父母の虐待	424	22.8%	367	25.4%	1,715	44.6%
棄児	23	1.2%	8	0.6%	3	0.1%
父母の養育拒否	283	15.2%	96	6.6%	180	4.7%
破産等の経済的理由	118	6.3%	104	7.2%	111	2.9%
児童の問題による監護困難	58	3.1%	-	-	303	7.9%
その他	237	12.7%	227	15.7%	457	11.9%
計	1,862	100.00%	1,445	100.00%	3,843	100.00%

※家庭福祉課調べ

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（令和5年度入所世帯）

区 分		管内入所	広域入所		合 計
			県内	県外	
夫等の暴力	世帯数	199	234	249	682
	児童	350	420	480	1250
入所前の家庭環境の不 適切	世帯数	51	19	10	80
	児童	71	24	12	107
母親の心身の不安定	世帯数	40	9	3	52
	児童	49	11	4	64
職業上の理由	世帯数	0	0	0	0
	児童	0	0	0	0
住宅事情	世帯数	152	28	5	185
	児童	226	36	7	269
経済的理由	世帯数	90	8	2	100
	児童	110	12	2	124
その他	世帯数	37	13	3	53
	児童	53	23	5	81
合 計	世帯数	569	311	272	1,152
	児童	859	526	510	1,895

※家庭福祉課調べ

※単位：世帯数は世帯、入所人員は人

(5) 委託期間又は在所期間別児童数

(単位：人、%)

	児 童 数							構成割合(%)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
総数	6,057	23,043	1,334	1,135	2,404	1,713	958	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1年未満	1,280	3,357	338	580	1,071	312	533	21.1%	14.6%	25.3%	51.1%	44.6%	18.2%	55.6%
1年以上2年未満	905	3,151	338	407	733	274	247	14.9%	13.7%	25.3%	35.9%	30.5%	16.0%	25.8%
2年以上3年未満	702	2,549	256	101	380	198	102	11.6%	11.1%	19.2%	8.9%	15.8%	11.6%	10.6%
3年以上4年未満	585	2,372	166	33	153	210	40	9.7%	10.3%	12.4%	2.9%	6.4%	12.3%	4.2%
4年以上5年未満	465	1,969	99	10	44	150	17	7.7%	8.5%	7.4%	0.9%	1.8%	8.8%	1.8%
5年以上6年未満	368	1,594	56	-	16	116	3	6.1%	6.9%	4.2%	-	0.7%	6.8%	0.3%
6年以上7年未満	327	1,354	46	-	3	78	1	5.4%	5.9%	3.4%	-	0.1%	4.6%	0.1%
7年以上8年未満	243	1,228	11	-	-	87	-	4.0%	5.3%	0.8%	-	-	5.1%	-
8年以上9年未満	220	1,103	10	-	-	70	-	3.6%	4.8%	0.7%	-	-	4.1%	-
9年以上10年未満	172	914	8	-	-	61	-	2.8%	4.0%	0.6%	-	-	3.6%	-
10年以上11年未満	152	784	4	-	-	44	-	2.5%	3.4%	0.3%	-	-	2.6%	-
11年以上12年未満	157	657	1	-	-	40	-	2.6%	2.9%	0.1%	-	-	2.3%	-
12年以上	477	1,990	-	-	-	68	-	7.9%	8.6%	-	-	-	4.0%	-
平均期間	4.5年	5.2年	2.5年	1.1年	1.4年	4.3年	1.2年

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含み、平均には不詳を含まない。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(6) 入所時の年齢別母子生活支援施設入所世帯数

(単位：人)

総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
2,780	40	346	498	559	597	402	226	76
100.0%	1.4%	12.4%	17.9%	20.1%	21.5%	14.5%	8.1%	2.7%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(7) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数（令和5年度）

(単位：世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	184	160	304	221	91	64	74	20	1,118

※家庭福祉課調べ

(8) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態（令和5年度）

(単位：世帯)

区分	親・親 戚との 同居	成人し た子と の同居	元の配 偶者 (再婚 含む) と同居	元の配 偶者以 外と結 婚して 同居	単独の母子世帯				他の母 子生活 支援施 設	その 他・不 明	合計	
					公営 住宅	民間ア パート	社宅	本人宅				
世帯数	74	0	64	30	831	337	472	5	17	39	80	1,118

※家庭福祉課調べ

(9) 児童養護施設の入退所の状況 (令和5年度中)

(単位:人)

令和5年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
989	2805	49	3843	1668	61	873	539	14	3	23	7	429	3617	669

変更前の内訳

乳児院	他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
411	163	100	119	9	135	42	10

変更後の内訳

他の 児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他
135	60	102	121	22	1	138	71	19

(10) 乳児院の入退所の状況 (令和5年度中)

(単位:人)

令和5年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計
401	923	121	1445

令和5年度退所児童数							変更
解除							他の児童 福祉施設 等
家庭環境 改善	児童の状 況改善	普通養子 縁組	特別養子 縁組	死亡	その他	計	
447	4	22	68	0	44	585	849

変更前の内訳

他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミ リー ホーム	医療機関	その他
51	15	34	2	292	7

変更後の内訳

他の 乳児院	児童養護 施設	児童心 理治療 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生活 支援施設	障害児入 所施設	その他
14	424	1	337	23	4	46	0

※家庭福祉課調べ

(11) 児童心理治療施設の入退所の状況 (令和5年度中)

(単位：人)

令和5年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除									変更	
				家庭環境 改善	児童の状 況改善	就職	進学(大 学等)	普通養子 縁組	特別養子 縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
125	348	31	504	94	143	31	23	0	0	3	2	68	364	161

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
4	73	8	10	2	17	4	7

変更後の内訳

児童養 護施設	他の 児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他
89	7	10	15	14	1	14	10	1

(12) 児童自立支援施設の入退所の状況 (令和5年度中)

(単位：人)

令和5年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度退所児童数										
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除									変更	
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
157	629	7	793	59	348	15	1	0	0	7	0	94	524	265

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	その他
0	108	7	20	0	9	6	7

変更後の内訳

児童養 護施設	児童心 理治療 施設	他の 児童自 立支援 施設	里親	ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援 助ホー ム	障害児 入所施 設	その他
130	6	16	14	16	1	58	21	3

※家庭福祉課調べ

(13) 自立援助ホームの入退居の状況 (令和5年度中)

(単位：人)

令和5年度新規入居児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
251	516	51	818	114	41	145	32	1	0	48	4	140	525	50

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	109	8	33	1	30	16	54	2	0	0	1	1	0	38	3	5

(14) 里親の委託・委託解除の状況 (令和5年度中)

(単位：人)

令和5年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更 他の児童福祉施設等
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
820	997	45	1862	292	10	131	135	10	325	8	2	282	1195	473

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
430	141	17	12	4	172	34	10	19	155	16	8	155	81	0	27	9	3

※家庭福祉課調べ

(15) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（令和5年度中）

（単位：人）

令和4年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除									変更	
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
181	295	17	493	116	8	64	33	0	1	9	0	74	305	120

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
28	29	9	16	0	79	18	2

変更後の内訳

乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
1	44	4	5	31	11	0	17	4	3

※家庭福祉課調べ

(16) 新生児等の措置先（令和5年度中）

（単位：人）

措置時の年齢	措置先				
	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリー ホーム	合計
0歳児（1か月未満）	311	1	95	4	411
0歳児（1か月以上）	634	1	211	9	855
1歳以上2歳未満	291	8	165	13	477
合計	1,236	10	471	26	1,743
割合	70.9%	0.6%	27.0%	1.5%	100.0%

※家庭福祉課調べ

(17) 新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（令和5年度）

（単位：人）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	1	12	4	6	10	7
青森県	4	16	2	2	2	1
岩手県	3	7	1	0	0	1
宮城県	0	3	2	0	0	0
秋田県	2	6	0	0	0	1
山形県	5	1	1	0	3	1
福島県	0	2	1	4	5	8
茨城県	14	9	6	0	1	3
栃木県	4	16	4	3	7	5
群馬県	2	8	4	8	2	5
埼玉県	21	39	21	1	5	10
千葉県	3	13	7	0	7	8
東京都	53	85	38	0	21	10
神奈川県	7	24	6	0	3	2
新潟県	5	4	1	0	0	0
富山県	1	2	3	1	0	1
石川県	0	4	0	0	0	0
福井県	0	0	2	0	0	3
山梨県	2	2	2	0	1	4
長野県	7	6	3	2	6	1
岐阜県	4	2	4	5	1	1
静岡県	6	6	7	1	3	4
愛知県	5	20	16	6	8	4
三重県	6	6	5	1	1	1
滋賀県	2	3	3	0	1	1
京都府	3	5	1	0	1	1
大阪府	12	24	14	0	4	6
兵庫県	1	10	8	1	0	1
奈良県	1	5	2	0	0	0
和歌山県	0	2	2	1	0	1
鳥取県	5	2	1	0	0	1
島根県	1	10	4	0	2	0
岡山県	0	3	0	0	1	8
広島県	0	7	4	2	4	3
山口県	3	10	2	1	1	2
徳島県	1	7	2	1	0	0
香川県	1	4	1	1	5	0
愛媛県	1	4	4	12	5	0
高知県	1	2	3	0	2	0
福岡県	2	9	9	5	7	5

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
佐賀県	0	6	1	0	2	0
長崎県	4	6	2	1	4	2
熊本県	2	1	1	0	3	1
大分県	2	4	1	1	5	1
宮崎県	1	8	1	0	2	1
鹿児島県	7	9	1	2	2	1
沖縄県	5	2	0	0	4	3
札幌市	3	16	2	0	12	6
仙台市	4	4	6	0	1	3
さいたま市	1	6	5	0	4	0
千葉市	0	6	3	0	1	0
横浜市	0	21	5	2	8	3
川崎市	6	12	4	1	3	0
相模原市	3	8	5	0	0	3
新潟市	0	4	0	1	2	3
静岡市	1	1	0	1	3	1
浜松市	1	0	0	0	4	2
名古屋市	11	7	8	3	8	4
京都市	4	4	2	0	2	1
大阪市	26	28	8	0	3	10
堺市	0	6	1	2	1	1
神戸市	5	14	3	0	0	2
岡山市	1	3	2	0	0	0
広島市	2	5	6	0	2	0
北九州市	4	11	3	0	2	0
福岡市	0	4	4	0	5	2
熊本市	7	8	4	16	0	2
横須賀市	0	3	0	0	0	0
金沢市	3	3	0	0	2	0
明石市	1	0	1	0	0	0
奈良市	1	2	2	0	0	2
世田谷区	0	2	1	0	0	0
江戸川区	3	3	2	0	1	0
荒川区	1	0	1	0	0	0
港区	1	1	2	0	1	0
中野区	6	5	1	1	1	0
板橋区	1	2	1	0	1	0
豊島区	5	6	2	0	3	0
葛飾区	0	3	0	0	0	1
合計	311	634	291	95	211	165

※家庭福祉課調べ

(18) 乳児院退所後の措置変更先(都道府県市別)(令和5年度)

(単位:人、%)

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数						乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数						
		里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ	里親(FH含)へ		児童養護施設へ		その他へ				
		児童数	割合	児童数	割合		児童数		割合	児童数		割合			
北海道	9	14	5	35.7%	8	57.1%	1	福岡県	13	24	9	37.5%	13	54.2%	2
青森県	11	7	5	71.4%	2	28.6%	0	佐賀県	5	0	0	-	0	-	0
岩手県	4	11	4	36.4%	6	54.5%	1	長崎県	14	2	0	0.0%	2	100.0%	0
宮城県	3	9	6	66.7%	3	33.3%	0	熊本県	2	8	4	50.0%	4	50.0%	0
秋田県	3	9	7	77.8%	2	22.2%	0	大分県	3	9	6	66.7%	3	33.3%	0
山形県	6	10	4	40.0%	4	40.0%	2	宮崎県	5	16	5	31.3%	11	68.8%	0
福島県	0	6	5	83.3%	0	0.0%	1	鹿児島県	3	22	5	22.7%	16	72.7%	1
茨城県	8	17	10	58.8%	7	41.2%	0	沖縄県	2	1	1	100.0%	0	0.0%	0
栃木県	12	26	15	57.7%	9	34.6%	2	札幌市	2	19	14	73.7%	5	26.3%	0
群馬県	2	17	12	70.6%	4	23.5%	1	仙台市	12	8	4	50.0%	3	37.5%	1
埼玉県	25	60	24	40.0%	30	50.0%	6	さいたま市	1	14	5	35.7%	8	57.1%	1
千葉県	11	16	5	31.3%	9	56.3%	2	千葉市	1	8	0	0.0%	8	100.0%	0
東京都	108	75	28	37.3%	43	57.3%	4	横浜市	12	10	0	0.0%	6	60.0%	4
神奈川県	22	19	7	36.8%	12	63.2%	0	川崎市	10	9	8	88.9%	1	11.1%	0
新潟県	5	3	1	33.3%	2	66.7%	0	相模原市	4	9	8	88.9%	0	0.0%	1
富山県	3	8	6	75.0%	2	25.0%	0	新潟市	1	1	1	100.0%	0	0.0%	0
石川県	0	3	0	0.0%	3	100.0%	0	静岡市	0	1	0	0.0%	0	0.0%	1
福井県	1	6	4	66.7%	2	33.3%	0	浜松市	1	0	0	-	0	-	0
山梨県	4	9	8	88.9%	0	0.0%	1	名古屋市	5	18	10	55.6%	7	38.9%	1
長野県	8	10	4	40.0%	5	50.0%	1	京都市	2	11	3	27.3%	4	36.4%	4
岐阜県	2	8	0	0.0%	5	62.5%	3	大阪市	21	39	13	33.3%	24	61.5%	2
静岡県	3	14	7	50.0%	6	42.9%	1	堺市	2	4	0	0.0%	3	75.0%	1
愛知県	23	32	13	40.6%	18	56.3%	1	神戸市	20	10	2	20.0%	6	60.0%	2
三重県	13	9	3	33.3%	6	66.7%	0	岡山市	2	1	0	0.0%	1	100.0%	0
滋賀県	7	5	3	60.0%	2	40.0%	0	広島市	0	6	0	0.0%	6	100.0%	0
京都府	5	3	0	0.0%	1	33.3%	2	北九州市	5	9	0	0.0%	8	88.9%	1
大阪府	25	39	11	28.2%	24	61.5%	4	福岡市	8	6	6	100.0%	0	0.0%	0
兵庫県	9	18	4	22.2%	14	77.8%	0	熊本市	4	9	9	100.0%	0	0.0%	0
奈良県	1	8	3	37.5%	3	37.5%	2	横須賀市	1	2	0	0.0%	2	100.0%	0
和歌山県	2	12	4	33.3%	8	66.7%	0	金沢市	0	7	5	71.4%	1	14.3%	1
鳥取県	4	9	4	44.4%	3	33.3%	2	明石市	0	0	0	-	0	-	0
島根県	5	6	6	100.0%	0	0.0%	0	奈良市	1	3	1	33.3%	1	33.3%	1
岡山県	1	3	1	33.3%	2	66.7%	0	世田谷区	3	1	1	100.0%	0	0.0%	0
広島県	9	6	3	50.0%	3	50.0%	0	江戸川区	5	2	0	0.0%	1	50.0%	1
山口県	7	12	6	50.0%	5	41.7%	1	荒川区	2	4	0	0.0%	4	100.0%	0
徳島県	9	4	0	0.0%	3	75.0%	1	港区	2	1	1	-	0	-	0
香川県	8	6	3	50.0%	2	33.3%	1	中野区	5	3	2	66.7%	1	33.3%	0
愛媛県	7	8	2	25.0%	6	75.0%	0	板橋区	4	6	2	33.3%	4	66.7%	0
高知県	3	5	1	20.0%	4	80.0%	0	豊島区	10	3	0	-	3	-	0
								葛飾区	4	1	1	-	0	-	0
								合計	585	849	360	42.4%	424	49.9%	65

※家庭福祉課調べ

(19) 委託(入所)時の保護者の状況別児童数
(単位:人、%)

	総数	保護者の状況別		
		両親又は父母のどちらかあり	両親ともいない	両親とも不明
里親	6,057	5,215	708	106
	100.0%	86.1%	11.7%	1.8%
児童養護施設	23,043	21,990	767	222
	100.0%	95.4%	3.3%	1.0%
児童心理治療施設	1,334	1,268	45	13
	100.0%	95.1%	3.4%	1.0%
児童自立支援施設	1,135	1,088	29	10
	100.0%	95.9%	2.6%	0.9%
乳児院	2,404	2,382	10	9
	100.0%	99.1%	0.4%	0.4%
ファミリーホーム	1,713	1,536	107	51
	100.0%	89.7%	6.2%	3.0%
自立援助ホーム	958	859	73	22
	100.0%	89.7%	7.6%	2.3%

(20) 家族との交流関係別児童数
(単位:人、%)

	総数	交流あり			交流なし
		電話・メール・手紙	面会	一時帰宅	
里親	6,057	351	1,447	346	3,870
	100.0%	5.8%	23.9%	5.7%	63.9%
児童養護施設	23,043	2,537	8,159	6,499	5,740
	100.0%	11.0%	35.4%	28.2%	24.9%
児童心理治療施設	1,334	120	502	423	283
	100.0%	9.0%	37.6%	31.7%	21.2%
児童自立支援施設	1,135	67	457	422	183
	100.0%	5.9%	40.3%	37.2%	16.1%
乳児院	2,404	155	1,430	188	625
	100.0%	6.4%	59.5%	7.8%	26.0%
ファミリーホーム	1,713	129	610	239	723
	100.0%	7.5%	35.6%	14.0%	42.2%
自立援助ホーム	958	194	167	121	472
	100.0%	20.3%	17.4%	12.6%	49.3%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果(令和5年2月1日現在)

(21) 家族との交流頻度別児童数(20)における「交流あり」の頻度別内訳

(単位:人、%)

	児童数							構成割合(%)						
	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	乳児院	ファミリーホーム	自立援助ホーム
【電話・メール・手紙】														
総数	351	2,537	120	67	155	129	194	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	37	478	25	11	66	13	59	10.5%	18.8%	20.8%	16.4%	42.6%	10.1%	30.4%
年2回～11回	191	1,518	73	45	73	71	102	54.4%	59.8%	60.8%	67.2%	47.1%	55.0%	52.6%
年1回ぐらい	123	534	20	10	13	43	31	35.0%	21.0%	16.7%	14.9%	8.4%	33.3%	16.0%
【面会】														
総数	1,447	8,159	502	457	1,430	610	167	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	260	1,781	101	151	796	137	42	18.0%	21.8%	20.1%	33.0%	55.7%	22.5%	25.1%
年2回～11回	900	5,405	341	275	555	355	97	62.2%	66.2%	67.9%	60.2%	38.8%	58.2%	58.1%
年1回ぐらい	287	956	58	31	78	118	25	19.8%	11.7%	11.6%	6.8%	5.5%	19.3%	15.0%
【一時帰宅】														
総数	346	6,499	423	422	188	239	121	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
月1回以上	131	2,223	191	158	167	87	45	37.9%	34.2%	45.2%	37.4%	88.8%	36.4%	37.2%
年2回～11回	195	3,941	222	250	19	124	68	56.4%	60.6%	52.5%	59.2%	10.1%	51.9%	56.2%
年1回ぐらい	20	318	10	14	2	27	8	5.8%	4.9%	2.4%	3.3%	1.1%	11.3%	6.6%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果(令和5年2月1日現在)

(22) 定員規模別児童福祉施設数（令和6年10月1日現在）

（単位：か所）

種別 認可定員	乳児院		児童養護施設		児童心理治療施設 ※入所のみ		児童自立支援施設 ※入所のみ		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	147	100.0%	606	100.0%	53	100.0%	58	100.0%	195	100.0%
20人以下	74	50.3%	9	1.5%	6	11.3%	2	3.4%	163	83.6%
21～30	38	25.9%	105	17.3%	18	34.0%	12	20.7%	24	12.3%
31～40	25	17.0%	135	22.3%	15	28.3%	5	8.6%	3	1.5%
41～50	3	2.0%	176	29.0%	12	22.6%	13	22.4%	5	2.6%
51～60	3	2.0%	90	14.9%	2	3.8%	10	17.2%	-	-
61～70	3	2.0%	41	6.8%	-	-	5	8.6%	-	-
71～80	1	0.7%	22	3.6%	-	-	1	1.7%	-	-
81～90	-	-	10	1.7%	-	-	2	3.4%	-	-
91～100	-	-	6	1.0%	-	-	1	1.7%	-	-
101～110	-	-	5	0.8%	-	-	0	0%	-	-
111～120	-	-	3	0.5%	-	-	3	5.2%	-	-
121～150	-	-	4	0.7%	-	-	4	6.9%	-	-
151人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※家庭福祉課調べ

※母子生活支援施設の定員については世帯数

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

(23) 里親申込みの動機別里親家庭数

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他
4,815	2,395	1,258	563	556
100.00%	49.7%	26.1%	11.7%	11.5%

(24) 登録期間別里親家庭数

総数	5年未満	5年～9年	10年～14年	15年以上
4,815	2,114	1,306	809	574
100.00%	43.9%	27.1%	16.8%	11.9%

(25) 委託児童別里親家庭数

総数	1人	2人	3人	4人
4,815	3,789	793	174	33
100.00%	78.7%	16.5%	3.6%	0.7%

(26) 里親の年齢別里親家庭数

	総数	里親の年齢					いない
		30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	
里父	4,815	12	240	1,070	1,412	1,388	678
	100.0%	0.2%	5.0%	22.2%	29.3%	28.8%	14.1%
里母	4,815	31	257	1,342	1,735	1,334	101
	100.0%	0.6%	5.3%	27.9%	36.0%	27.7%	2.1%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(27) 仕事の種類別里親家庭数

	総数	里親の仕事の種類											いない	
		社会福祉事業 従事者	宗教家	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	その他の 就業者		就業して いない
里父	4,815	247	465	140	784	189	595	197	127	254	327	413	374	678
	100.0%	5.1%	9.7%	2.9%	16.3%	3.9%	12.4%	4.1%	2.6%	5.3%	6.8%	8.6%	7.8%	14.1%
里母	4,815	476	309	124	366	58	443	133	69	44	361	494	1,812	101
	100.0%	9.9%	6.4%	2.6%	7.6%	1.2%	9.2%	2.8%	1.4%	0.9%	7.5%	10.3%	37.6%	2.1%

(28) 年間所得（税込）

	平均所得金額
里親家庭	601.1万円
一般家庭	545.7万円

(29) 住宅の所有状況別里親家庭数

総数	自家		借家		その他	不明
	一戸建て	集合住宅	一戸建て	集合住宅		
4,815	3,392	454	261	546	78	35
100.0%	70.4%	9.4%	5.4%	11.3%	1.6%	0.7%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※(29)一般家庭の平均所得金額は「令和4年国民生活基礎調査」

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

(30) 就業状況（令和6年3月1日現在）

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況		
		5,268 (100%)	夫婦世帯 4,567 (86.7%)	共働き
一方が働いている	1,634			31.0%
どちらも働いていない	250			4.7%
ひとり親世帯 701 (13.3%)	働いている		501	9.5%
	働いていない		200	3.8%

※家庭福祉課調べ

(31) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（令和5年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
乳児院	75	452	1,073
児童養護施設	203	1,172	3,300
里親	1,051	2,969	7,962
その他	74	370	1,056
合計	1,403	4,963	13,391

※レスパイト・ケアを利用した里親
世帯数・・・1,696世帯

※家庭福祉課調べ

(32) 里親養育支援児童福祉司の配置状況について（令和6年4月1日現在）（虐待防止対策課調べ）

北海道	9
青森県	6
岩手県	5
宮城県	3
秋田県	4
山形県	2
福島県	4
茨城県	0
栃木県	3
群馬県	4
埼玉県	4
千葉県	15
東京都	30
神奈川県	19
新潟県	9
富山県	2
石川県	3
福井県	2
山梨県	2
長野県	8
岐阜県	6
静岡県	7
愛知県	18
三重県	6

滋賀県	4
京都府	7
大阪府	20
兵庫県	11
奈良県	5
和歌山県	5
鳥取県	3
島根県	3
岡山県	4
広島県	4
山口県	6
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	3
高知県	2
福岡県	12
佐賀県	4
長崎県	2
熊本県	1
大分県	7
宮崎県	3
鹿児島県	5
沖縄県	6
合計	293

※ 各都道府県には指定都市、児童相談所設置市の人数含む。

4. 里親等委託の推進

○里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）



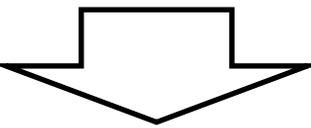
昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施



平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施



- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）



- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%を目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

平成28年児童福祉法改正

- ・児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（家庭養育優先原則）（公布日（平成28年6月3日）施行）
- ・一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）

平成28年児童福祉法改正を踏まえた取組

- ・「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標（※）が示された。（平成29年8月）
 - ※・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する。
 - ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。等
- ・「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に対し、「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定いただくよう依頼。（平成30年7月）
- ・質の高い里親養育を実現するため、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を策定。（平成30年7月）

令和4年児童福祉法改正

- ・児童相談所の業務負担が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要があることから、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることとした。（令和6年4月1日施行）

○里親委託を推進する上での課題と取組

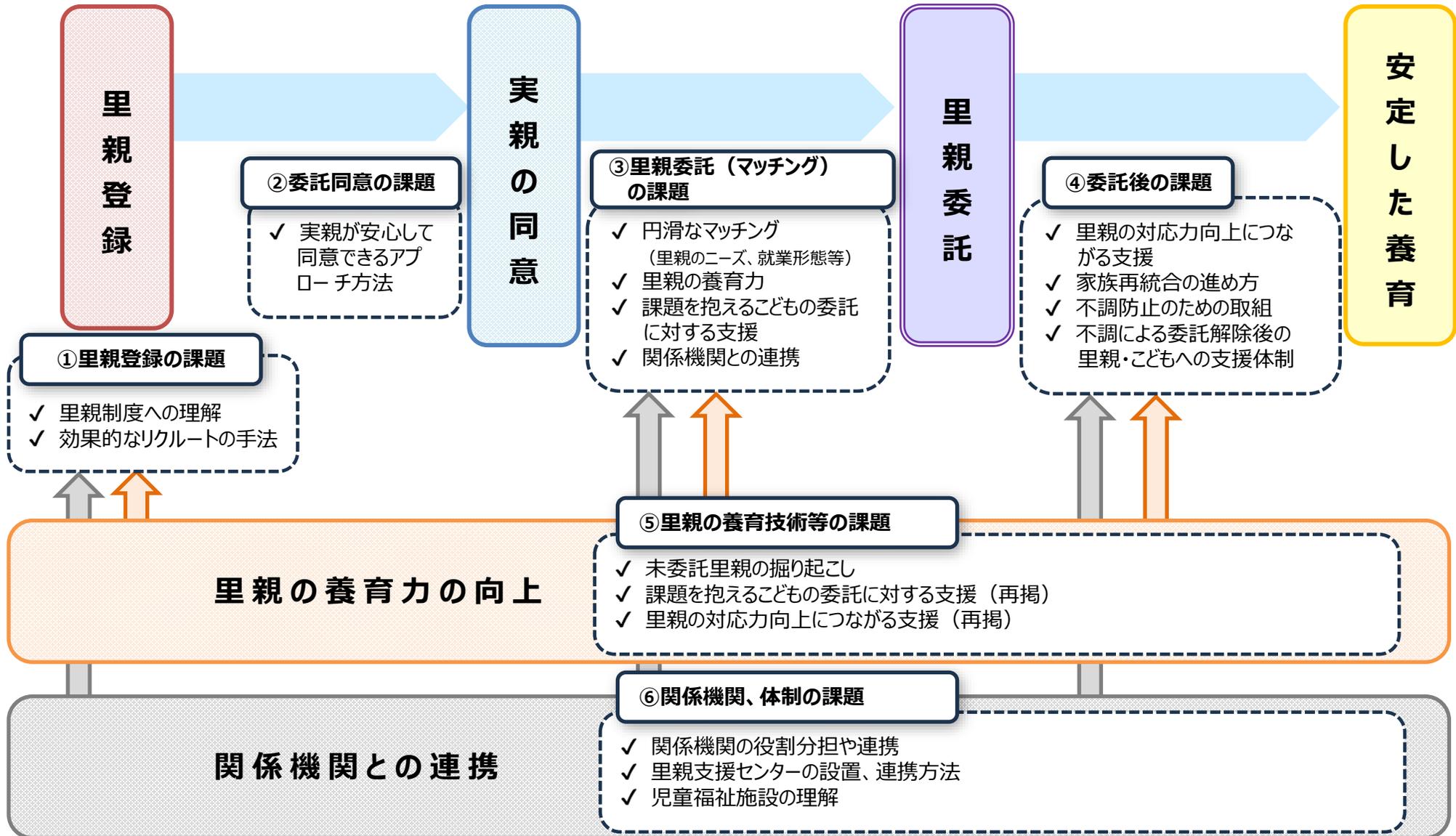
里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設等なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

○里親等委託の更なる推進のための課題整理



○里親登録（認定）の要件

基本的な要件

- ①要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ②経済的に困窮していないこと（親族里親は除く。）。
- ③里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法等、福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

+

養育里親

- ・ 養育里親研修を修了していること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

専門里親

- ・ 専門里親研修を修了していること。
- ・ 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ・ 委託児童の養育に専念できること。

※年齢に一律の上限は設けない。養育可能な年齢であるかどうかを判断。

養子縁組里親

- ・ 養子縁組里親研修を修了していること。
- ※一定の年齢に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって排除しない。こどもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の見通しを具体的に話し合いながら検討。

親族里親

- ・ 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ・ 要保護児童の両親等が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

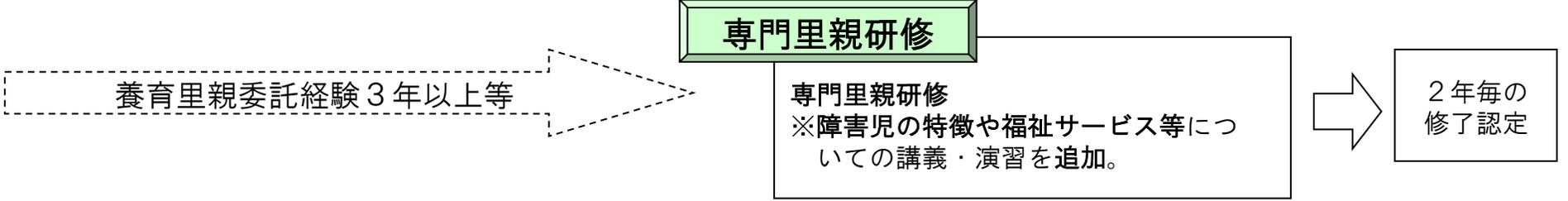
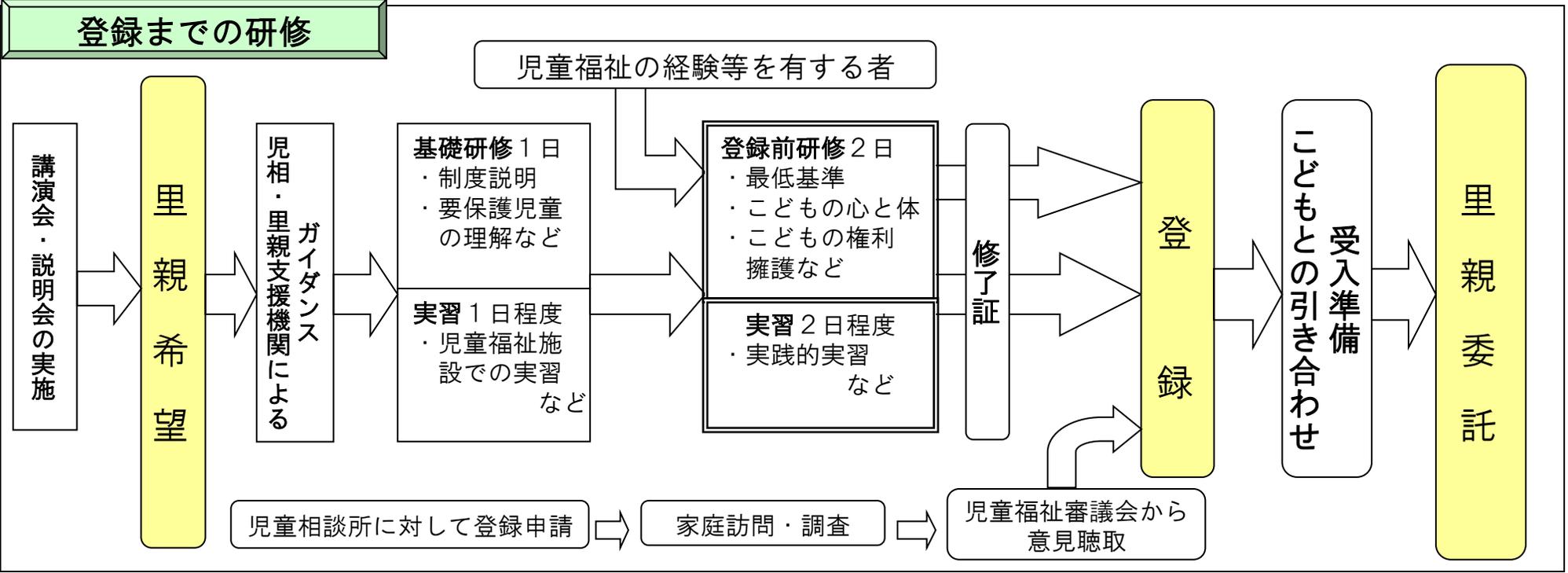
都道府県児童福祉審議会の意見聴取

里親名簿への登録

親族里親の認定

5年ごとの登録の更新（更新研修の受講） ※専門里親は2年ごと

○養育里親の里親研修と登録の流れ



○養育里親研修カリキュラム

※ 実施機関は、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 養育里親を希望する者を対象とする	○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。	1日 ＋ 養育実習1日 程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要するこどもの理解 ③地域における子育て支援サービス ④先輩里親の体験談・グループワーク ⑤養育実習Ⅰ
(2) 登録前研修 養育里親を希望する者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする	○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。	2日 ＋ 養育実習2日 程度	①里親制度の基礎Ⅱ ②里親養育の基本 ③こどもの心 ④こどもの身体 ⑤関係機関との連携 ⑥里親養育における様々な課題 ⑦こどもの権利擁護 ⑧里親同士によるピアサポート ⑨先輩里親の体験談・グループワーク ⑩養育実習Ⅱ
(3) 更新研修 養育里親登録又は更新後5年目の養育里親を対象とする	○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。	1日程度 ＋ 養育実習1日 程度	①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解 ②こどもの発達と心理・行動上の理解 ③里親養育における課題や対応上の留意点 ④意見交換・グループワーク ⑤養育実習

(1)基礎研修（期間：1日＋養育実習1日程度）

・養育里親希望者を対象とする

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
<p>○社会的養護における里親制度の意義と変遷、要保護児童のおかれている現状を理解するとともに、里親等に求められる役割等を共有する。</p>	<p>①里親制度の基礎 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親制度の意義と変遷 ➢ 里親の種類や役割 ➢ 里親家庭における生活イメージ <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親制度の基礎知識として、これまでの制度の変遷をふまえて意義について確認する。 ➢ 里親の種類や役割について理解する。 ➢ 可能な範囲でロールプレイや映像等を用いて、里親家庭として実際にこどもを迎え入れた際の生活がイメージできるように促す。
	<p>②保護を要するこどもの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童虐待問題 ➢ 保護を要するこどもの現状 ➢ こどもの多様性（性、文化等） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童虐待の基礎知識、保護を要するこどもが育ってきた生活環境やこどもと家族等との関係、こどもが持つ多様な背景等について学び、保護を要するこどもへの理解を深める。
	<p>③地域における子育て支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域における子育て相談・各種支援サービス等 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会的養護のこどもの養育を継続的に担うために、利用可能な地域の子育て相談窓口や支援サービスの内容について把握する。養育里親希望者は自身の家庭内の家事や育児についての考え方や時間配分等を振り返り、足りない部分を補うためにどのような支援が必要なのか整理する機会とする。
	<p>④先輩里親の体験談・グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親希望の動機 ➢ 里親に求められる役割 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 先輩里親の体験談・グループワークは、養育里親希望者同士が先輩里親とのつながりを作る機会として有効である。 ➢ 里親希望の動機を共有するとともに、可能な限り養育里親希望者と境遇に近い里親から、これまでの委託経験を話してもらうことで、里親に求められる役割を理解し、里親家庭での生活イメージを膨らませる。
	<p>⑤養育実習 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。

(2) 登録前研修（期間：2日＋実習2日程度）

・ 養育里親希望者のうち、基礎研修の受講修了者を対象とする

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
<p>○社会的養護の担い手である里親として、こどもの養育を行うために必要な知識とこどもの状況に応じた養育技術を身につける。</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭養育優先原則、パーマネンシー保障 ➢ 社会的養護に関する各種法令（児童福祉法、里親が行う養育に関する最低基準、里親及びファミリーホーム養育指針等） <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭養育優先原則（※1）とパーマネンシー保障（※2）について理解する。 ➢ 里親が行う養育に関する最低基準や里親及びファミリーホーム養育指針等により里親の役割と家庭養護における養育について確認する。 <p>（※1）予防的支援により家庭維持のために支援を行うとともに、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する。これらが代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等への入所の措置を行うこと。</p> <p>（※2）永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。</p>
	<p>②里親養育の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親等委託におけるプロセス（マッチング、委託前交流、委託開始時および委託後の支援、委託解除時の流れ、諸手続き等） ➢ こどもと実親との交流 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 里親等委託にあたっては、こどもを中心にマッチング、委託前交流の期間や頻度等について検討されることを理解した上で、委託開始までのプロセス等について把握する。 ➢ 里親委託後も、家族再構築に向けてこどもと実親が交流することについて理解する。
	<p>③こどもの心</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの心の発達過程 ➢ 保護を要するこどもの発達と委託後の適応 ➢ アタッチメント <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの心・身体の発達過程について学ぶ。 ➢ 保護を要するこどもは、心や身体の発達においてどのような点が阻害されている傾向にあるのかを把握することで、里親家庭における養育での対応や配慮が必要な点について理解を深める。
	<p>④こどもの身体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの身体の発達過程 ➢ 乳幼児健診、予防接種、栄養、障害、事故予防等 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 映像等で実際のこどもの姿を見ながら、こどもの年齢に応じて必要な関わり方、健診、健康管理や事故予防の観点など必要な養育技術を学べるようにする工夫が有効である。
	<p>⑤関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域における関係機関（児童相談所、里親支援センター、学校、保育所、児童発達支援センター、医療機関等） ➢ 関係機関とのチーム養育 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の関係機関を紹介するだけでなく、各機関と協働してチームでこどもを養育していくことを理解する。 ➢ 委託後に里親等が相談できる相手を増やし、里親等自身の抱え込みを防ぐという点において重要である。

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
	<p>⑥里親養育における様々な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託後の里親家庭の変化（実子への影響や実子への説明等も含む） ➤ こどもの抱えるトラウマ ➤ こどもとのコミュニケーション ➤ ライフストーリーワーク <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもの委託後にどのようなライフスタイルの変化が生じるか、養育里親希望者自身に想像してもらうことが有効。また、丁寧にマッチングや交流を重ねたとしても、こどもの抱えるトラウマや特性等により、日々の生活やコミュニケーションにおける課題が生じる可能性があり、あらかじめ課題に対する対応等を検討しておくことが大切である。 ➤ こどもの成長に応じてライフストーリーワークを実施することで、こどもが自分の気持ちを整理すること等に繋がることについて知る。
	<p>⑦こどもの権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもの権利擁護、意見表明支援 ➤ 被措置児童等虐待の防止 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ こどもの権利擁護と意見表明に関する支援について学ぶ。 ➤ 被措置児童等虐待の定義や対応の流れ等を把握し、被措置児童等虐待を予防するための視点について理解する。
	<p>⑧里親同士によるピアサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 里親会の自助グループや里親支援センター等の関わり <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 里親会等の自助グループの活動内容等について理解を深める。その際、里親会等を研修講師として招くことで、養育里親希望者と里親会等が繋がる機会とする。 ➤ 里親会等の自助グループがない地域では、里親支援センター等を介した里親同士の繋がりや支え合いについて知る。
	<p>⑨先輩里親の体験談・グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 里親自身のメンタルヘルス、セルフケア <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害等のあるこどもの養育や思春期における対応等、養育上の苦労や工夫等について共有し、里親自身のメンタルヘルスを保つ等、セルフケアの必要性について考える機会とする。
	<p>⑩養育実習Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➤ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➤ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➤ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➤ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➤ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➤ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➤ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➤ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➤ 養育実習先は児童福祉施設等と里親家庭等とを組み合わせることで、様々なこどもの育ちについて考える機会とし、これまでの研修を通した上で、里親家庭への理解を深めるための実習とする。

(3)更新研修（期間：1日程度＋必要性や希望等に応じて養育実習1日）

・養育里親登録及び更新後5年目の養育里親を対象とする

目的	内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
<p>○養育里親としてこどもの養育を継続するために必要となる知識、養育上の課題や留意点等を学び、養育技術の向上を目指す。</p>	<p>①こどもを取り巻く社会情勢や法改正等の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会情勢、児童福祉法や児童虐待防止法に関する施策や制度等の理解 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもを取り巻く社会情勢や法改正等について学ぶことにより、里親に求められる役割等を振り返る。特に、前回の法定研修受講時に取り扱われていない内容は、新たに学ぶ機会とする。
	<p>②こどもの発達と心理・行動上の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達と心理、行動への影響 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不適切な環境下で育つことによるこどもの発達、心理や行動について学ぶことにより、委託されるこどもへの理解に繋がることを示す。
	<p>③里親養育における課題や対応上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 未委託の場合も含め、研修受講者のニーズに応じて、今後起こりうる養育上の課題を取り上げ、里親自身の強みと課題を整理し、対応方法を検討する。
	<p>④意見交換・グループワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ これまでの養育経験の振り返り ➢ 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換、課題解決に向けたグループワーク <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 養育上で悩んだことや支えになったこと、こどもと里親の双方にプラスになったこと等を話し合い、これまでの経験を振り返る。 ➢ 他の里親の体験談等を聴くことで、自身の養育の振り返りや委託希望条件等を見直す機会とする。
	<p>⑤養育実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターでの実習等 ➢ 里親家庭やファミリーホームの訪問等 ➢ 乳児院、児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設における実習等 ➢ 社会的養護のこどもとの関わり（遊びや学習のサポート、生活場面におけるやりとり等） ➢ 社会的養護のこどもの背景理解や対応の留意点 ➢ 施設職員や里親支援センターの職員等との関係性を深める <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所、里親支援センターを実施場所として、一定の経験を有する里親の協力を得て、こどもとの関わりや養育技術を学ぶ。なお、主体的に委託児童の参加が望める場合、その参加を妨げるものではない。 ➢ 里親家庭等における実習では、先輩里親等から家庭養育に関する助言やこどもへの対応の留意点等を学ぶ。また、受け入れ家庭やこどもの意向等を十分に配慮し、実習時間についても調整を行う。 ➢ 乳児院や児童養護施設等における実習では、専門性を有する職員によるこどもへの関わりを観察すること等により、こどもの背景理解を深め、養育技術等を学ぶ。 ➢ 実習を通して、里親支援専門相談員、里親支援センターの職員等と関係性を深める。 ➢ 可能な範囲で、これまでに養育実習等の経験がない実習先での実施を検討する。

○各研修内容の振り返り

・基礎研修、登録前研修、更新研修について、それぞれ終了時に研修全体を通した振り返りを行い、研修実施者や里親支援センター等からフィードバックを受けることで、研修内容の充実が期待できる。

内容（具体的なポイント）	狙い・効果等
○研修内容を振り返る課題の提出（アンケート、レポート等） ▶ 研修内容で印象に残ったこと、感じたこと、疑問点等の記述 ▶ 養育実習を通したこどもへの理解 等	▶ 養育里親希望者等は、研修を受けて感じたことや考えたことを振り返ることにより、研修受講前後の里親養育に関する知識や考え等の変化を明らかにすることが可能となる。 ▶ 養育実習の前後で、こどもへの理解に対する変化等を確認し、社会的養護のこどもに望まれる里親等の役割について確認する。
○振り返り面談の実施 ▶ アンケート、レポート等の内容についてのフィードバック ▶ 不安や疑問等に関するフォロー ▶ 里親等委託にむけたアセスメント 等	▶ アンケートやレポート等の内容について、フィードバックを行うことで、養育里親希望者等は振り返り内容が深まり、今後の里親等委託や委託継続に向けた動機づけが高まる。 ▶ 面談を通じて開示された養育里親希望者等の不安や疑問等は、可能な限り面談時間内に、話し合いによって丁寧なフォローを行うことが重要である。 ▶ 研修実施者や里親支援センター等が養育里親希望者等の研修内容をともに振り返ることで、養育里親希望者等の養育技術や社会的養護のこどもに対する考え方をアセスメントする機会となる。 ▶ 実施に当たっては、養育里親希望者等の状況に応じて、適宜工夫することが必要。

○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
 ○里親等委託率は、平成25年度末の15.6%から、令和5年度末には25.1%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	24.3	32,852	100
令和5年度末	22,162	67.8	2,316	7.1	8,216	25.1	32,694	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、令和5年度末で487か所、委託児童1,810人。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例 (各年度末現在)

○里親等委託率の推移（年齢区分別）

- 「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）において、遅くとも令和11年度までに乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を目標としている。
- 令和5年度末現在、「3歳未満児」が26.9%、「3歳以上～就学前」が33.8%、「学童期以降」が23.1%となっている。
- 全年齢区分において、里親等委託率は上昇している。

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)
令和2年度末	3,246	810	25.0	5,394	1,583	29.3	25,170	5,314	21.1
令和3年度末	2,884	729	25.3	5,341	1,650	30.9	24,932	5,419	21.7
令和4年度末	2,730	714	26.2	5,350	1,683	31.5	24,772	5,571	22.5
令和5年度末	2,729	735	26.9	5,244	1,774	33.8	24,721	5,707	23.1

※ 「代替養育必要児童数」とは、乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託児童数」とは、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託率」とは、代替養育必要児童数に占める里親等委託児童数の割合をいう。

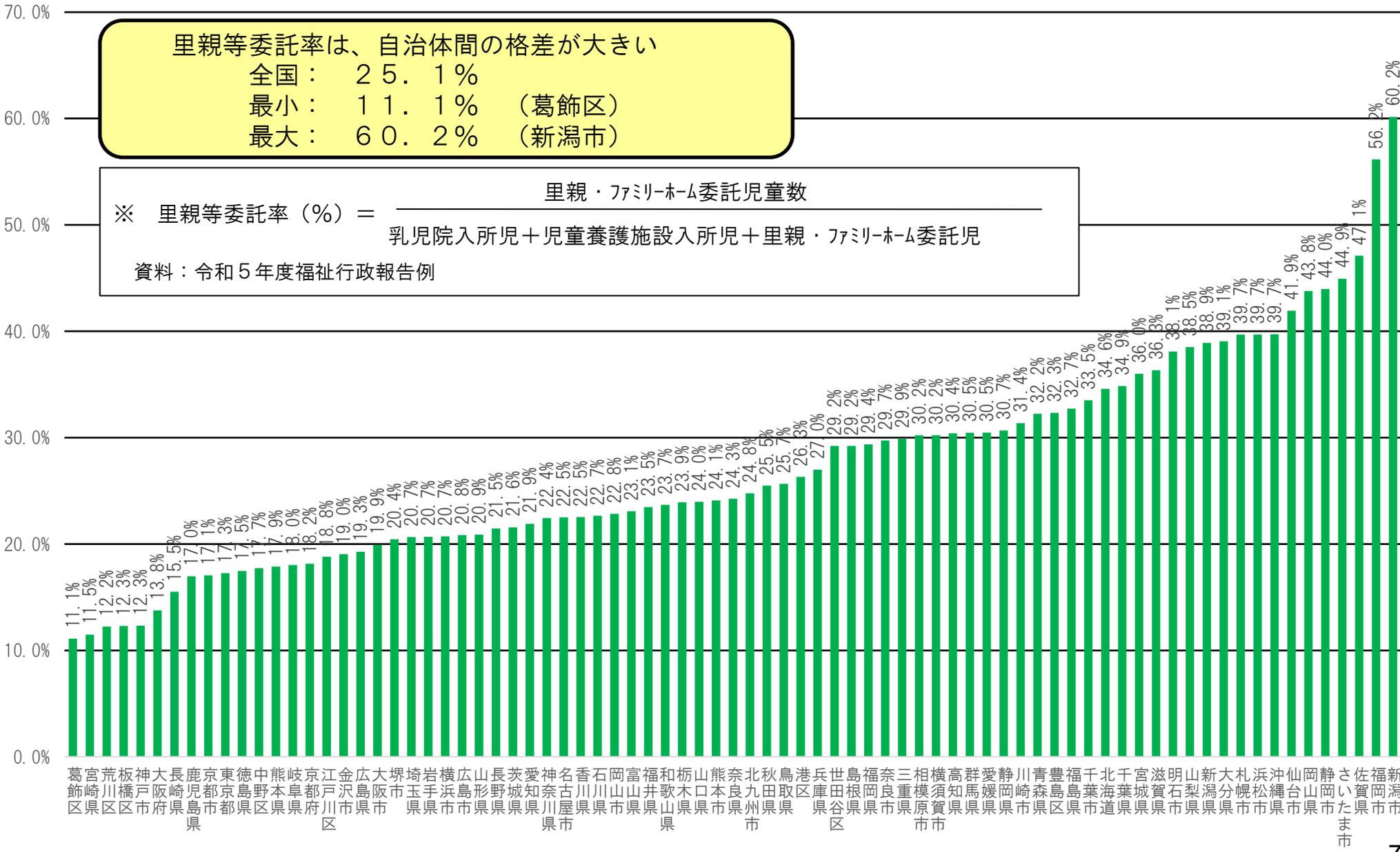
（出典）福祉行政報告例

○都道府県市別の里親等委託率の差

79都道府県市区別里親等委託率（令和5年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 25.1%
 最小： 11.1%（葛飾区）
 最大： 60.2%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：令和5年度福祉行政報告例



○都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (令和6年3月末現在)

	里親等			乳児院		養護施設		計		里親等			乳児院		養護施設		計
	数(人)	率		数(人)	率	数(人)	率	⑦ (①+③+⑤)		数(人)	率		数(人)	率	数(人)	率	⑦ (①+③+⑤)
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	①			② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)			
北海道	659人	36.6%	(7)	41人	2.3%	1,100人	61.1%	1,800人	滋賀県	97人	36.3%	(8)	31人	11.6%	139人	52.1%	267人
青森県	108人	32.2%	(14)	26人	7.8%	201人	60.0%	335人	京都府	121人	17.5%	(41)	62人	9.0%	507人	73.5%	690人
岩手県	61人	20.7%	(37)	28人	9.5%	206人	69.8%	295人	大阪府	448人	16.9%	(45)	248人	9.3%	1,960人	73.8%	2,656人
宮城県	172人	38.9%	(5)	39人	8.8%	231人	52.3%	442人	兵庫県	330人	22.7%	(30)	120人	8.3%	1,003人	69.0%	1,453人
秋田県	53人	25.5%	(21)	18人	8.7%	137人	65.9%	208人	奈良県	87人	25.4%	(22)	25人	7.3%	230人	67.3%	342人
山形県	52人	20.9%	(35)	12人	4.8%	185人	74.3%	249人	和歌山県	72人	23.7%	(27)	15人	4.9%	217人	71.4%	304人
福島県	127人	32.7%	(13)	5人	1.3%	256人	66.0%	388人	鳥取県	58人	25.7%	(20)	30人	13.3%	138人	61.1%	226人
茨城県	154人	21.6%	(33)	63人	8.8%	497人	69.6%	714人	島根県	45人	29.2%	(19)	21人	13.6%	88人	57.1%	154人
栃木県	140人	23.9%	(26)	49人	8.4%	396人	67.7%	585人	岡山県	133人	33.4%	(11)	13人	3.3%	252人	63.3%	398人
群馬県	141人	30.5%	(16)	29人	6.3%	293人	63.3%	463人	広島県	133人	19.9%	(39)	34人	5.1%	500人	75.0%	667人
埼玉県	426人	24.4%	(24)	183人	10.5%	1,139人	65.2%	1,748人	山口県	105人	24.0%	(25)	18人	4.1%	315人	71.9%	438人
千葉県	438人	34.7%	(10)	63人	5.0%	763人	60.4%	1,264人	徳島県	40人	17.5%	(43)	22人	9.6%	167人	72.9%	229人
東京都	645人	17.5%	(42)	331人	9.0%	2,710人	73.5%	3,686人	香川県	41人	22.5%	(31)	13人	7.1%	128人	70.3%	182人
神奈川県	465人	24.4%	(23)	146人	7.7%	1,294人	67.9%	1,905人	愛媛県	135人	30.5%	(15)	26人	5.9%	282人	63.7%	443人
新潟県	156人	47.1%	(1)	31人	9.4%	144人	43.5%	331人	高知県	114人	30.4%	(17)	15人	4.0%	246人	65.6%	375人
富山県	27人	23.1%	(29)	13人	11.1%	77人	65.8%	117人	福岡県	459人	33.3%	(12)	96人	7.0%	824人	59.8%	1,379人
石川県	53人	20.9%	(36)	20人	7.9%	181人	71.3%	254人	佐賀県	81人	47.1%	(2)	7人	4.1%	84人	48.8%	172人
福井県	50人	23.5%	(28)	14人	6.6%	149人	70.0%	213人	長崎県	80人	15.5%	(46)	34人	6.6%	402人	77.9%	516人
山梨県	104人	38.5%	(6)	14人	5.2%	152人	56.3%	270人	熊本県	131人	20.3%	(38)	41人	6.3%	474人	73.4%	646人
長野県	118人	21.5%	(34)	31人	5.6%	401人	72.9%	550人	大分県	173人	39.1%	(4)	7人	1.6%	263人	59.4%	443人
岐阜県	87人	18.0%	(40)	30人	6.2%	366人	75.8%	483人	宮崎県	48人	11.5%	(47)	23人	5.5%	347人	83.0%	418人
静岡県	215人	35.1%	(9)	54人	8.8%	343人	56.0%	612人	鹿児島県	113人	17.0%	(44)	33人	5.0%	520人	78.1%	666人
愛知県	395人	22.2%	(32)	102人	5.7%	1,285人	72.1%	1,782人	沖縄県	187人	39.7%	(3)	8人	1.7%	276人	58.6%	471人
三重県	139人	29.9%	(18)	32人	6.9%	294人	63.2%	465人	全国	8,216人	25.1%		2,316人	7.1%	22,162人	67.8%	32,694人

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。
 (注2) 各都道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

年齢階層別の里親等委託率①(令和5年度末(実績))

○ 全国の合計では、「3歳未満児」が26.9%、「3歳以上～就学前」が33.8%、「学童期以降」が23.1%となっている。

自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率									
北海道	59人	34人	57.6%	156人	80人	51.3%	872人	262人	30.0%	1,087人	376人	34.6%
青森県	31人	6人	19.4%	44人	22人	50.0%	260人	80人	30.8%	335人	108人	32.2%
岩手県	19人	1人	5.3%	51人	10人	19.6%	225人	50人	22.2%	295人	61人	20.7%
宮城県	12人	1人	8.3%	33人	14人	42.4%	180人	66人	36.7%	225人	81人	36.0%
秋田県	14人	2人	14.3%	32人	15人	46.9%	162人	36人	22.2%	208人	53人	25.5%
山形県	16人	4人	25.0%	41人	14人	34.1%	192人	34人	17.7%	249人	52人	20.9%
福島県	25人	21人	84.0%	49人	33人	67.3%	314人	73人	23.2%	388人	127人	32.7%
茨城県	66人	8人	12.1%	131人	39人	29.8%	517人	107人	20.7%	714人	154人	21.6%
栃木県	70人	26人	37.1%	91人	25人	27.5%	424人	89人	21.0%	585人	140人	23.9%
群馬県	46人	18人	39.1%	85人	46人	54.1%	332人	77人	23.2%	463人	141人	30.5%
埼玉県	178人	32人	18.0%	260人	72人	27.7%	1,043人	202人	19.4%	1,481人	306人	20.7%
千葉県	84人	44人	52.4%	169人	92人	54.4%	820人	238人	29.0%	1,073人	374人	34.9%
東京都	259人	37人	14.3%	347人	81人	23.3%	2,106人	350人	16.6%	2,712人	468人	17.3%
神奈川県	65人	9人	13.8%	117人	44人	37.6%	464人	92人	19.8%	646人	145人	22.4%
新潟県	19人	0人	0.0%	42人	24人	57.1%	142人	55人	38.7%	203人	79人	38.9%
富山県	14人	2人	14.3%	22人	12人	54.5%	81人	13人	16.0%	117人	27人	23.1%
石川県	10人	0人	0.0%	20人	2人	10.0%	98人	27人	27.6%	128人	29人	22.7%
福井県	13人	5人	38.5%	26人	5人	19.2%	174人	40人	23.0%	213人	50人	23.5%
山梨県	22人	12人	54.5%	49人	29人	59.2%	199人	63人	31.7%	270人	104人	38.5%
長野県	49人	19人	38.8%	76人	29人	38.2%	425人	70人	16.5%	550人	118人	21.5%
岐阜県	36人	18人	50.0%	86人	19人	22.1%	361人	50人	13.9%	483人	87人	18.0%
静岡県	40人	9人	22.5%	65人	31人	47.7%	260人	72人	27.7%	365人	112人	30.7%
愛知県	79人	27人	34.2%	179人	56人	31.3%	733人	134人	18.3%	991人	217人	21.9%
三重県	32人	8人	25.0%	70人	23人	32.9%	363人	108人	29.8%	465人	139人	29.9%
滋賀県	15人	3人	20.0%	45人	18人	40.0%	207人	76人	36.7%	267人	97人	36.3%
京都府	24人	4人	16.7%	40人	5人	12.5%	239人	46人	19.2%	303人	55人	18.2%
大阪府	102人	19人	18.6%	241人	46人	19.1%	1,001人	120人	12.0%	1,344人	185人	13.8%
兵庫県	48人	7人	14.6%	159人	42人	26.4%	712人	199人	27.9%	919人	248人	27.0%
奈良県	17人	2人	11.8%	48人	15人	31.3%	203人	48人	23.6%	268人	65人	24.3%
和歌山県	12人	3人	25.0%	56人	16人	28.6%	236人	53人	22.5%	304人	72人	23.7%
鳥取県	19人	1人	5.3%	37人	9人	24.3%	170人	48人	28.2%	226人	58人	25.7%
島根県	19人	4人	21.1%	24人	13人	54.2%	111人	28人	25.2%	154人	45人	29.2%
岡山県	18人	11人	61.1%	30人	16人	53.3%	153人	61人	39.9%	201人	88人	43.8%
広島県	22人	8人	36.4%	48人	10人	20.8%	314人	56人	17.8%	384人	74人	19.3%
山口県	23人	3人	13.0%	66人	19人	28.8%	349人	83人	23.8%	438人	105人	24.0%
徳島県	19人	3人	15.8%	37人	13人	35.1%	173人	24人	13.9%	229人	40人	17.5%
香川県	18人	8人	44.4%	47人	16人	34.0%	117人	17人	14.5%	182人	41人	22.5%
愛媛県	27人	8人	29.6%	49人	19人	38.8%	367人	108人	29.4%	443人	135人	30.5%
高知県	20人	6人	30.0%	57人	24人	42.1%	298人	84人	28.2%	375人	114人	30.4%
福岡県	54人	17人	31.5%	134人	41人	30.6%	483人	139人	28.8%	671人	197人	29.4%
佐賀県	11人	7人	63.6%	22人	14人	63.6%	139人	60人	43.2%	172人	81人	47.1%

年齢階層別の里親等委託率②(令和5年度末(実績))

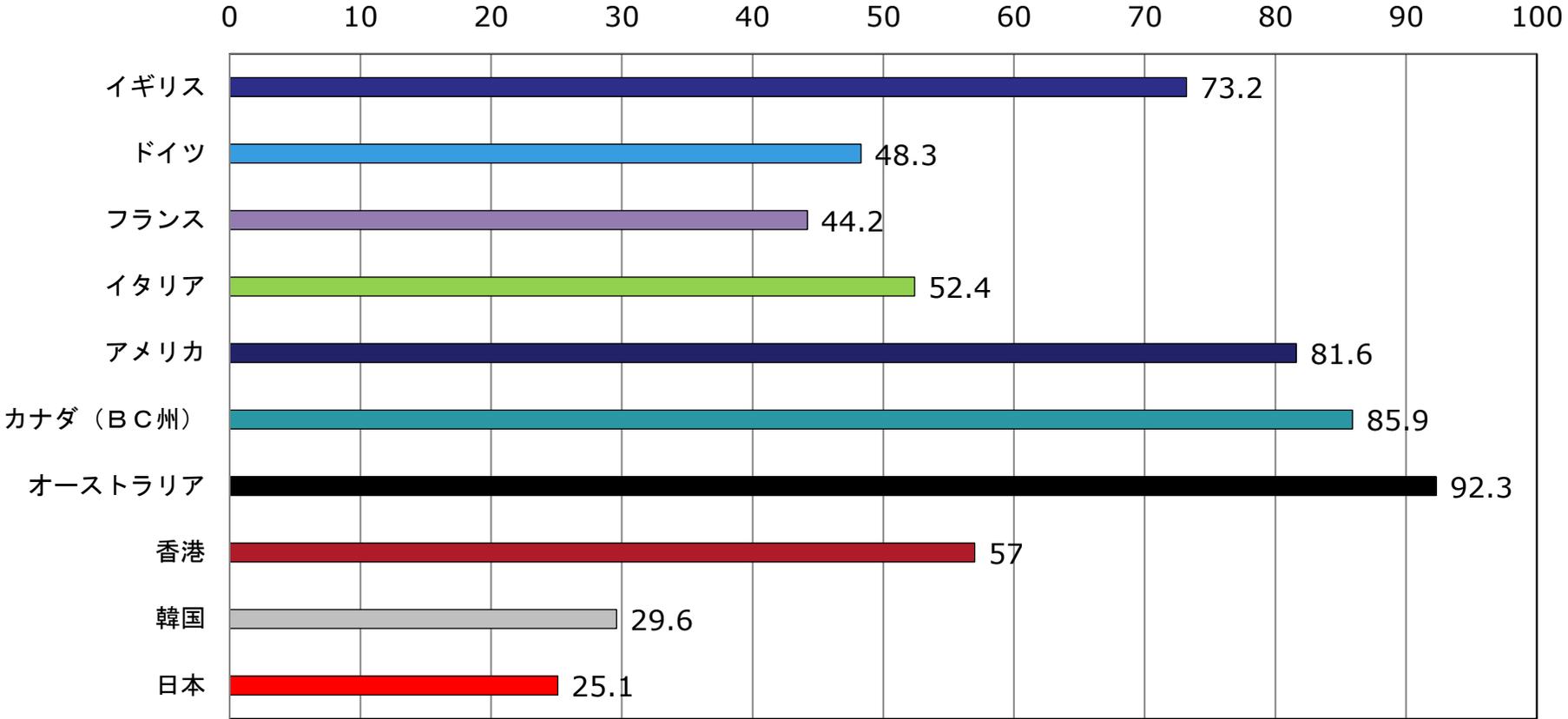
自治体名	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降			合計		
	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率	代替養育が必要な児童数	里親等委託児童数	里親等委託率
長崎県	53人	10人	18.9%	79人	13人	16.5%	384人	57人	14.8%	516人	80人	15.5%
熊本県	33人	7人	21.2%	66人	17人	25.8%	298人	47人	15.8%	397人	71人	17.9%
大分県	27人	18人	66.7%	64人	43人	67.2%	352人	112人	31.8%	443人	173人	39.1%
宮崎県	29人	5人	17.2%	77人	10人	13.0%	312人	33人	10.6%	418人	48人	11.5%
鹿児島県	47人	9人	19.1%	98人	9人	9.2%	521人	95人	18.2%	666人	113人	17.0%
沖縄県	23人	13人	56.5%	69人	47人	68.1%	379人	127人	33.5%	471人	187人	39.7%
札幌市	48人	26人	54.2%	116人	65人	56.0%	549人	192人	35.0%	713人	283人	39.7%
仙台市	22人	7人	31.8%	31人	11人	35.5%	164人	73人	44.5%	217人	91人	41.9%
さいたま市	23人	8人	34.8%	58人	21人	36.2%	186人	91人	48.9%	267人	120人	44.9%
千葉市	13人	4人	30.8%	28人	16人	57.1%	150人	44人	29.3%	191人	64人	33.5%
横浜市	67人	19人	28.4%	113人	34人	30.1%	491人	86人	17.5%	671人	139人	20.7%
川崎市	22人	12人	54.5%	48人	20人	41.7%	217人	58人	26.7%	287人	90人	31.4%
相模原市	21人	7人	33.3%	27人	16人	59.3%	124人	29人	23.4%	172人	52人	30.2%
新潟市	15人	8人	53.3%	19人	16人	84.2%	94人	53人	56.4%	128人	77人	60.2%
静岡市	14人	8人	57.1%	19人	11人	57.9%	83人	32人	38.6%	116人	51人	44.0%
浜松市	19人	14人	73.7%	30人	20人	66.7%	82人	18人	22.0%	131人	52人	39.7%
名古屋市	78人	23人	29.5%	140人	45人	32.1%	573人	110人	19.2%	791人	178人	22.5%
京都市	21人	3人	14.3%	56人	16人	28.6%	310人	47人	15.2%	387人	66人	17.1%
大阪市	138人	10人	7.2%	177人	38人	21.5%	723人	159人	22.0%	1,038人	207人	19.9%
堺市	14人	6人	42.9%	62人	20人	32.3%	198人	30人	15.2%	274人	56人	20.4%
神戸市	38人	5人	13.2%	54人	6人	11.1%	379人	47人	12.4%	471人	58人	12.3%
岡山市	10人	2人	20.0%	32人	10人	31.3%	155人	33人	21.3%	197人	45人	22.8%
広島市	28人	5人	17.9%	61人	11人	18.0%	194人	43人	22.2%	283人	59人	20.8%
北九州市	36人	5人	13.9%	64人	19人	29.7%	332人	83人	25.0%	432人	107人	24.8%
福岡市	21人	13人	61.9%	27人	19人	70.4%	228人	123人	53.9%	276人	155人	56.2%
熊本市	29人	13人	44.8%	46人	15人	32.6%	174人	32人	18.4%	249人	60人	24.1%
横須賀市	5人	0人	0.0%	23人	6人	26.1%	101人	33人	32.7%	129人	39人	30.2%
金沢市	10人	2人	20.0%	25人	8人	32.0%	91人	14人	15.4%	126人	24人	19.0%
明石市	3人	1人	33.3%	9人	1人	11.1%	51人	22人	43.1%	63人	24人	38.1%
奈良市	9人	2人	22.2%	10人	2人	20.0%	55人	18人	32.7%	74人	22人	29.7%
港区	5人	1人	20.0%	1人	1人	100.0%	32人	8人	25.0%	38人	10人	26.3%
世田谷区	5人	0人	0.0%	9人	6人	66.7%	75人	20人	26.7%	89人	26人	29.2%
中野区	17人	3人	17.6%	6人	1人	16.7%	56人	10人	17.9%	79人	14人	17.7%
豊島区	13人	3人	23.1%	18人	11人	61.1%	68人	18人	26.5%	99人	32人	32.3%
荒川区	5人	0人	0.0%	6人	0人	0.0%	38人	6人	15.8%	49人	6人	12.2%
板橋区	11人	1人	9.1%	34人	6人	17.6%	134人	15人	11.2%	179人	22人	12.3%
葛飾区	15人	4人	26.7%	26人	2人	7.7%	166人	17人	10.2%	207人	23人	11.1%
江戸川区	16人	1人	6.3%	35人	9人	25.7%	183人	34人	18.6%	234人	44人	18.8%
合計	2,729人	735人	26.9%	5,244人	1,774人	33.8%	24,721人	5,707人	23.1%	32,694人	8,216人	25.1%
(参考) 令和4年度末	2,730人	714人	26.2%	5,350人	1,683人	31.5%	24,772人	5,571人	22.5%	32,852人	7,968人	24.3%

(出典) 令和5年度末：福祉行政報告例(令和6年3月末現在) 令和4年度末 福祉行政報告例(令和5年3月末現在)

○諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が7：3となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)
 ※ 日本の里親等委託率は、令和5年度末(2024年3月末)
 ※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合
 ※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

VII. 「里親支援事業」の活用

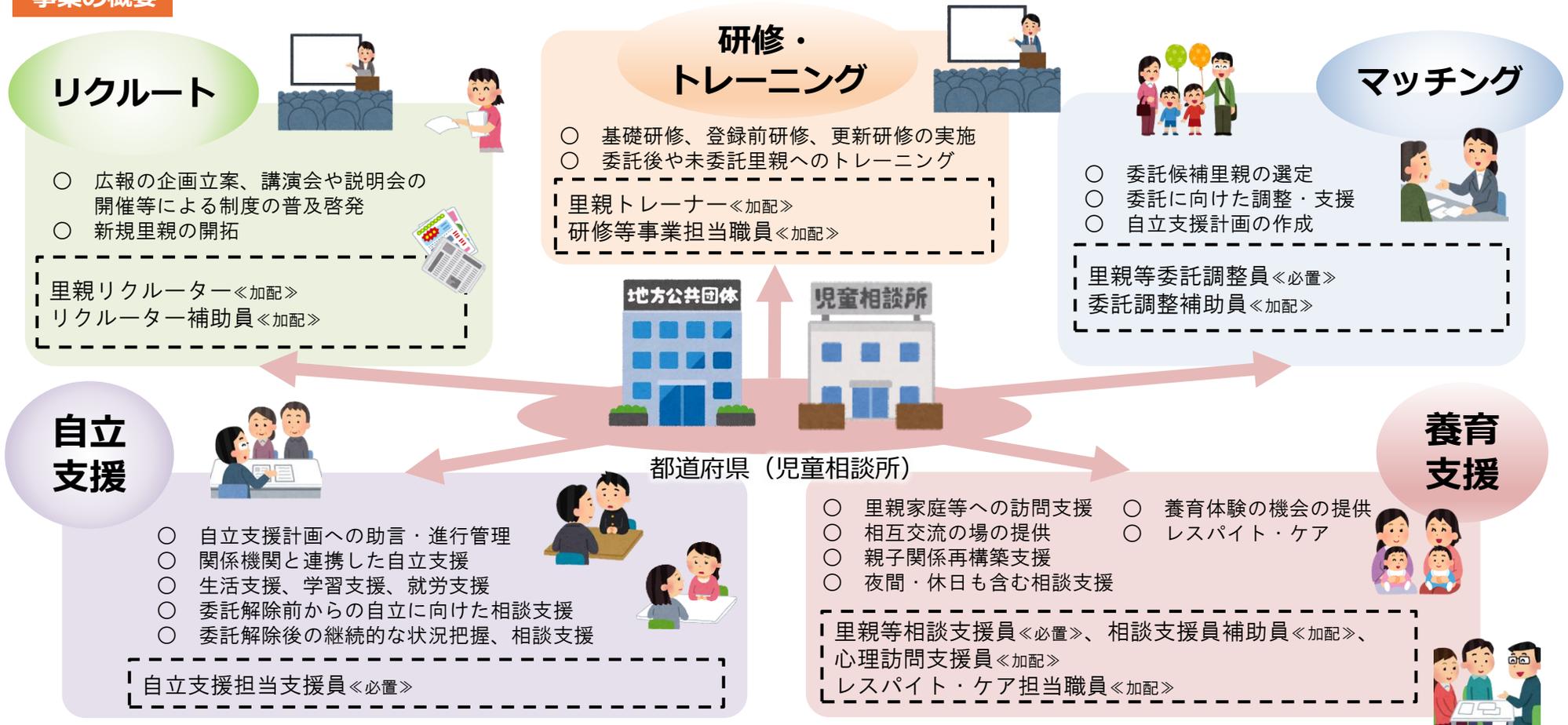
- 都道府県における積極的活用

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 0.6億円

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



〈拡充内容〉 障害児里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行い、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

（1）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和6年度末で終了する。

（2）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）<<拡充>>

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和6年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和6年度末で終了する。<<見直し>>

<令和6年度補正予算>

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 1か所当たり 2,309千円

※拡充分 (2) 1か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

事業の概要

- 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（1）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（2）里親等研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

（3）里親等委託推進事業

子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

（4）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（5）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（6）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

（7）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（8）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の推進を図る。

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円
35件以上	1 か所当たり	2,539千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,936千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円
研修受講促進費	1 人当たり	40千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	4,246千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,544千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >
⑨里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,780千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,360千円
35件以上	1 か所当たり	2,939千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑩養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

(1) 養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクレーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

(2) 養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

(3) 障害児里親等支援体制強化事業<新規>

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。

(1) 養子縁組制度普及促進事業



(2) 養親訪問等支援事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

(1) ア 基本分

都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,623千円
イ 市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,876千円

(2) ア 基本分	1か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円
80人以上	1か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	1か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円
上記以外	1か所当たり	2,938千円
(3) 障害児里親等支援体制強化事業	1か所当たり	2,309千円

(※) 本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

概要

<里親支援センターの業務>

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

- 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親等になることを希望する者の開拓を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

- 基礎研修、登録前研修及び更新研修や、未委託里親等に対する研修・トレーニングを実施する。

③ 里親等委託推進業務

- 委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整・支援等を行う。
- 自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。
- 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を開催・参画する。

④ 里親等養育支援業務

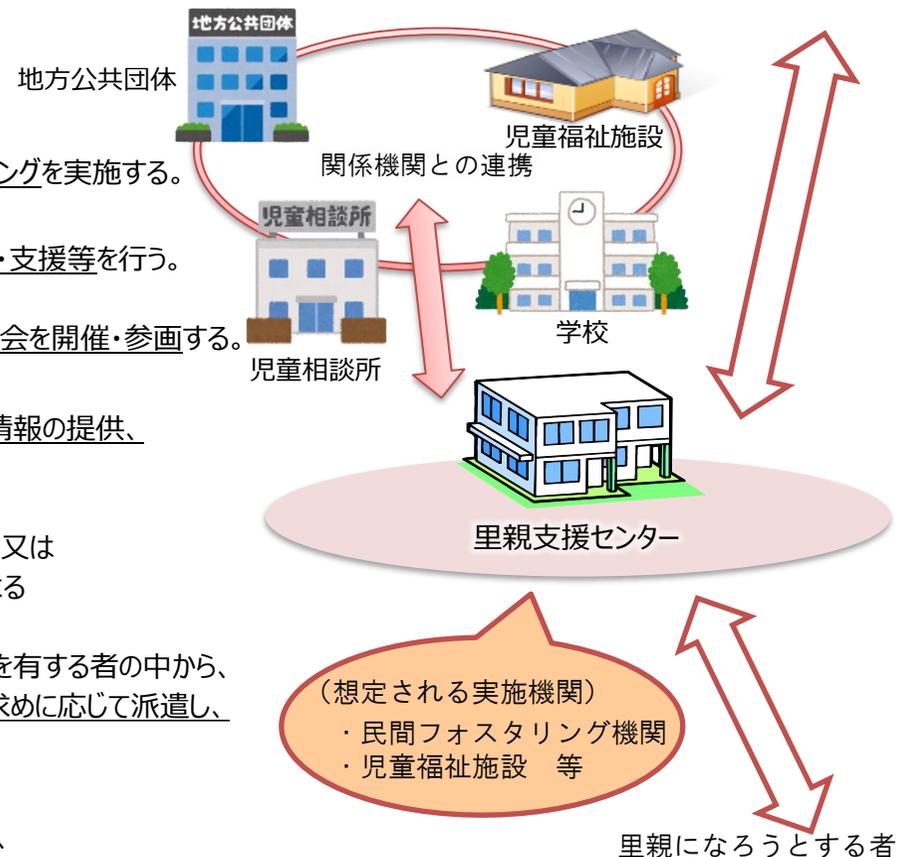
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整を行う。
- 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

- 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、自立支援計画への助言及び進行管理や、委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等を行う。

里親・FH及びその養育される児童

- ② 里親等研修・トレーニング業務
- ③ 里親等委託推進業務
- ④ 里親等養育支援業務
- ⑤ 里親等委託児童自立支援業務



里親になろうとする者

- ① 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ② 里親等研修・トレーニング業務
- ④ 里親等養育支援業務



里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

里親支援センターの令和7年4月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、34自治体にて実施、55か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数
北海道		
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	○	1
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	2
長野県	○	3

自治体名	実施	設置か所数
岐阜県	○	4
静岡県	○	2
愛知県		
三重県	○	1
滋賀県	○	1
京都府		
大阪府	○	3
兵庫県	○	6
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	1
島根県	○	1
岡山県		
広島県		
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	2
高知県	○	1
福岡県	○	4
佐賀県	○	1

自治体名	実施	設置か所数
長崎県		
熊本県	○	2
大分県		
宮崎県	○	1
鹿児島県	○	1
沖縄県	○	1
札幌市	○	1
仙台市	○	1
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市	○	1
浜松市		
名古屋市	○	1
京都市		
大阪市	○	4
堺市		
神戸市		

自治体名	実施	設置か所数
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
港区		
文京区		
品川区		
世田谷区	○	1
中野区		
豊島区		
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区		
横須賀市		
金沢市		
豊中市		
明石市		
奈良市		
合計	34	55

※宮城県は仙台市と共同実施のため、仙台市のみ設置か所数に1を計上

里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	センター名	施設の形態					
			設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する施設の状況	
			種別	その他	種別	その他	乳児院	児童養護施設
1	青森県	里親支援センター弘前	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
2	岩手県	里親支援センターぜんゆう	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
3	埼玉県	愛泉里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
4	福井県	福井県里親支援センター福さと	その他	一般社団法人	その他	一般社団法人		
5	山梨県	エール里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
6	山梨県	里親支援センター・テラ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
7	長野県	うえだ里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
8	長野県	里親支援センター ひまわり	その他	日本赤十字社	その他	日本赤十字社	○	
9	長野県	善光寺大本願乳児院里親支援センターともに	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
10	岐阜県	里親支援センターはこぶね	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
11	岐阜県	里親支援センターこころ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
12	岐阜県	里親支援センターともらす	社会福祉法人		社会福祉法人			
13	岐阜県	里親支援センターむぎのほ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
14	静岡県	里親支援センターいろり	社会福祉法人		社会福祉法人			○
15	静岡県	社会福祉法人春風寮里親支援センターここまる	社会福祉法人		社会福祉法人			○
16	三重県	里親支援センター「ほっこり」	社会福祉法人		社会福祉法人			○
17	滋賀県	里親支援センターしが	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
18	大阪府	里親支援センターおひさま	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
19	大阪府	高鷲学園里親支援センターwith里親	社会福祉法人		社会福祉法人			○
20	大阪府	里親支援センターおむすび	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
21	兵庫県	なごみ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
22	兵庫県	ウェルこころ	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
23	兵庫県	ゆーかり	社会福祉法人		社会福祉法人			○
24	兵庫県	やまもも	社会福祉法人		社会福祉法人			○
25	兵庫県	希望の丘	社会福祉法人		社会福祉法人			○
26	兵庫県	まんまる	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
27	奈良県	里親センターなら	社会福祉法人		社会福祉法人			○
28	和歌山県	里親支援センター「なでしこ」	社会福祉法人		社会福祉法人		○	

里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	センター名	施設の形態					
			設置主体の種別		経営主体の種別		経営主体の法人が他に実施する 施設の状況	
			種別	その他	種別	その他	乳児院	児童養護 施設
29	鳥取県	里親家庭サポートセンターいろは	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
30	島根県	里親家庭サポートセンターてのひら	その他	日本赤十字社	その他	日本赤十字社	○	
31	山口県	里親養育サポートセンターれりーふ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
32	愛媛県	えひめ里親サポートセンターコイノニア	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
33	愛媛県	里親支援センター 子どもリエゾン	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
34	高知県	結いの実	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
35	福岡県	里親支援センター ウェルツリー	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
36	福岡県	里親支援センター OHANA	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
37	福岡県	里親支援センター そわか	社会福祉法人		社会福祉法人			○
38	福岡県	里親支援センター リンク	社会福祉法人		社会福祉法人			○
39	佐賀県	里親支援センターこねくと	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
40	熊本県	養育家庭支援センターきらきら	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
41	熊本県	県南里親支援センターゆうり	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
42	宮崎県	里親支援センターみやざき	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
43	鹿児島県	里親支援センターもぜもぜ	社会福祉法人		社会福祉法人			○
44	沖縄県	里親養育支援センターよしみず	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
45	札幌市	興正里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人			○
46	仙台市・宮城県	みやぎ里親支援センターけやき	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
47	静岡市	静岡市里親家庭支援センター	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
48	名古屋市	ほだかの里	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
49	大阪市	大阪市北部里親支援センター	社会福祉法人		社会福祉法人			○
50	大阪市	大阪市中央里親支援センター 結い	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
51	大阪市	大阪市南部里親支援センター eye	社会福祉法人		社会福祉法人		○	○
52	大阪市	大阪市東部里親支援センター mikata	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
53	福岡市	ブルームウェル	その他	NPO法人	その他	NPO法人		
54	熊本市	熊本市里親支援センター アグリ	社会福祉法人		社会福祉法人		○	
55	世田谷区	里親支援センターともがき	社会福祉法人		社会福祉法人			○

〈里親支援センター等人材育成事業費補助金〉 令和7年度予算 77百万円（74百万円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

【補助基準額】76,687千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

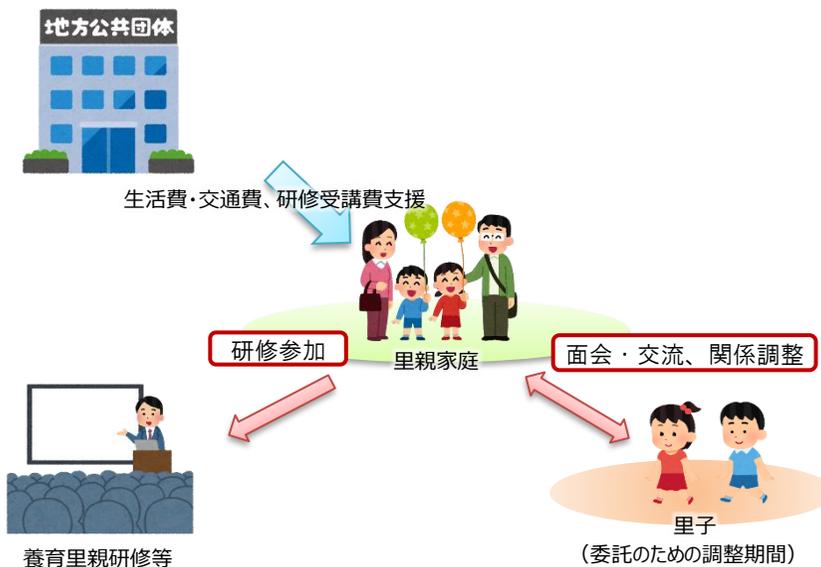
事業の概要

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】		1人あたり日額	5,400円
(1) 生活費等支援			
(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件あたり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件あたり	50,290円
	②テキスト費用	1研修当たり	20,000円
	③考査代	1研修当たり	9,000円

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

- (1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発<拡充>
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。
⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- (2) 里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- (3) 都道府県等と連携した広報
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



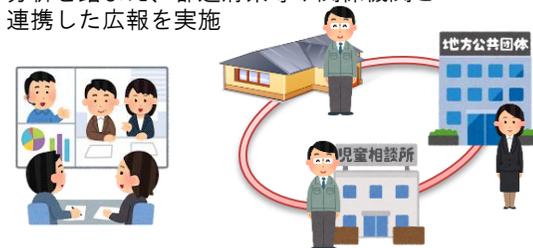
＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

令和6年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

【令和6年度予算】 2.1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

概要

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布をするほか、それぞれ特設サイトにて、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

令和6年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトによる広報啓発活動の展開

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につなげるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを展開する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする広告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）
等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

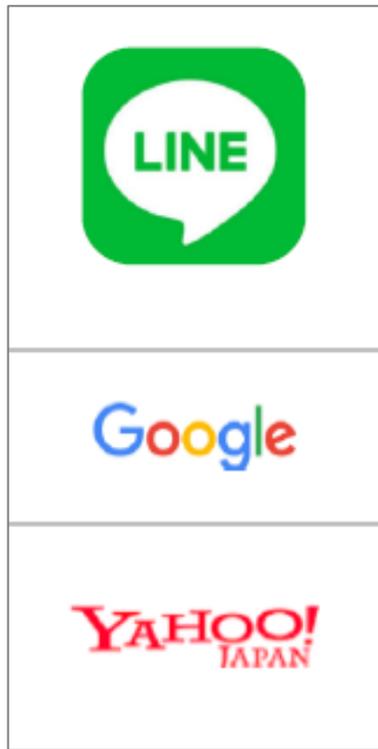
1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表など）
4. デジタルポスター・リーフレット など

<特設サイト> URL : <https://satooyanowa.jp/index.html>



広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!広告、meta広告、朝日新聞デジタルを活用して特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にて佐藤浩市さんご夫妻らが出演するCM（30秒）などを放映。

<イメージ>



- エリア：全国放送
- 放送時期：2024年10月
- 秒数：30秒
- 回数：全国放送6本（プライム帯含む）



<広告放映番組>

- ・フジテレビ系列 めざまし8
- ・テレビ朝日系列 ザワつく&ザワつく音楽会 他

広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約520万部）朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2024年10月1日付
- 部数：約520万部

「世界名作劇場」
おもい

いま、あなたを必要としている子どもたちがいます。

「いつか」を「いま」に。
いま、里親になろう!

あたたかな家庭を心から願ったアンは、マッシュウとマリラに出会い、二人の愛情に包まれながら、自分らしく豊かで幸せな人生を歩みます。

いま、日本には親と離れて暮らす子どもたちが、約4万2千人います。

「里親制度」は、そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、必要な生活費や養育に関する相談など、さまざまなサポートを受けながら育てる制度です。

子どもの成長には、となりで応援してくれる大人が必要です。子どもたちの力になれるのは、あなたです。

里親制度について知りたい
里親になりたい

里親制度について知りたい方は
このQRコードで特設サイトへ
一見制の案内が送られます。

特設サイト
https://globe.asahi.com/globe/extra/sanoyoshowa/
印刷についてもっと詳しく知りたい人は***

里親になろう！
【印刷専用ダイヤル】0120-189783
【インターネット】全国児童相談所一覧

子どもみんな
こども家庭庁

10月は里親月間です

広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

徳島県 山口県 長崎県 宮崎県 世田谷区 豊島区 等

<内容（例）>

- LINE公式アカウントの開設・運用伴走
- 出張型イベント開催
- 実親向けリーフレットの制作・公開 等

○（参考）昨年度制作された実親向けリーフレット



広報内容

里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として、対面・オンライン参加の座談会を開催。

<内容>

第1部：里親制度のここが知りたい！

第2部：こどもたちのために、できることからはじめませんか？

第3部：里親家庭の「実子」の声



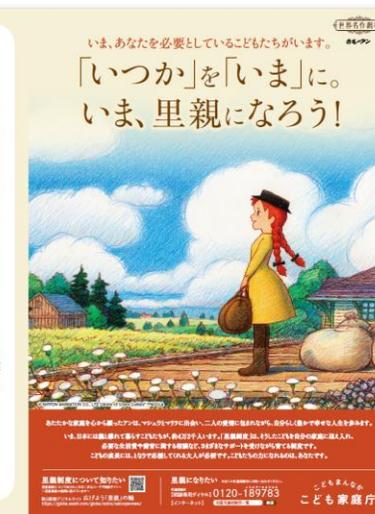
広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>



<リーフレット>



<内容>

- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援
- ・インタビュー記事 など



5. 特別養子縁組等の推進

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：20歳以上

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子・養女」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立

実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）

配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、15歳に達していない者

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男・長女」と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
542	495	616	624	711	693	683	580	587	563

<参照条文>民法（明治29年法律第89号）（特別養子縁組関係抜粋）

（特別養子縁組の成立）

第百十七條の二 家庭裁判所は、次條から第百十七條の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 （略）

（養親の夫婦共同縁組）

第百十七條の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第百十七條の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第百十七條の五 第百十七條の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者についても、同様とする。

2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第百十七條の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

（父母の同意）

第百十七條の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第百十七條の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（監護の状況）

第百十七條の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第百十七條の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

（実方との親族関係の終了）

第百十七條の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第百十七條の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

- 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、
- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
 - ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報取扱

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
(これまで) 第二種社会福祉事業の届出

↓
(新法) 許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

- 一 相談支援
- 二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等
- 三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）
- 四 児童の父母等の同意
〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕
- 五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育
- 六 縁組成立前養育
- 七 養子縁組の成否等の確認
- 八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置
- 九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）
- 十 養子縁組の成立後の支援、
- 十一 養親希望者等への情報の提供
- 十二 秘密を守る義務等、
- 十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

- 一 （厚生労働大臣が定める）指針
- 二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査
- 三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

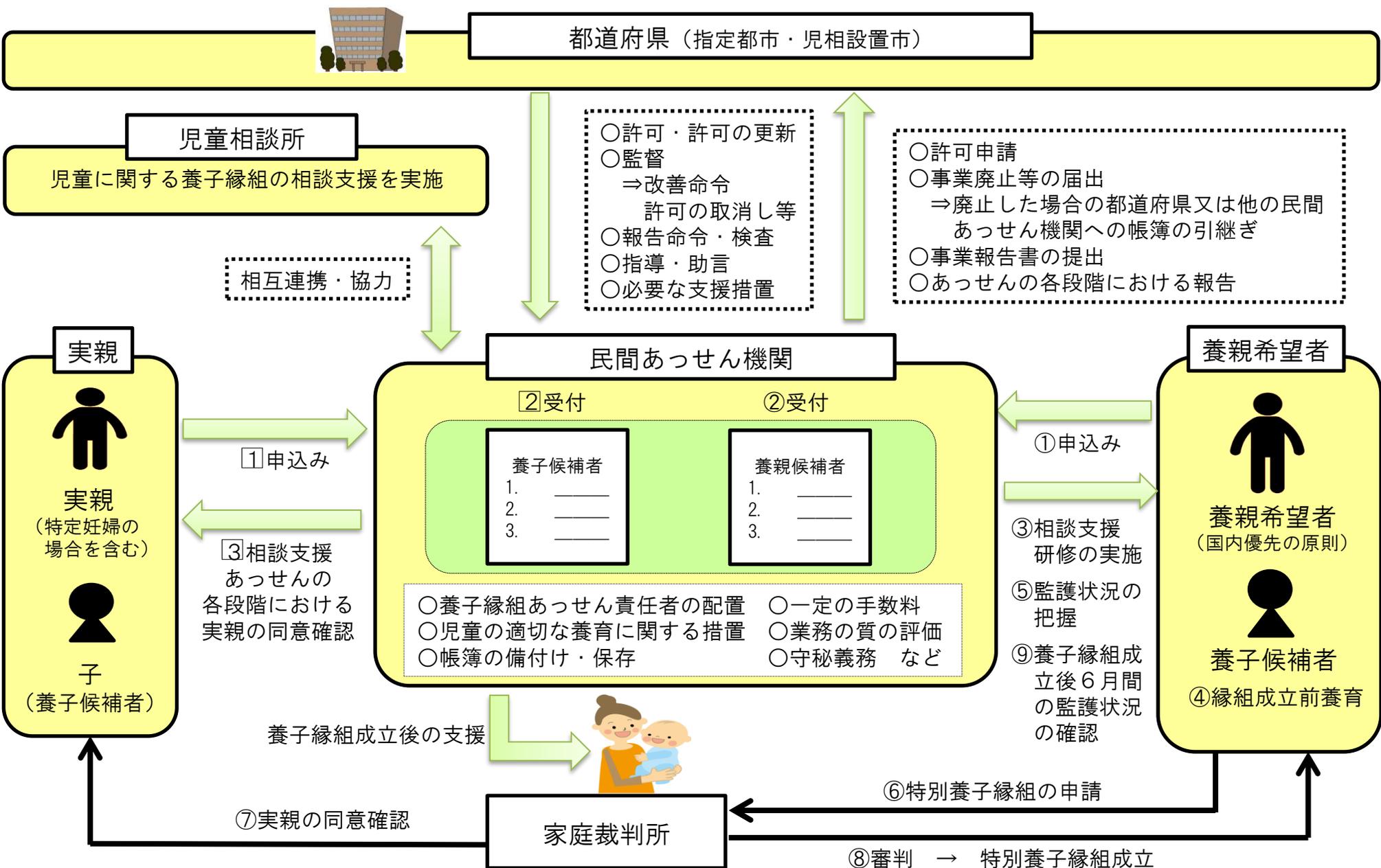
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



養子縁組あっせん事業者一覧（令和7年4月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療法人社団弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
8	東京都	一般社団法人 ベアホープ
9	和歌山県	特定非営利活動法人 ミダス&ストックサポート
10	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
11	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
12	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
13	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
14	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
15	大阪市	一般社団法人 まもりごと
16	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
17	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
18	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
19	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
20	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門
21	奈良市	特定非営利活動法人 みぎわ
22	文京区	社会福祉法人 日本国際社会事業団

民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

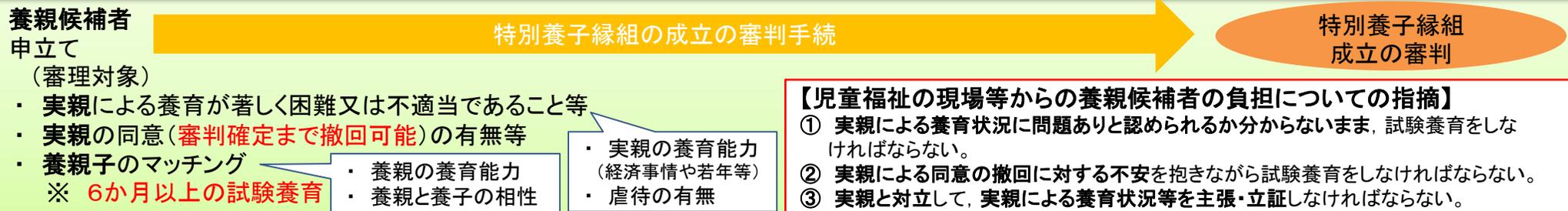
(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の
確認の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

養親候補者申立て

第2段階の手続

(審理対象) ・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

特別養子縁組
成立の審判

試験養育
がうまくい
かない場合
には却下

＜児童虐待防止対策等総合支援事業＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

事業の概要

① 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i **養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業** . . . 受講者1人当たり 57千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii **第三者評価受審促進事業** 1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

② 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i **養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）** 1か所当たり 11,245千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii **障害児等の支援** 1か所当たり 3,319千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii **心理療法担当職員の配置による相談支援** 1か所当たり 6,499千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv **高年齢児等への支援<拡充>** 1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- v **資質向上事業<拡充>** 1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
⇒モデル事業として、年度毎に補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」を一般事業化する。

③ 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・ **子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業** . . . 1か所当たり 6,499千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④ 養親希望者手数料負担軽減事業<拡充> 1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減
⇒養親希望者の負担軽減を図るため、手数料負担額を見直す。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

〈養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金〉 令和7年度予算 46百万円（45百万円）

事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

事業の概要

(1) 養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。

(2) 養子縁組あっせん機関等職員研修

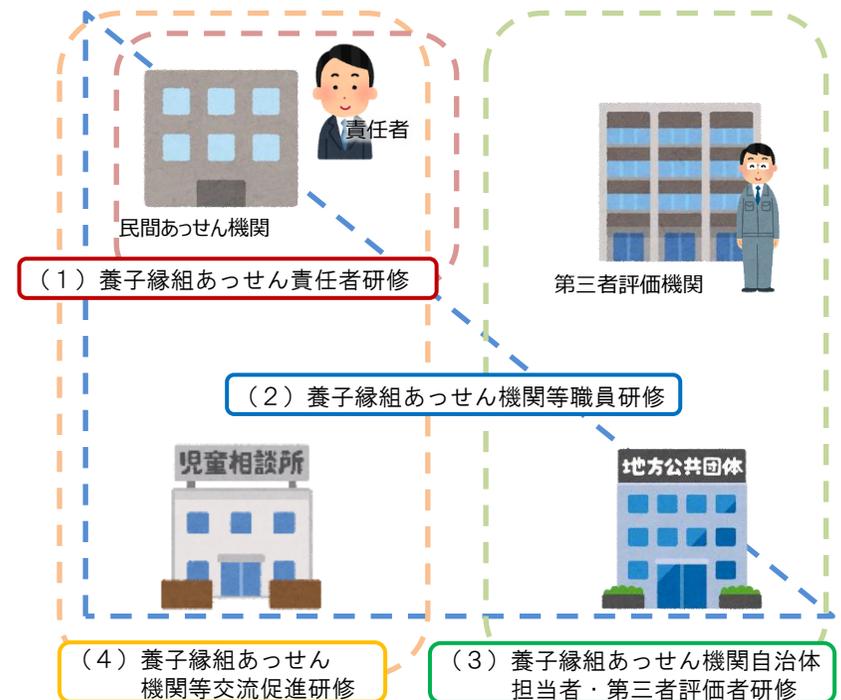
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

(3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修

許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。

(4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修

民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 46,474千円

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

- （1）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発＜拡充＞
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。
⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- （2）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- （3）都道府県等と連携した広報
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（1）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

令和6年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

【令和6年度予算】 2.1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

概要

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布をするほか、それぞれ特設サイトにて、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

令和6年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトによる広報啓発活動の展開

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につなげるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを展開する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする広告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）
等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

広報内容

特別養子縁組制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを展開。

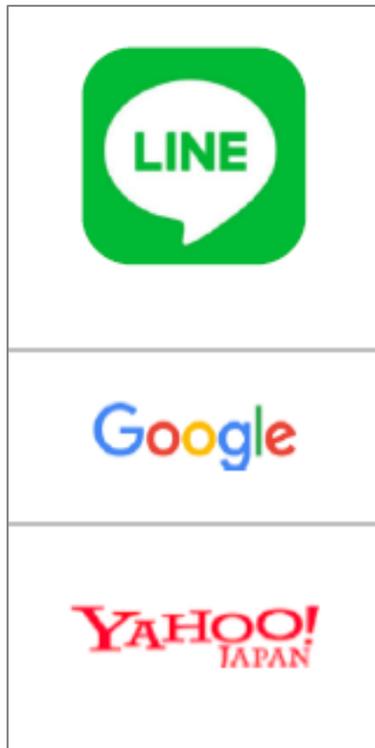
<https://tokubetsuyoshiengumi.jp/index.html>

1. 特別養子縁組とは
2. 制度紹介コンテンツ
3. インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）
4. 各種相談窓口の紹介 など



広報内容

LINE広告、Google広告、Yahoo!広告、meta広告、朝日新聞デジタルを活用して
特設サイトにユーザーを誘導



広報内容

シンポジウムの告知も兼ねた新聞広告を実施。**全国紙（発行部数約334万部）朝刊の全面広告を掲載**。特別養子縁組制度シンポジウムQRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へとつなげる。

<掲載内容>

- ・ 特別養子縁組制度の案内
- ・ シンポジウムの案内

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- 掲載時期：2025年1月18日付
- 部数：約334万部

子どもを育てたいと願う人へ
特別養子縁組制度

その願いが、子どもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らせない子どもを、自分のこととして迎入れる制度です。

特別養子縁組制度シンポジウムを開催 2月15日(土) 11:00～13:00 朝日新聞東京本社 読者ホール

第1部 11:00～12:00
特別養子縁組に家族による体験談「スタートが遅くても大切な家族になれる」

第2部 12:00～13:00
トークセッション「ハナちゃんを家族になって」

第3部 13:00～13:30
パネルディスカッション

第1部、第2部の要領をも予定

2月13日(木) 23:59まで

子どもみんなの ともも家庭庁

広報内容

特別養子縁組の当事者、有識者、関係団体等が登壇するシンポジウムを対面及びオンラインにて開催。

2月15日(土)
11:00~13:00

朝日新聞東京本社 読者ホール
オンラインライブ配信もあります。

●特別養子縁組とは●
さまざまな事情により生みの親のもとでは
養育が難しい子どもを、
自分の子どもとして迎え入れる制度です。
法的な養子関係を結ぶため、
この名称が置かれます。
空想した名前も使えます。

こどもを育てたいと願う人へ

特別養子縁組制度シンポジウム開催

— その願いが、こどもの幸せにつながっていく。 —



久保田智子さんご家族

第1部
11:00~11:40

特別養子縁組ご家族による体験談
「スタートが遅くても大切な家族になれる」

登壇者(養親当事者)
石井敦さん、佐智子さんご夫妻

第2部
11:45~12:25

トークセッション
「ハナちゃんとうちの家族になって」

登壇者(養親当事者)
久保田智子さん(新潟市教育長、元TBSアナウンサー)、
平本典昭さん(日本テレビ記者)ご夫妻

第3部
12:30~13:00

パネルディスカッション
「こどもが過去・現在・未来にポジティブに向き合える、寄り添い方」

登壇者
橘原真也さん(児童養護施設 子供の家庭開発部長・心理職)
石井敦さん、佐智子さんご夫妻
久保田智子さん、平本典昭さんご夫妻

お申し込み方法
下記URLまたは二次元コードからお申し込みください。
<https://que.digital.asahi.com/question/11015858>

締め切り
2月13日(木)23:59まで
(問い合わせ)
特別養子縁組制度シンポジウム運営事務局(9:00-17:00) telling-support@asahi.com





特別養子縁組でこどもを迎え入れた人、
迎え入れられた人の声が載っています。

特別養子縁組制度についてもっと知りたい▶「特別養子縁組」特設サイト <https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/>

特別養子縁組制度に興味がある▶児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 ※全国共通相談所一斉

本事務局は、「児童相談所等及び特別養子縁組制度等広報発着事業」上として実施しています。(実施主体:朝日新聞社/こども家庭庁補助事業)

こどもまんなか
こども家庭庁



広報内容

特別養子縁組制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

【実施自治体】

徳島県 山口県 長崎県 宮崎県 世田谷区 豊島区 等

<内容（例）>

- LINE公式アカウントの開設・運用伴走
- 出張型イベント開催
- 実親向けリーフレットの制作・公開 等

○（参考）昨年度制作された実親向けリーフレット



広報内容

- 都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>



子どもを育てたいと願う人へ 特別養子縁組制度

その願いが、子どもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らさない子どもを、自分のこととして迎え入れる制度です。



特別養子縁組で子どもを迎え入れ、迎え入れられた人の声が震っています。
 ▶ 特別養子縁組制度についてもっと知りたい
 ▶ 特別養子縁組制度で縁組がある
 ▶ 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783



<リーフレット>

都道府県	児童相談所	電話番号	ホームページ
北海道	札幌児童相談所	011-836-2111	http://www.hokkaido-cw.go.jp
青森県	青森児童相談所	017-822-2111	http://www.aomori-cw.go.jp
岩手県	盛岡児童相談所	019-622-2111	http://www.iwate-cw.go.jp
宮城県	仙台児童相談所	022-233-2111	http://www.miyagi-cw.go.jp
秋田県	秋田児童相談所	0182-222-2111	http://www.akita-cw.go.jp
山形県	山形児童相談所	023-622-2111	http://www.yamagata-cw.go.jp
福島県	福島児童相談所	024-222-2111	http://www.fukushima-cw.go.jp
茨城県	水戸児童相談所	029-222-2111	http://www.ibaraki-cw.go.jp
栃木県	宇都宮児童相談所	028-222-2111	http://www.tochigi-cw.go.jp
群馬県	高崎児童相談所	027-222-2111	http://www.gunma-cw.go.jp
埼玉県	さいたま児童相談所	048-222-2111	http://www.saitama-cw.go.jp
千葉県	千葉児童相談所	043-222-2111	http://www.chiba-cw.go.jp
東京都	東京児童相談所	03-322-2111	http://www.tokyo-cw.go.jp
神奈川県	横浜児童相談所	045-222-2111	http://www.kanagawa-cw.go.jp
新潟県	新潟児童相談所	025-222-2111	http://www.niigata-cw.go.jp
富山県	富山児童相談所	076-222-2111	http://www.fukui-cw.go.jp
石川県	金沢児童相談所	075-222-2111	http://www.ishikawa-cw.go.jp
福井県	福井児童相談所	077-222-2111	http://www.fukui-cw.go.jp
岐阜県	岐阜児童相談所	058-222-2111	http://www.gifu-cw.go.jp
静岡県	静岡児童相談所	054-222-2111	http://www.shizuoka-cw.go.jp
愛知県	名古屋児童相談所	052-222-2111	http://www.aichi-cw.go.jp
岐阜県	岐阜児童相談所	058-222-2111	http://www.gifu-cw.go.jp
三重県	津児童相談所	059-222-2111	http://www.mie-cw.go.jp
滋賀県	彦根児童相談所	077-222-2111	http://www.shiga-cw.go.jp
京都府	京都児童相談所	075-222-2111	http://www.kyoto-cw.go.jp
大阪府	大阪児童相談所	06-222-2111	http://www.osaka-cw.go.jp
兵庫県	神戸児童相談所	078-222-2111	http://www.hyogo-cw.go.jp
奈良県	奈良児童相談所	074-222-2111	http://www.nara-cw.go.jp
和歌山県	和歌山児童相談所	073-222-2111	http://www.wakayama-cw.go.jp
徳島県	徳島児童相談所	087-222-2111	http://www.tokushima-cw.go.jp
香川県	高松児童相談所	087-222-2111	http://www.kagawa-cw.go.jp
愛媛県	松山児童相談所	089-222-2111	http://www.ehime-cw.go.jp
高知県	高知児童相談所	098-222-2111	http://www.kochi-cw.go.jp
福岡県	福岡児童相談所	092-222-2111	http://www.fukuoka-cw.go.jp
佐賀県	佐賀児童相談所	095-222-2111	http://www.saga-cw.go.jp
長門県	長門児童相談所	093-222-2111	http://www.yamaguchi-cw.go.jp
山口県	山口児童相談所	083-222-2111	http://www.yamaguchi-cw.go.jp
徳島県	徳島児童相談所	087-222-2111	http://www.tokushima-cw.go.jp
香川県	高松児童相談所	087-222-2111	http://www.kagawa-cw.go.jp
愛媛県	松山児童相談所	089-222-2111	http://www.ehime-cw.go.jp
高知県	高知児童相談所	098-222-2111	http://www.kochi-cw.go.jp
福岡県	福岡児童相談所	092-222-2111	http://www.fukuoka-cw.go.jp
佐賀県	佐賀児童相談所	095-222-2111	http://www.saga-cw.go.jp
長門県	長門児童相談所	093-222-2111	http://www.yamaguchi-cw.go.jp
山口県	山口児童相談所	083-222-2111	http://www.yamaguchi-cw.go.jp

子どもを育てたいと願う人へ
特別養子縁組制度
 その願いが、子どもの幸せにつながっていく。

特別養子縁組制度とは、さまざまな事情により生みの親のもとでは暮らさない子どもを、自分のこととして迎え入れる制度です。

詳しくは、児童相談所にご相談ください。

特別養子縁組制度について詳しく知りたい方へ
 ▶ 特別養子縁組制度についてもっと知りたい
 ▶ 特別養子縁組制度で縁組がある
 ▶ 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

<内容>

- 特別養子縁組制度について
- 民間あっせん機関掲載
- インタビュー記事

6. 児童養護施設等の運営

措置費とは

児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けたなど保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（「要保護児童」）等を都道府県等が児童福祉施設等に入所の措置を行い、これらに係る費用（施設職員の人件費、児童の養育に係る費用等）のこと。

児童福祉法 措置費関連条文

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五の三 （略）

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

六の四 児童相談所長が第二十六条第一項第二号に規定する指導を委託した場合又は都道府県が第二十七条第一項第二号に規定する指導を委託した場合におけるこれらの指導に要する費用

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除き、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む。）

七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採った場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助（満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

八 一時保護に要する費用

九 （略）

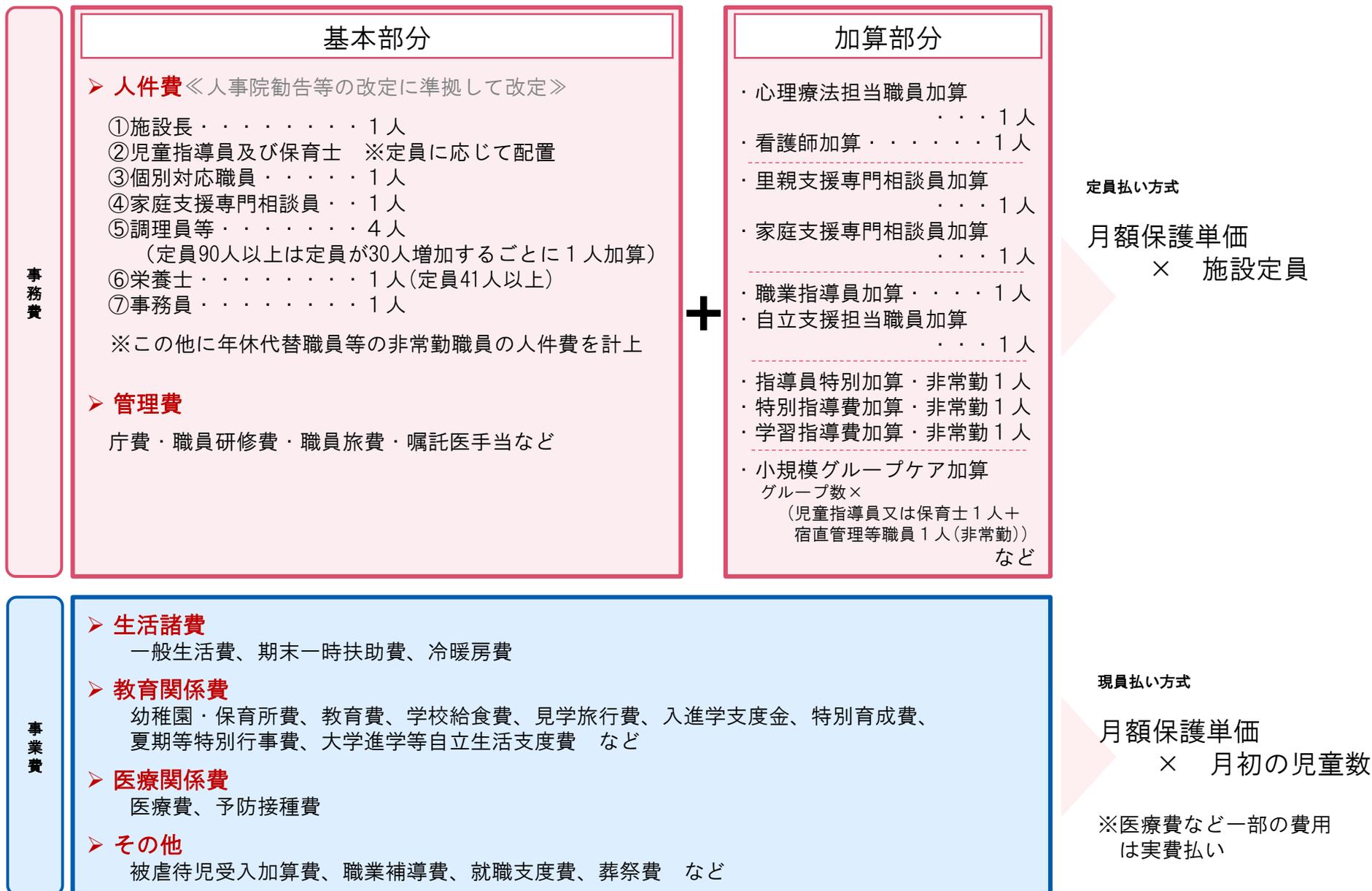
第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

○2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

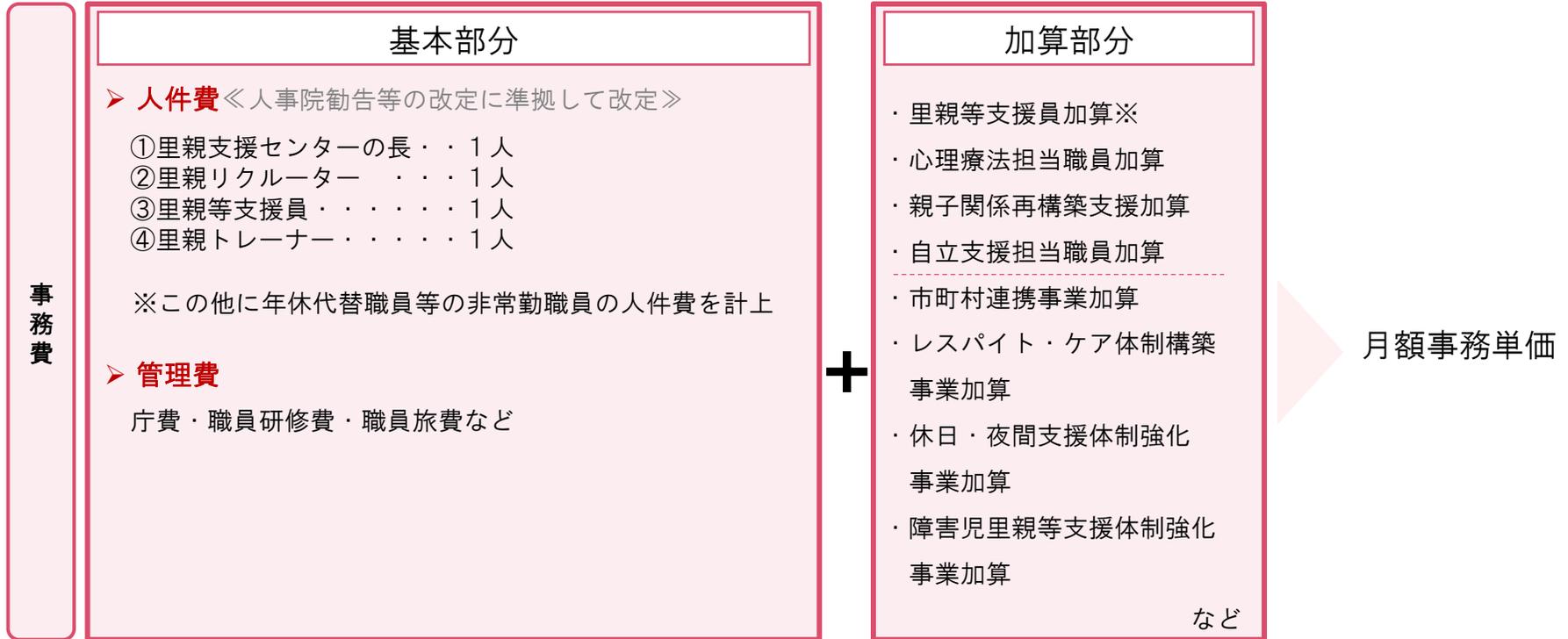
児童入所施設措置費の概要（保護単価）

措置費の構造（児童養護施設の場合）



児童入所施設措置費の概要（事務単価）

措置費の構造（里親支援センターの場合）



※里親等支援員加算については、登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。

児童入所施設措置費の概要

措置費の費用負担割合の構成

公費負担

国庫負担 1/2

・ 令和7年度予算額（国費ベース） 1, 591 億円

・ 措置児童1人当たり年間コスト（公費ベース）

児童養護施設	約620万円
乳児院	約1174万円
ファミリーホーム	約380万円
里親	約230万円

地方負担 1/2

保護者負担 （応能負担）

A階層（生活保護受給世帯等）
..... 0円

B階層（市町村民税非課税世帯）
..... 2,200円

C階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のない世帯
..... 4,500円

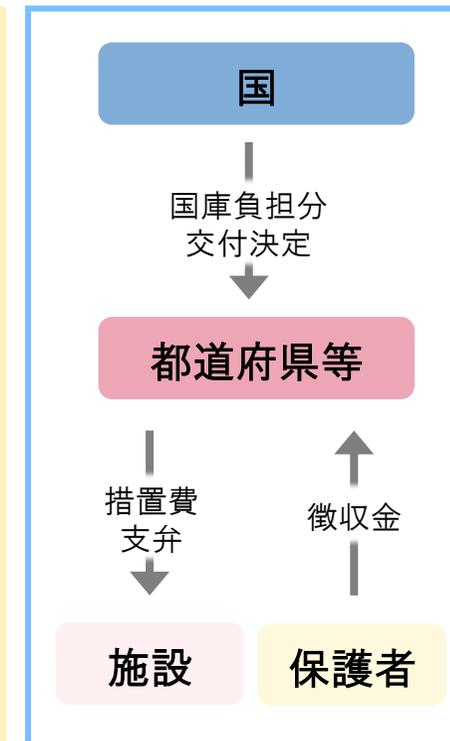
D階層（市町村民税課税世帯）
※所得割額のある世帯
..... 6,600円～
支弁額全額

※上記は国庫負担金の精算基準であり、実際の階層区分は各都道府県が条例で定めているため、都道府県ごとに区分の仕方が異なる。

※毎年7月に世帯構成や所得（課税状況）を確認し、階層区分の見直しを行う。

※令和元年6月以前は、市町村民税ではなく、所得税で階層区分を設定。

措置費の執行の流れ



<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）> 令和7年度予算 1,591億円（1,485億円）
令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

<令和6年度補正予算>

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

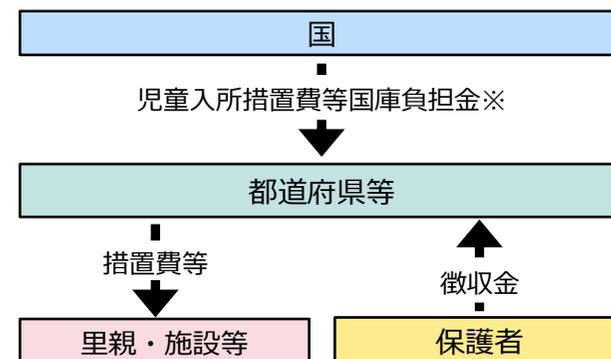
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担 124

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

○ 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、平成27年度予算において、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上。

① 児童養護施設

人員配置

基 本 部 分	加 算 部 分
<ul style="list-style-type: none"> ・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託) 	<p style="text-align: center;">【児童指導員、保育士】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児 1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1(3.5:1、3:1) ・少年(就学～) 5.5:1(5:1、4.5:1、4:1) <p style="text-align: center;">※ () 内は加算にて対応。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 2人 ・家庭支援専門相談員加算 2人 ・看護師加算 1人 ・自立支援担当職員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人) 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児： 1.7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置 (乳幼児を10人以上入所させる乳児院)

基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人 (定員30人以上10人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員 (非常勤、1人)
- ・医師1人 (嘱託)

+

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1 (1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児
2:1
- ・年少児 (3歳～)
4:1 (3.5:1、3:1)

※ () 内は加算にて対応。

+

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 2人
- ・心理療法担当職員加算 2人
- ・定員35人以下指導員特別加算 (非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤) 1人)

等

人員配置改善の推移

～23年度

24年度～26年度 (施設の人員配置基準)

27年度～ (「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)

看護師・保育士・児童指導員
0・1歳児： 1.7:1
2歳児： 2:1
3歳以上幼児： 4:1

看護師・保育士・児童指導員
0・1歳児： 1.6:1
2歳児： 2:1
3歳以上幼児： 4:1

看護師・保育士・児童指導員
0・1歳児： 1.3:1
2歳児： 2:1
3歳以上幼児： 3:1

※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4.5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人
少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

≪児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置≫

(1) 分園型小規模グループケア

～平成30年度	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配
小規模かつ地域分散化加算	⇒ 常勤1人加配

強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実
 ≧小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

～平成30年度	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人



令和元年度～	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人
小規模かつ地域分散化加算	⇒ 常勤1人加配

II 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

定員 6～8人*

配置基準 概ね6：3（＝2：1）

※定員6人（小学生以上）の場合

基本的人員配置（4：1）→ 常勤1.5人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配

*現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予算措置無し

新設



令和元年度～

定員：4人 《新設》

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

人員配置 → 常勤3、非常勤2人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策② 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

➢ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

～平成30年度

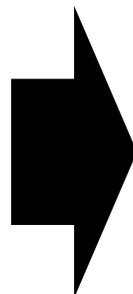
定員：4～6人

配置基準：概ね4：4（＝1：1）

※定員4人（0・1歳児）の場合

基本的人員配置（1.3：1）→ 常勤3人

小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配



令和元年度～

定員：4人

配置基準：概ね4：5（＝0.8：1）

人員配置 → 常勤5人、非常勤1人

※新たに医療的ケア児等受入加算を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

➢ 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

児童養護施設の小規模化への職員配置の強化について

	① 施設内小規模グループケア	② 分園型小規模グループケア	③ 地域小規模児童養護施設
定員	6人 (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1) (令和元年10月31日以前に指定された施設は除く)	4～6人(※1)
配置職員 (基本)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	※定員6人(小学生以上)の場合 ・児童指導員、保育士 (常勤、1.5人)	・児童指導員、保育士 (常勤、2人) ・その他職員 (常勤又は非常勤、1人)
加算職員	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人)	【小規模グループケア加算】 ・児童指導員、保育士 (常勤、1人) ・管理宿直等職員 (常勤又は非常勤、1人) <u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))	<u>【小規模かつ地域分散化加算】</u> ・児童指導員、保育士 (常勤、最大3人(※2))
職員配置基準 (加算あり)	(児童6人の場合) 概ね 6 : 3	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>	(児童6人の場合) 概ね <u>6 : 6</u>

※1 都市部等における小規模かつ地域分散化に向けた取組を促進するため、令和3年度より、②分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の定員の下限を4人まで引き下げた。

※2 定員4人の場合は最大1名加配、定員5名の場合は最大2名加配

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
→ 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
→ 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令



- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
→ 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
(a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
(b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
→ 月額5千円の引上げ

+6%等の処遇改善



- ⑤ +3%→+2%等→+1%=合計+6%等の処遇改善を実施する。

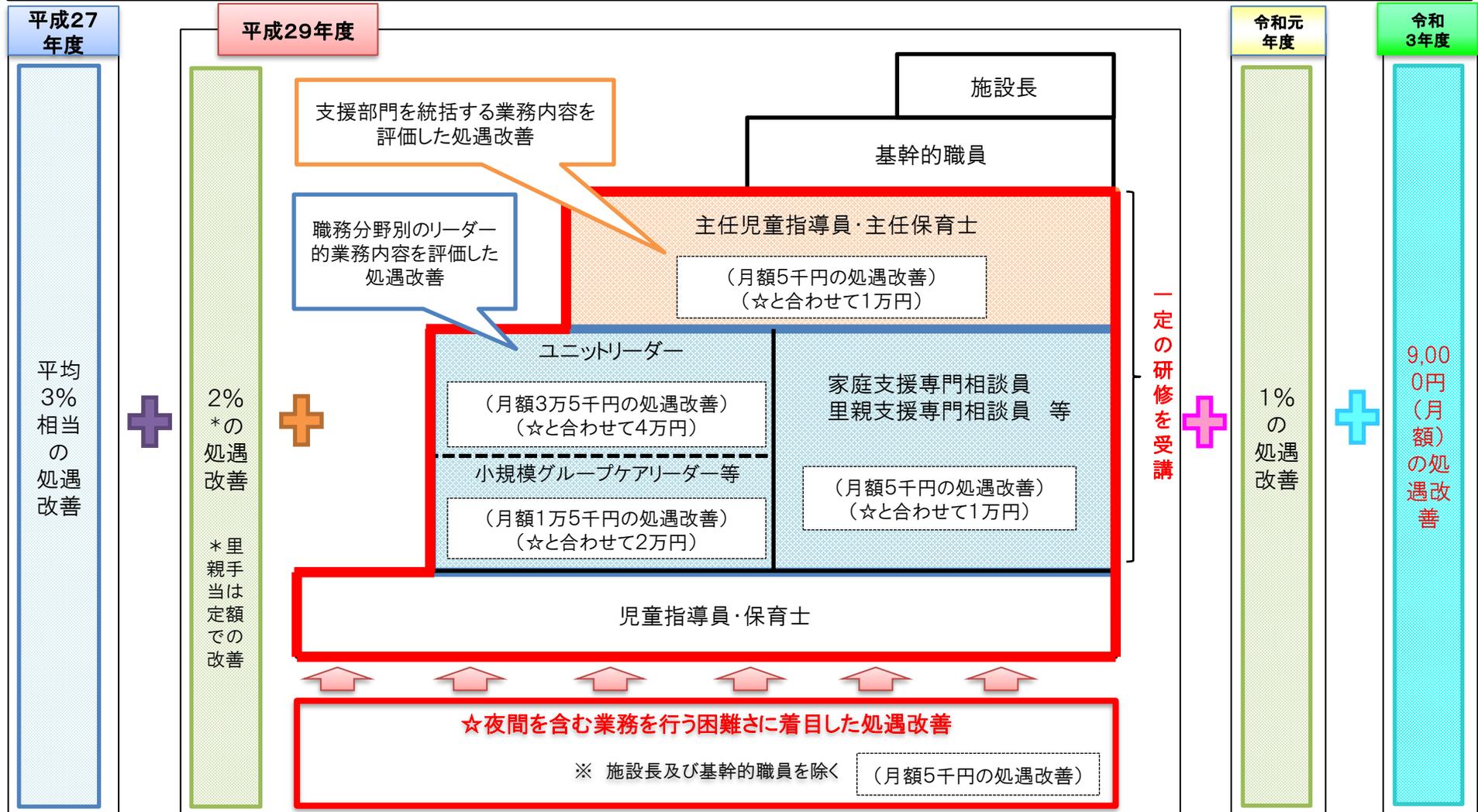
+9,000円(月額)の処遇改善



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応が必要な中、勤務している児童養護施設等の職員を対象に月額9,000円の処遇改善を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容の評価した処遇改善を実施。令和元年度予算においてさらに1%の処遇改善を行う。令和3年度補正予算及び令和4年度予算において、さらに9,000円(月額)の処遇改善を行う。



社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

令和4年度予算：1,360億円の内数（児童入所施設措置費等国庫負担金）

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助(令和3年度補正予算)

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、
地域支援連携担当職員の配置を支援する。

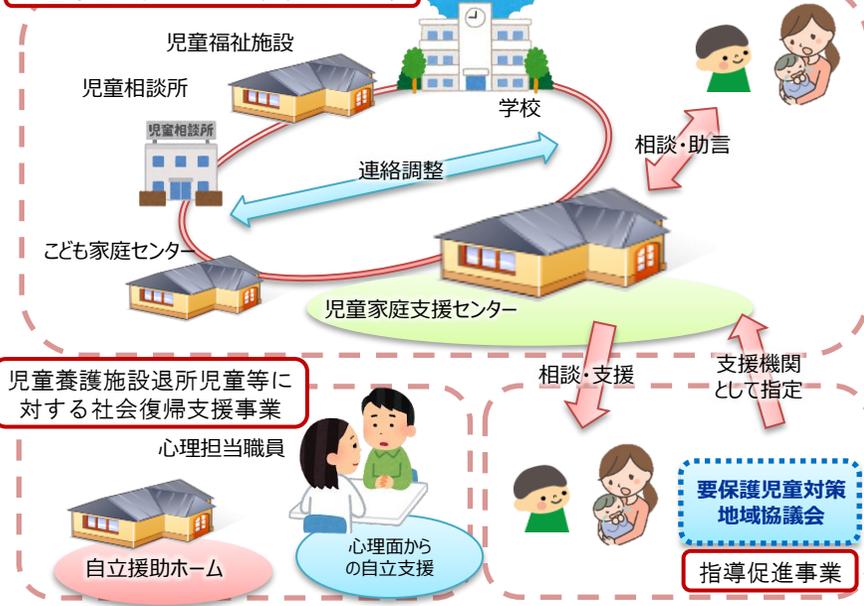
(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1か所当たり	12,546千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	8,283千円	
③法的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
④児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1か所当たり	547千円	
⑤地域連携担当職員加算	1か所当たり	2,372千円	

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1か所当たり 1,069千円

(3) 指導促進事業 1件当たり（月額） 114千円

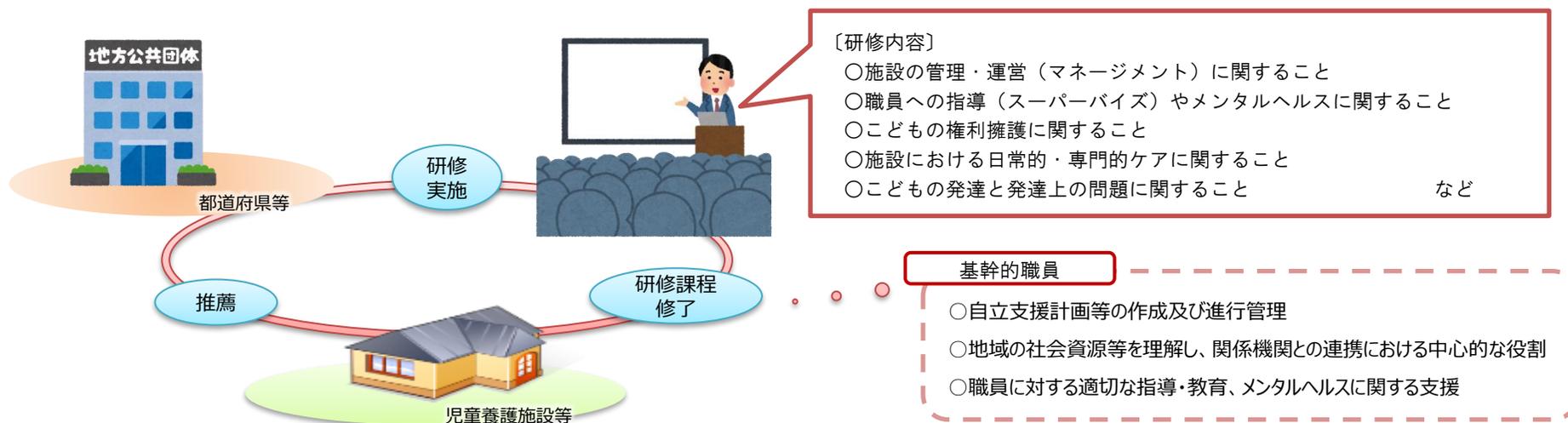
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1 / 2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：495,000円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

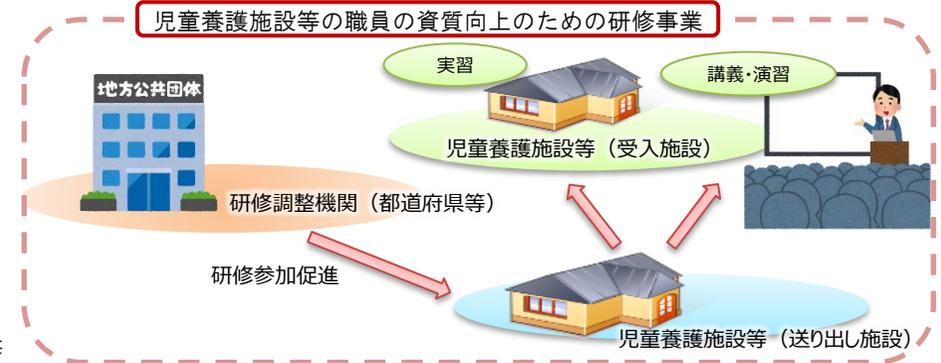
(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業【拡充】

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）
- ② 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業【新規】

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業【新規】

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】				
(1)	① 宿泊あり	1人当たり	133千円	
		宿泊なし	73千円	
	② 送り出し施設	1人当たり	1,055千円	
		受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
		調整機関事務費	1自治体当たり	2,992千円
	③ 1自治体当たり（各施設種別単位）			2,707千円
	(2)	① 受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
		② 受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	(3)	1自治体当たり		4,200千円
	(4)	1自治体当たり		450千円

【補助割合】 (3) 以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
(3) 国：10/10

【対象施設】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）
（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (3)、(4) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
（※）(3)(4)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

(3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難のかつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,534千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,534千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり		5,532千円
（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、**妊産婦等生活援助事業所**
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （5）**社会的養護自立支援拠点事業所**

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 2億円

事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

<令和6年度補正予算>

- ・ 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された里親支援センターの改修費並びに社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。
- ・ 里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・ 熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。
- ・ 性被害防止対策を図るため、パーテーション、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

補助基準額

- (1) <3. 以外> 1か所当たり：800万円
 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 <3. > 1か所当たり：300万円
- (2) 1か所当たり：800万円
- (3) 1か所当たり：800万円

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※））
 （都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
 （※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
 <施設地域分散化等加速化プランの継続実施>
- (2) 国：1/2
 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2
 （都道府県等：1/2）

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和7年度予算 20百万円（20百万円）

事業の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

事業の概要

（1）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（2）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（3）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

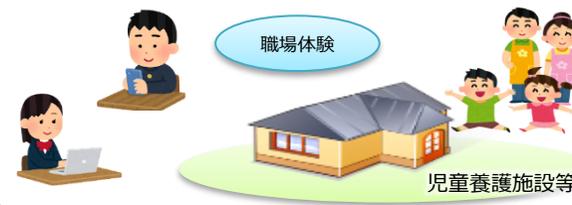
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 20,238千円

7. 施設の小規模かつ地域分散化、 高機能化及び多機能化・機能転換の推進

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

○小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1~2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）

	定員総数*	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	28,462人 [100%]	11,555人 [40.6%]	9,255人 [32.5%]	1,899人 [6.7%]	2,084人 [7.3%]	3,669人 [12.9%]	
乳児院	3,711人 [100%]	1,723人 [46.4%]	1,720人 [46.3%]	202人 [5.4%]	66人 [1.8%]	—	

（参考）形態ごとの入所児童数

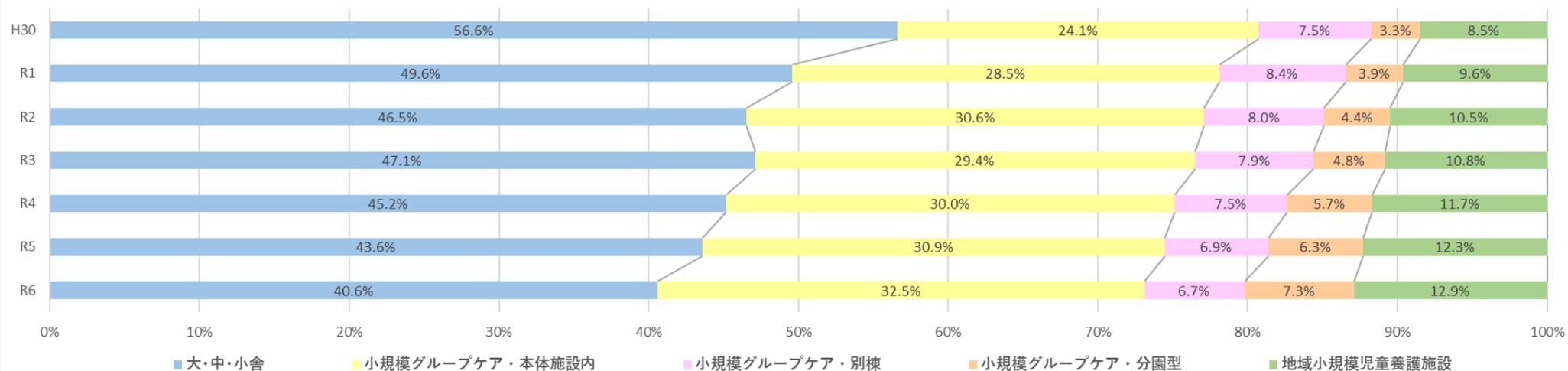
	入所児童 総数	大・中・小舎	敷地内		敷地外		
			小規模グループケア				地域小規模 児童養護施設
			本体施設内	別棟	分園型		
児童養護 施設	22,342人 [100%]	7,592人 [34.0%]	7,943人 [35.6%]	1,635人 [7.3%]	1,859人 [8.3%]	3,313人 [14.8%]	
乳児院	2,449人 [100%]	928人 [37.9%]	1,307人 [53.4%]	159人 [6.5%]	55人 [2.2%]	—	

※令和6年10月1日現在（家庭福祉課調べ）（施設数：児童養護施設606か所、乳児院147か所）

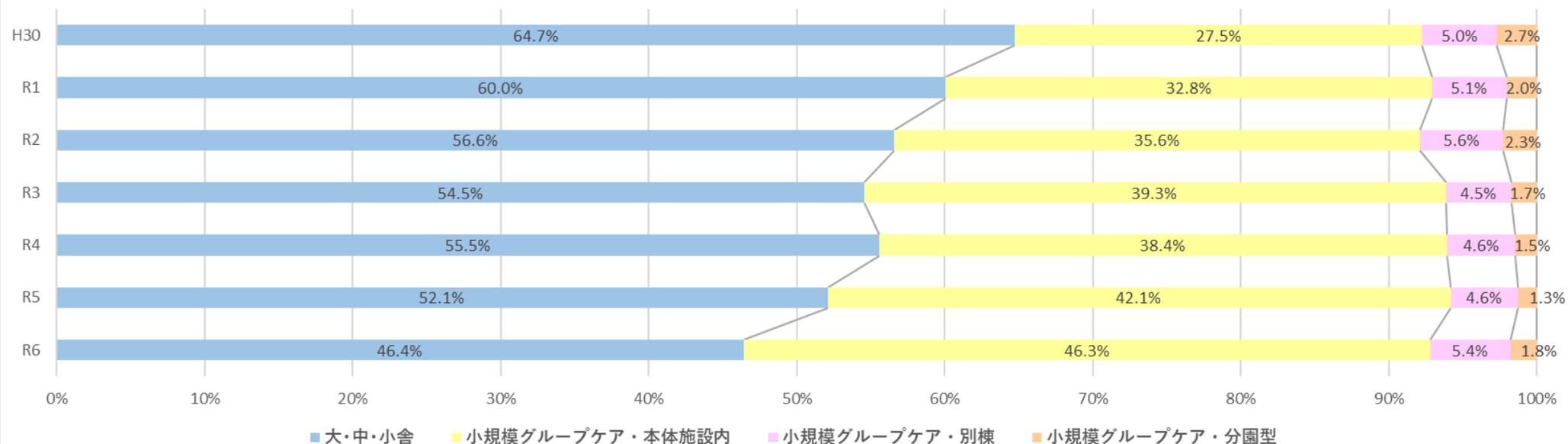
※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの定員数）の推移

児童養護施設・形態ごとの定員数

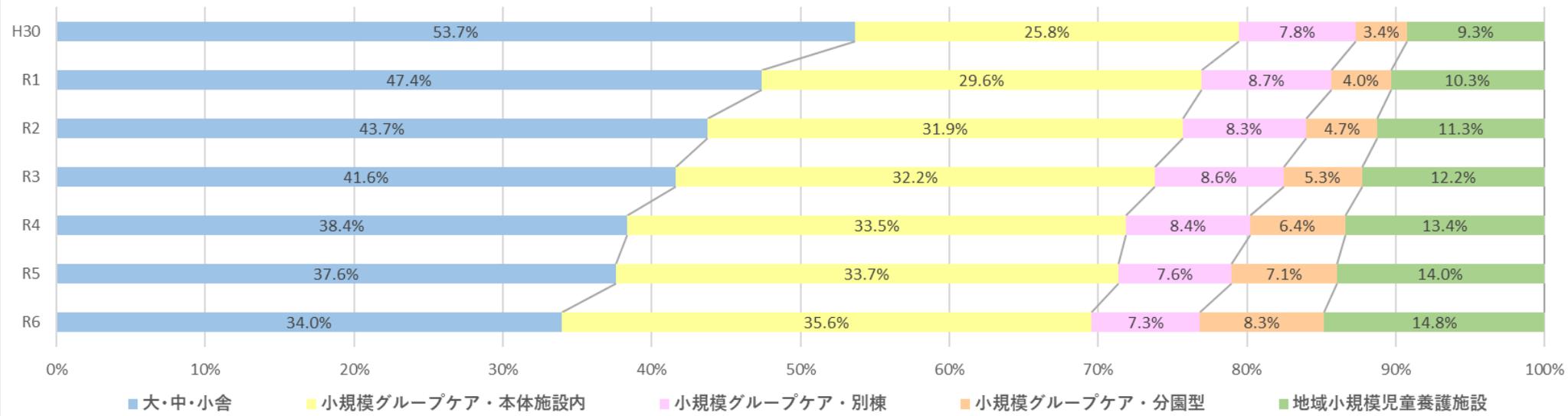


乳児院・形態ごとの定員数

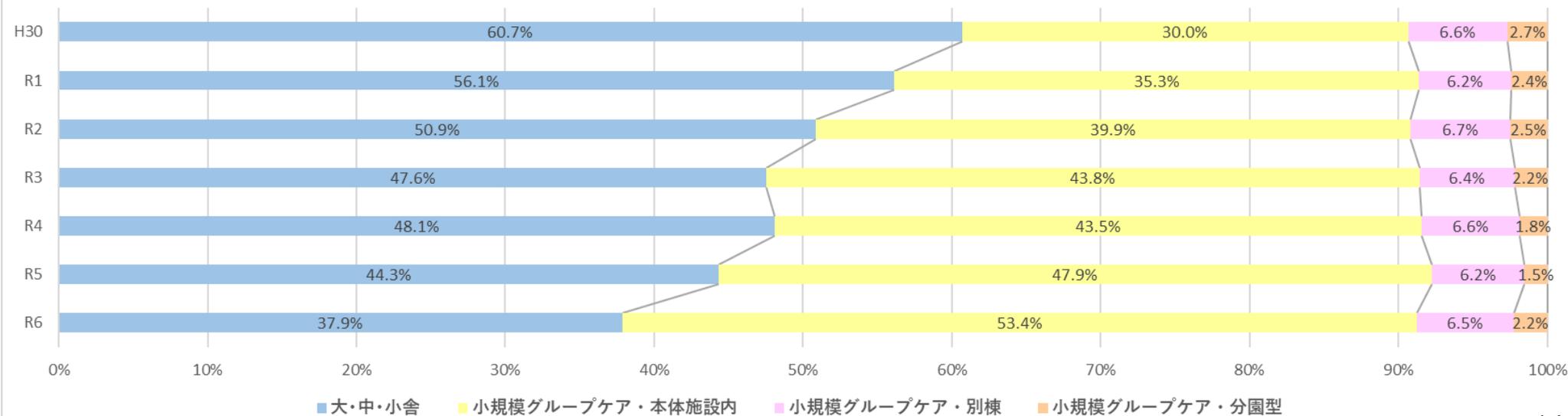


○小規模かつ地域分散化の状況（形態ごとの入所児童数）の推移

児童養護施設・形態ごとの入所児童数



乳児院・形態ごとの入所児童数



○地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの実施か所数の推移

①地域小規模児童養護施設の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	277	422	292	455	308	493	310	526	320	580	329	606	329	629
1か所実施	157	157	167	167	168	168	153	153	148	148	151	152	139	139
2か所実施	105	210	101	202	109	218	116	232	119	238	116	232	121	242
3か所以上実施	15	55	24	86	31	107	41	141	53	194	62	223	69	248

②小規模グループケア実施状況の推移（児童養護施設）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	467	1,459	478	1,581	480	1,700	492	1,792	510	1,892	515	1,943	521	2,039
1か所実施	106	106	100	100	88	88	88	88	85	85	72	72	70	70
2か所実施	142	284	123	246	109	218	97	194	100	200	100	200	89	178
3か所実施	38	114	39	117	43	129	46	138	50	150	52	156	55	165
4か所実施	55	220	68	272	73	292	76	304	80	320	91	364	90	360
5か所実施	50	250	66	330	72	360	81	405	82	410	95	475	93	465
6か所以上実施	76	485	82	516	95	613	104	663	113	728	105	676	124	801

③小規模グループケア実施状況の推移（乳児院）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	86	202	99	265	103	285	109	322	111	323	111	345	118	370
1か所実施	19	19	21	21	22	22	21	21	22	22	19	19	21	21
2か所実施	38	76	35	70	37	74	33	66	34	68	32	64	31	62
3か所実施	16	48	21	63	19	57	24	72	22	66	21	63	23	69
4か所実施	7	28	7	28	9	36	12	48	15	60	14	56	17	68
5か所実施	5	25	7	35	5	25	6	30	6	30	10	50	9	45
6か所以上実施	7	42	8	48	11	71	13	85	12	77	15	93	17	105

（資料）家庭福祉課調べ（各年10月1日現在）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

事業の概要

(1) 育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

(2) 医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

(3) 障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】 (1) 5,326千円

(2) i 連絡調整を担う職員 1,929千円

ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合

1か所当たり最大6,657千円 (※) 医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定

(3) 1か所当たり最大6,336千円 (※) 障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

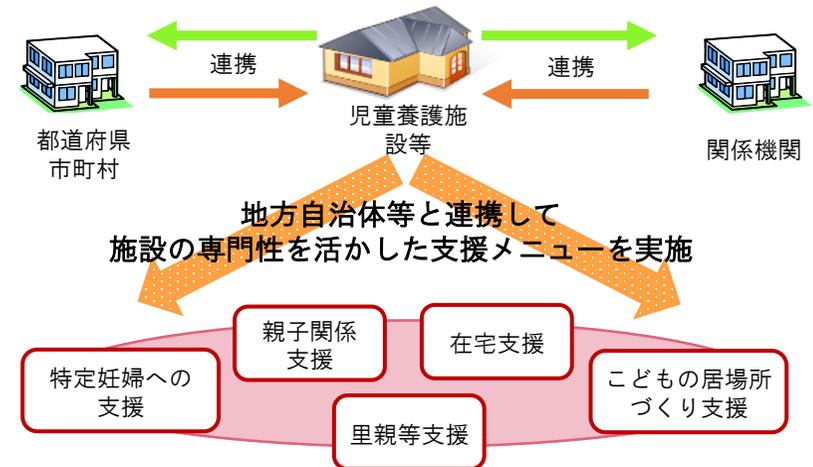
事業の目的

- 地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

事業の概要

児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- 児童養護施設等の専門性を高め、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- 児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

※ ただし、母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助率】

定額（国：10/10相当）

事業実施2年目の自治体は、国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

（上記のただし書きの場合、国1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/2）

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【対象施設】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、児童家庭支援センター

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

事業の概要

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

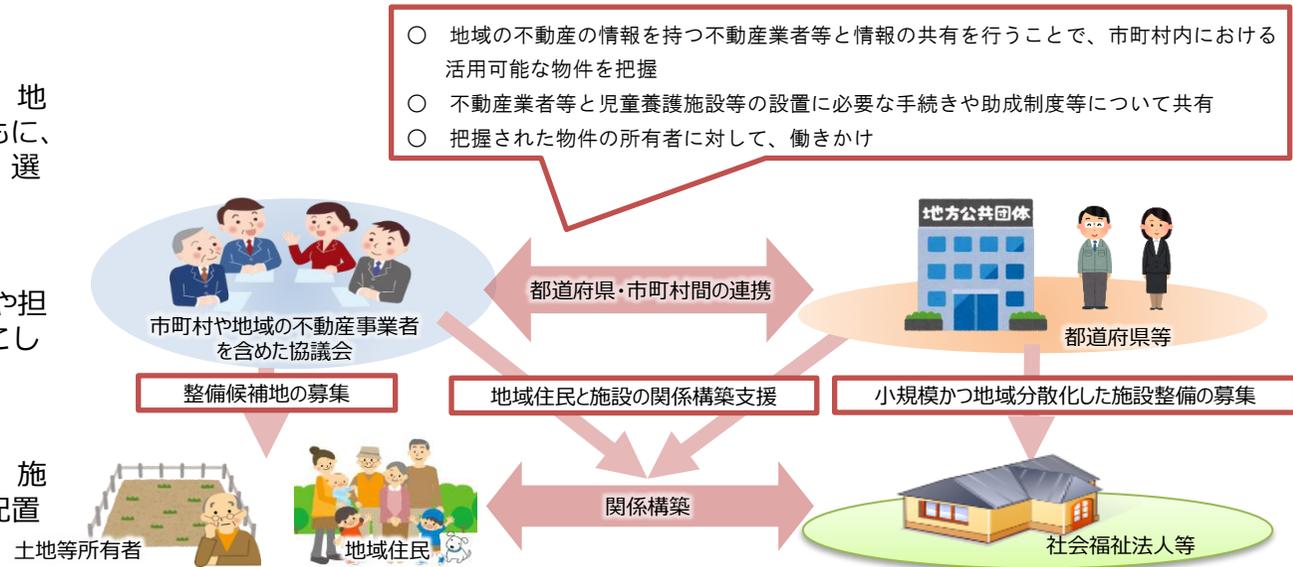
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1/2

【補助基準額】 (1) 1自治体当たり 6,400千円
(2) 1自治体当たり 5,000千円
(3) 1自治体当たり 4,900千円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

8. 自立支援の推進

○ 1 8 歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H25：231人（13.4%） → H26：293人（16.3%） → H27：275人（15.1%） → H28：278人（15.2%）
→ H29：292人（17.3%） → H30：324人（18.9%） → R 元：333人（19.0%） → R 2：356人（20.3%）
→ R 3：357人（20.0%） → R 4：384人（21.6%） → R 5：397人（23.4%） → R 6：456人（27.6%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

○進学、就職の状況

高校等への進学率については、全中卒者と同程度であるが、大学等への進学率については、全高卒者と比較し低い状況である。

① 中学校卒業後の進路（令和5年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和6年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,066人	1,969人	95.3%	43人	2.1%	15人	0.7%	39人	1.9%
(参考) 全中卒者	1,096千人	1,081千人	98.6%	4千人	0.4%	2千人	0.2%	9千人	0.9%

② 高等学校等卒業後の進路（令和5年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和6年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,654人	401人	24.2%	285人	17.2%	806人	48.7%	162人	9.8%
うち在籍児	456人	143人	31.4%	108人	23.7%	131人	28.7%	74人	16.2%
うち退所児	1,198人	258人	21.5%	177人	14.8%	675人	56.3%	88人	7.3%
(参考) 全高卒者	1,029千人	596千人	57.9%	200千人	19.4%	154千人	15.0%	79千人	7.7%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
172人	149人	135人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和6年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

①中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		令和元年度 (R2. 5. 1)		令和2年度 (R3. 5. 1)		令和3年度 (R4. 5. 1)		令和4年度 (R5. 5. 1)		令和5年度 (R6. 5. 1)	
		人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）		2,231人	100.0%	2,164人	100.0%	2,105人	100.0%	2,079人	100.0%	2,066人	100.0%
進学	高校等	2,117人	94.9%	2,065人	95.4%	2,017人	95.8%	1,971人	94.8%	1,969人	95.3%
	専修学校等	33人	1.5%	40人	1.8%	41人	1.9%	47人	2.3%	43人	2.1%
就職		50人	2.2%	26人	1.2%	12人	0.6%	30人	1.4%	15人	0.7%
その他		31人	1.4%	33人	1.5%	35人	1.7%	31人	1.5%	39人	1.9%
里親委託児（単位：人）		390人	100.0%	343人	100.0%	322人	100.0%	381人	100.0%	352人	100.0%
進学	高校等	379人	97.2%	325人	94.8%	313人	97.2%	372人	97.6%	336人	95.5%
	専修学校等	7人	1.8%	11人	3.2%	3人	0.9%	5人	1.3%	7人	2.0%
就職		2人	0.5%	2人	0.6%	0人	0.0%	2人	0.5%	3人	0.9%
その他		2人	0.5%	5人	1.5%	6人	1.9%	2人	0.5%	6人	1.7%
(参考) 全中卒者（単位：千人）		1,108千人	100.0%	1,073千人	100.0%	1,101千人	100.0%	1,103千人	100.0%	1,096千人	100.0%
進学	高校等	1,095千人	98.8%	1,061千人	98.9%	1,088千人	98.8%	1,089千人	98.7%	1,081千人	98.6%
	専修学校等	3千人	0.3%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%
就職		2千人	0.2%	2千人	0.2%	2千人	0.1%	2千人	0.2%	2千人	0.2%
その他		7千人	0.7%	7千人	0.6%	7千人	0.7%	8千人	0.8%	9千人	0.9%

(※) 家庭福祉課調べ。 全中卒者は学校基本調査。

(※) 「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

(※) 「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		令和元年度 (R2. 5. 1)		令和2年度 (R3. 5. 1)		令和3年度 (R4. 5. 1)		令和4年度 (R5. 5. 1)		令和5年度 (R6. 5. 1)	
		人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）		1,752人	100.0%	1,784人	100.0%	1,780人	100.0%	1,697人	100.0%	1,654人	100.0%
進学	大学等	311人	17.8%	364人	20.4%	402人	22.6%	354人	20.9%	401人	24.2%
	専修学校等	268人	15.3%	286人	16.0%	284人	16.0%	305人	18.0%	285人	17.2%
就職		1,031人	58.8%	989人	55.4%	958人	53.8%	875人	51.6%	806人	48.7%
その他		142人	8.1%	145人	8.1%	136人	7.6%	163人	9.6%	162人	9.8%
里親委託児（単位：人）		390人	100.0%	362人	100.0%	388人	100.0%	383人	100.0%	363人	100.0%
進学	大学等	118人	30.3%	110人	30.4%	150人	38.7%	131人	34.2%	144人	39.7%
	専修学校等	110人	28.2%	81人	22.4%	85人	21.9%	91人	23.8%	66人	18.2%
就職		130人	33.3%	133人	36.7%	114人	29.4%	119人	31.1%	110人	30.3%
その他		32人	8.2%	38人	10.5%	39人	10.1%	42人	11.0%	43人	11.8%
（参考）全高卒者（単位：千人）		1,126千人	100.0%	1,104千人	100.0%	1,087千人	100.0%	1,065千人	100.0%	1,029千人	100.0%
進学	大学等	594千人	52.7%	598千人	54.2%	610千人	56.1%	607千人	57.0%	596千人	57.9%
	専修学校等	243千人	21.5%	242千人	21.9%	228千人	21.0%	215千人	20.2%	200千人	19.4%
就職		206千人	18.3%	183千人	16.6%	170千人	15.6%	161千人	15.1%	154千人	15.0%
その他		83千人	7.4%	81千人	7.3%	80千人	7.3%	82千人	7.7%	79千人	7.7%

(※) 家庭福祉課調べ。全高卒者は学校基本調査。
 (※) 「大学等」：大学、短期大学、高等専門学校第4学年
 (※) 「専修学校等」：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

○措置費による教育及び自立支援の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実を行った。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
- 平成25年度に特別育成費のうち資格取得等のための特別加算の対象に義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していない児童も追加した。
- 平成27年度に特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設した。
- 令和元年度に高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費の増額を行った。
- 令和2年度に教育費の対象に特別支援学校高等部に通う自立援助ホームの児童を追加するとともに、入進学支度金等の増額を行った。
- 令和4年度に見学旅行費の対象に自立援助ホームの児童を追加した。
- 令和6年度に大学受験費を創設、就職・大学進学等支度費特別基準の増額、教育費・特別育成費の対象に習い事やスマートフォンの購入・利用に係る費用を追加・明確化するとともに、単価の増額を行った。
- 令和7年度に幼稚園費の対象に、里親等に委託されたこどもが保育所等に通う際に必要な費用を追加した（幼稚園・保育所費に改称）。

		支弁される額 (令和7年度)	
幼稚園費		実費	
入進学支度費		小学校1年生： 64,300円(年額/1人)	中学校1年生： 81,000円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校： 7,210円(月額/1人)	中学校： 9,380円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	
	部活動費	実費	
特別育成費	公立高校： 28,330円(月額/1人) 私立高校： 39,540円(月額/1人) 通学費： 実費 高等学校第1学年の入学時特別加算： 86,300円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生)： 57,620円(年額/1人) 補習費(学習塾費等)： 20,000円(高校3年生は+5,000円)(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援)： 25,000円(月額/1人) 大学受験費保護単価： 158,000円(1人1回)		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)		
見学旅行費	小学校6年生： 22,690円(年額/1人) 中学校3年生： 60,910円(年額/1人) 高等学校3年生： 111,290円(年額/1人)		
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費： 82,760円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)： 413,340円		合計496,100円

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

改正前

児童自立生活援助事業

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

補

就学者自立生活援助事業
(20歳～22歳年度末まで)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者
- ・学生であって、満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業を利用していた者

補

社会的養護自立支援事業
(18歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・母子生活支援施設における保護を解除された者
- ・児童自立生活援助事業を利用していた者

措：児童入所施設措置費等国庫負担金（義務的経費）

補：児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（裁量の経費）

改正後（令和6年度以降）

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～年齢制限なし)
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事が必要と認めた者

(20歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者

- ・措置等の解除後、各施設等（※）により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

（※）児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所、里親支援センター、里親支援事業の委託を受けた者（民間フォスターリング機関等）

- ・やむを得ない事情（※）に該当する者

（※）①就学中（入学予定）、②試用期間中、③就学・就労に向けた活動中、④疾病又は負傷により③を行うことが困難な状態

児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

政府令の規定内容

- 「満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもの」（対象者の範囲）について、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ① 児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者
 - ② 母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者
 - ④ 児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者(※) ④について内閣府令で定める内容は以下のとおり。
 - i 児童相談所
 - ii 里親支援センター
 - iii 法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第1項第2号トに規定する業務をいう。）に係る事務の委託を受けた者

- 「政令で定めるやむを得ない事情」（対象理由）について、以下のいずれかに該当するものとする。こととする。
 - ① 高校・大学等に在学する生徒・学生又は入学が予定されている者であること
 - ② 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること
 - ③ 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
 - ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること(※) ②、③について内閣府令で定める内容は以下のとおり。
 - ・ ②について：
 - i 試みの使用期間の満了後間がない者
 - ii その他就職後間がない者
 - ・ ③について：
 - i 社会的養護自立支援拠点事業の利用
 - ii 公共職業安定所における就職に関する相談
 - iii 求人者との面接
 - iv i～iiiに掲げる活動に準ずる活動

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和7年4月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、74自治体、409か所で実施、Ⅱ型においては、39自治体、104か所で実施、Ⅲ型においては、53自治体、264か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	19	長崎県	○	5
青森県	○	5	熊本県	○	5
岩手県	○	4	大分県	○	1
宮城県	○	9	宮崎県	○	4
秋田県	○	4	鹿児島県	○	6
山形県	○	1	沖縄県	○	5
福島県	○	5	札幌市	○	20
茨城県	○	7	仙台市	○	4
栃木県	○	11	さいたま市	○	12
群馬県	○	3	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	9
千葉県	○	23	川崎市	○	2
東京都	○	19	相模原市	○	3
神奈川県	○	4	新潟市	○	6
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県	○	2	浜松市	○	4
石川県	○	1	名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市	○	6
山梨県	○	2	大阪市	○	5
長野県	○	2	堺市	○	1
岐阜県	○	5	神戸市	○	1
静岡県	○	8	岡山市	○	5
愛知県	○	15	広島市	○	4
三重県	○	2	北九州市	○	5
滋賀県	○	8	福岡市	○	4
京都府	○	7	熊本市	○	9
大阪府	○	7	港区		
兵庫県	○	6	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	12	世田谷区	○	3
鳥取県	○	5	中野区		
島根県	○	1	豊島区		
岡山県	○	5	荒川区	○	1
広島県	○	4	板橋区	○	1
山口県	○	6	葛飾区		
徳島県	○	1	江戸川区	○	2
香川県	○	7	横須賀市	○	1
愛媛県	○	8	金沢市	○	1
高知県	○	3	豊中市		
福岡県	○	18	明石市	○	2
佐賀県	○	2	奈良市	○	4
		合計	74	409	

児童自立生活援助事業Ⅱ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	10	長崎県	○	1
青森県	○	2	熊本県	○	1
岩手県			大分県	○	3
宮城県			宮崎県		
秋田県	○	1	鹿児島県	○	3
山形県			沖縄県		
福島県	○	1	札幌市	○	2
茨城県			仙台市		
栃木県			さいたま市		
群馬県			千葉市		
埼玉県	○	4	横浜市	○	3
千葉県			川崎市	○	1
東京都	○	11	相模原市		
神奈川県	○	8	新潟市	○	1
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県			浜松市	○	3
石川県			名古屋市	○	2
福井県	○	2	京都市	○	4
山梨県			大阪市	○	4
長野県	○	2	堺市		
岐阜県	○	3	神戸市	○	2
静岡県	○	2	岡山市		
愛知県	○	1	広島市	○	1
三重県			北九州市		
滋賀県	○	1	福岡市	○	1
京都府			熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	4	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県			世田谷区		
鳥取県			中野区		
島根県			豊島区		
岡山県			荒川区		
広島県	○	2	板橋区	○	1
山口県	○	4	葛飾区		
徳島県			江戸川区		
香川県			横須賀市		
愛媛県			金沢市	○	1
高知県	○	1	豊中市		
福岡県	○	2	明石市		
佐賀県			奈良市		
		合計	39	104	

児童自立生活援助事業Ⅲ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	26	長崎県		
青森県			熊本県	○	4
岩手県			大分県	○	2
宮城県			宮崎県		
秋田県			鹿児島県	○	4
山形県			沖縄県	○	2
福島県	○	1	札幌市	○	15
茨城県	○	2	仙台市	○	4
栃木県	○	3	さいたま市	○	5
群馬県	○	1	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	7
千葉県	○	14	川崎市	○	3
東京都	○	12	相模原市	○	3
神奈川県	○	2	新潟市	○	6
新潟県	○	5	静岡市	○	4
富山県	○	1	浜松市		
石川県			名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市		
山梨県			大阪市	○	8
長野県			堺市	○	1
岐阜県	○	1	神戸市	○	5
静岡県	○	4	岡山市		
愛知県	○	8	広島市	○	4
三重県	○	8	北九州市	○	3
滋賀県	○	7	福岡市	○	4
京都府	○	2	熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	10	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	3	世田谷区		
鳥取県	○	5	中野区		
島根県			豊島区		
岡山県	○	8	荒川区	○	1
広島県	○	2	板橋区		
山口県	○	5	葛飾区	○	1
徳島県			江戸川区		
香川県	○	1	横須賀市		
愛媛県	○	8	金沢市		
高知県	○	5	豊中市		
福岡県	○	5	明石市		
佐賀県	○	1	奈良市		
		合計	53	264	

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

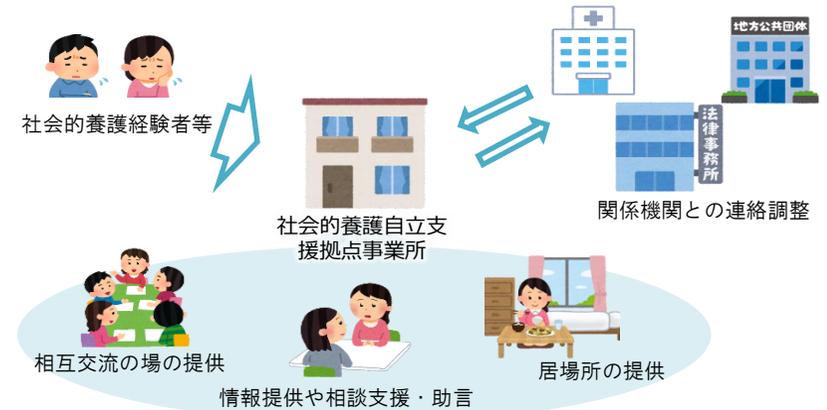
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

区分	内容	数量	補助額(千円)	加算内容	数量	補助額(千円)		
ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円		工 就労相談支援の回数に応じた加算	1 か所当たり	2,494千円		
				・ 支援回数1201回～2400回の場合			1 か所当たり	4,988千円
				・ 支援回数2401回以上の場合				
				オ 心理療法担当職員加算				
				・ 職員を配置する場合				
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）								
イ 生活相談支援員配置加算	1 か所当たり	5,166千円		カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円		
				キ 開設準備経費加算				
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算	1 か所当たり	2,494千円		ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円		
				・ 支援回数1201回～2400回の場合				
				・ 支援回数2401回以上の場合				
	1 か所当たり	4,988千円		ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円		

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

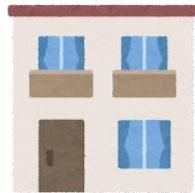
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

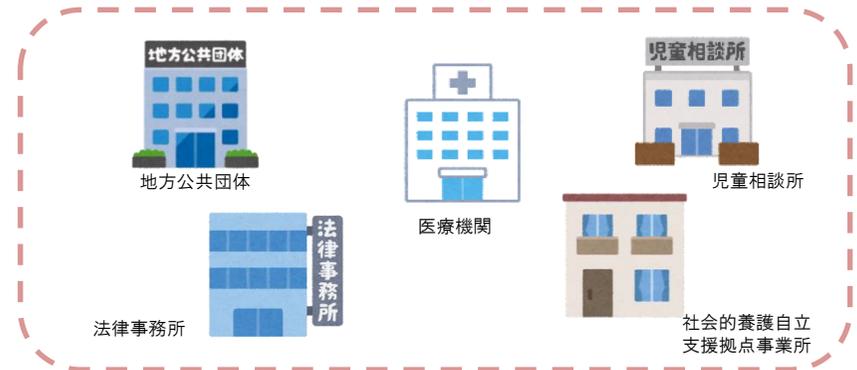
- 社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 6,995千円

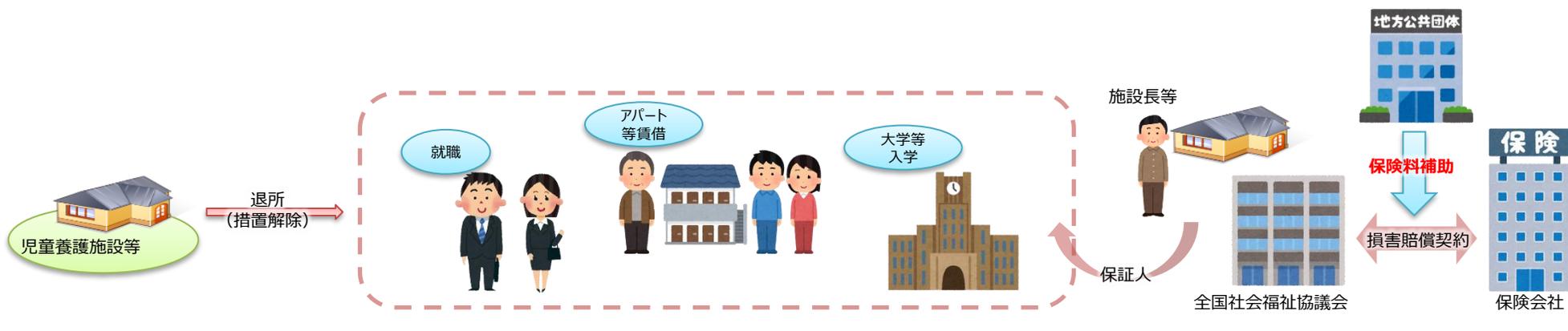
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】 ①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

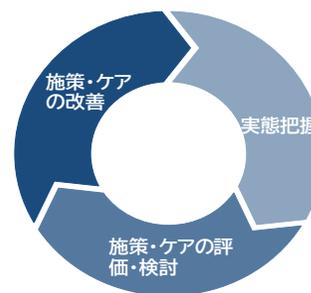
事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

＜実態把握のサイクル＞



＜自立支援に必要な関係機関の協議会＞



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1 自治体当たり 3,100千円

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

社会的養護自立支援拠点事業の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、57自治体、63か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	1
秋田県		
山形県		
福島県	○	1
茨城県	○	1
栃木県	○	1
群馬県	○	1
埼玉県	○	2
千葉県	○	2
東京都	○	3
神奈川県	○	1
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	1
長野県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	1
静岡県	○	3
愛知県	○	2
三重県		
滋賀県	○	2
京都府	○	1
大阪府	○	1
兵庫県	○	1
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	2
島根県		
岡山県	○	1
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県	○	1
香川県	○	1
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	1
佐賀県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
長崎県	○	1
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県	○	1
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市		
仙台市	○	1
さいたま市	○	
千葉市	○	
横浜市	○	1
川崎市	○	1
相模原市	○	1
新潟市		
静岡市		
浜松市	○	1
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	
堺市	○	
神戸市		

自治体名	実施	実施か所数
岡山市	○	1
広島市	○	1
北九州市	○	1
福岡市		
熊本市	○	
港区		
文京区		
品川区		
世田谷区	○	1
中野区	○	1
豊島区	○	1
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区	○	2
横須賀市		
金沢市		
豊中市		
明石市		
奈良市	○	2
合計	57	63

※さいたま市は埼玉県と2か所共同実施のため、埼玉県のみ実施か所数に2を計上

※千葉市は千葉県と2か所共同実施のため、千葉県のみ実施か所数に2を計上

※大阪市、堺市は大阪府と共同実施のため、大阪府のみ実施か所数に1を計上

※熊本市は熊本県と共同実施のため、熊本県のみ実施か所数に1を計上

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
1	北海道	HIDAMARI BASE	乳児院	社会福祉法人北翔会	○	○	○
2	青森県	つなぐ	児童養護施設	社会福祉法人愛成会			
3	岩手県	特定非営利活動法人もりおかユースポート	民間法人等	NPO法人もりおかユースポート	○		○
4	宮城県	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	民間法人等	NPO法人チャイルドラインみやぎ	○	○	
5	福島県	ファミリーホームいぶき	民間法人等	NPO法人ファミリーホームいぶき			○
6	茨城県	児童家庭支援センターあいびー	民間法人等	社会福祉法人同仁会			
7	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他	栃木県			
8	群馬県	ヤング・アシストいっば	民間法人等	一般社団法人ヤング・アシスト	○	○	
9	埼玉県・さいたま市	クローバーハウス	民間法人等	一般社団法人コンパスナビ			
10	埼玉県・さいたま市	希望の家	民間法人等	公益社団法人埼玉県社会福祉士会			
11	千葉県・千葉市	AWAI	民間法人等	一般社団法人Void		○	
12	千葉県・千葉市	ちばアフターケアネットワークステーション (CANS)	民間法人等	社会福祉法人生活クラブ		○	
13	東京都	B4S PORT あきば	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	○
14	東京都	日向ぼっこ	民間法人等	NPO法人日向ぼっこ	○	○	
15	東京都	ゆずりは	民間法人等	社会福祉法人子供の家	○	○	○
16	神奈川県	あすなろサポートステーション	児童養護施設	社会福祉法人白十字会林間学校	○	○	○
17	福井県	一般社団法人ラシーヌ	民間法人等	一般社団法人ラシーヌ	○	○	○
18	山梨県	若者自立サポートセンターいっば	児童自立生活援助事業所(1型)	自立援助ホームMIRAI			○
19	長野県	信州地域養護若者サポート拠点 わかさばBase	民間法人等	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会			○
20	岐阜県	Lalaの部屋	民間法人等	社会福祉法人岐阜羽鳥ボランティア協会 Lalaの部屋	○	○	○
21	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所(賀茂・東部地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
22	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所(富士地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
23	静岡県	社会的養護自立支援拠点事業所(中央・西部地域)	民間法人等	株式会社東海道シグマ			
24	愛知県	中央児童・障害者相談センター	その他	愛知県			
25	愛知県	西三河児童・障害者相談センター	その他	愛知県			
26	滋賀県	つながり若者センターマザーボード	民間法人等	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会			○
27	滋賀県	つながり若者センターコージータウン	民間法人等	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会			○
28	京都府	京都府家庭支援総合センター	その他	京都府家庭支援総合センター			
29	大阪府・大阪市・堺市	アフターケア事業部	民間法人等	社会福祉法人 大阪児童福祉協議会			
30	兵庫県	ひょうご自立支援相談・交流拠点	民間法人等	一般社団法人 兵庫県児童養護連絡協議会			
31	奈良県	自立サポートセンターwith	民間法人等	NPO法人おかえり		○	○
32	和歌山県	社会的養護自立支援拠点事業所すずらん	民間法人等	社会福祉法人和歌山県社会施設事業会			

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	心理療法支援	法律相談支援	一時避難的かつ短期間の居場所の提供
33	鳥取県	ひだまり	民間法人等	一般社団法人ひだまり			○
34	鳥取県	米子みそのらいと	児童養護施設	社会福祉法人みその児童福祉会			
35	岡山県	灯(あかり)	民間法人等	NPO法人未来へ			○
36	広島県	退所児童等アフターケア事業所「カモミール」	民間法人等	NPO法人どおりむスイッチ			
37	山口県	DaBeRi場in つむぎ	児童養護施設	社会福祉法人山口育児院			○
38	徳島県	ほなな・ほーむ	民間法人等	NPO法人山の薬剤師たち			○
39	香川県	わかもの拠点事業所わかっか	民間法人等	NPO法人丸亀街づくり研究所			○
40	愛媛県	愛媛県社会的養護自立支援拠点事業所クマノミ	児童自立生活援助事業所(1型)	一般社団法人いこなす			○
41	高知県	にじいろステーション	民間法人等	社会福祉法人みその児童福祉会児童家庭支援センター高知ふれんど	○	○	○
42	福岡県	そだちの樹	民間法人等	NPO法人そだちの樹	○		
43	佐賀県	さがこんね	民間法人等	認定NPO法人ブリッジフォースマイル			
44	長崎県	NPO法人心澄	民間法人等	NPO法人心澄			
45	熊本県・熊本市	ブリッジフォースマイル	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○		
46	大分県	児童アフターケアセンターおおいた	民間法人等	特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット	○		○
47	宮崎県	社会的養護自立支援拠点事業所クオーラ	児童自立生活援助事業所(1型)	NPO法人青少年の自立を支援する会宮崎			○
48	沖縄県	にじのしずく	民間法人等	一般社団法人ある	○		○
49	仙台市	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	民間法人等	NPO法人チャイルドラインみやぎ			
50	横浜市	B4S PORTよこはま	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル	○	○	○
51	川崎市	株式会社パソナ	民間法人等	株式会社パソナ パソナ横浜			
52	相模原市	あすなろサポートステーション	児童養護施設	社会福祉法人 白十字林間学校			
53	浜松市	浜松市社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	浜松市社会的養護自立支援拠点事業特定業務共同企業体			○
54	岡山市	子どもシェルターモモ アフターケア事業所en	民間法人等	NPO法人子どもシェルターモモ		○	○
55	広島市	アフターケアひかり	民間法人等	社会福祉法人広島修道院	○	○	○
56	北九州市	北九州市社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	社会福祉法人北九州市福祉事業団			
57	世田谷区	せたエール	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
58	中野区	中野区子ども・若者支援センター	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
59	豊島区	豊島区社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	NPO法人ブリッジフォースマイル			
60	江戸川区	Youテラス	民間法人等	NPO法人ハートフル		○	
61	江戸川区	江戸川区社会的養護自立支援拠点事業所	民間法人等	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	○	○	
62	奈良市	奈良市子どもセンター	その他	児童相談所			
63	奈良市	とらいあんぐる	民間法人等	NPO法人 青少年の自立を支える奈良の会			

令和6年度補正予算 4.7億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

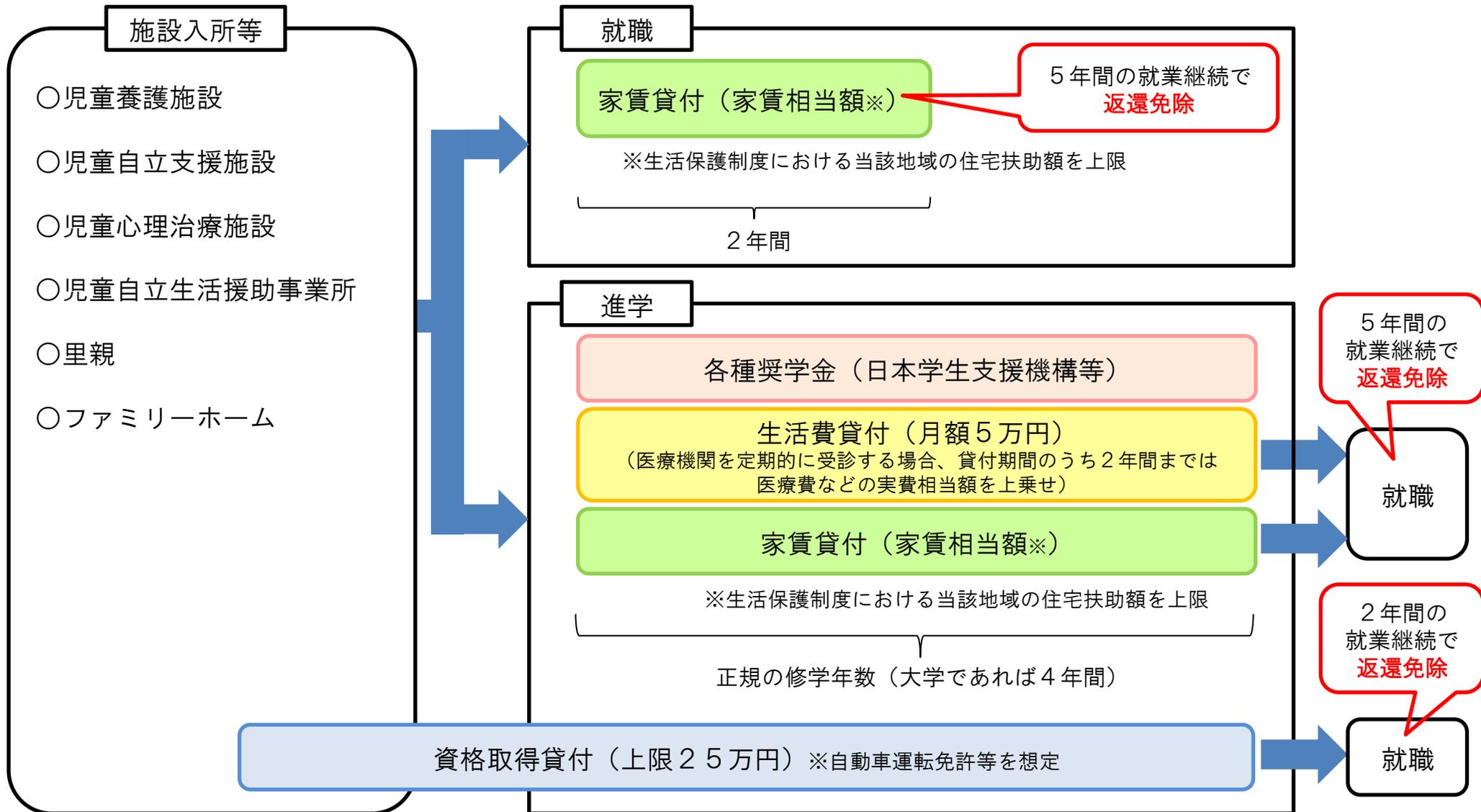
実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

事業の概要

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

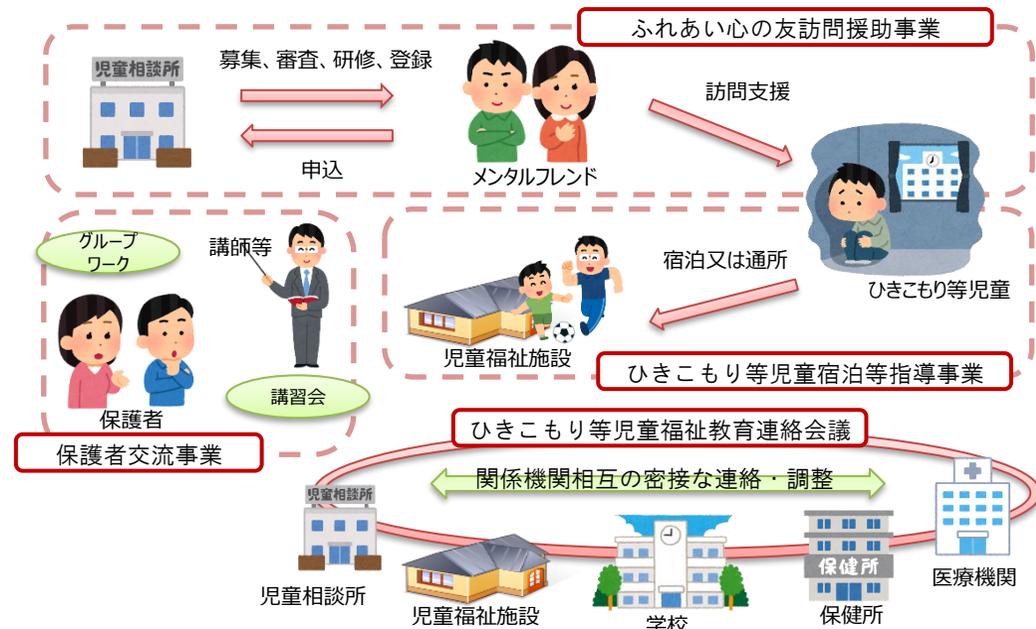
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】			
(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合	メンタルフレンド活動費	1 都道府県市当たり	418,080円
	事業実施前研修会費	訪問 1日当たり	4,020円
(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業	活動検討会	定額	165,000円
	宿泊指導	1 回当たり	30,180円
(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議	通所指導	児童 1人当たり日額	3,940円
		児童 1人当たり日額	1,910円
		1 回当たり	12,500円

〈社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金〉 令和7年度予算 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

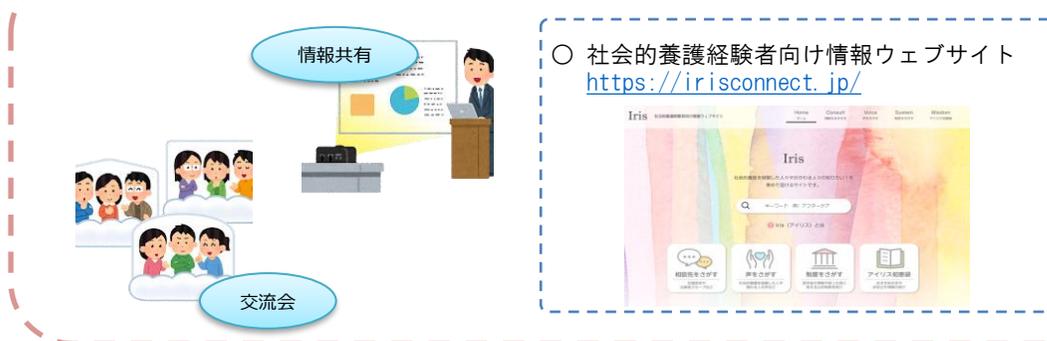
（1）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

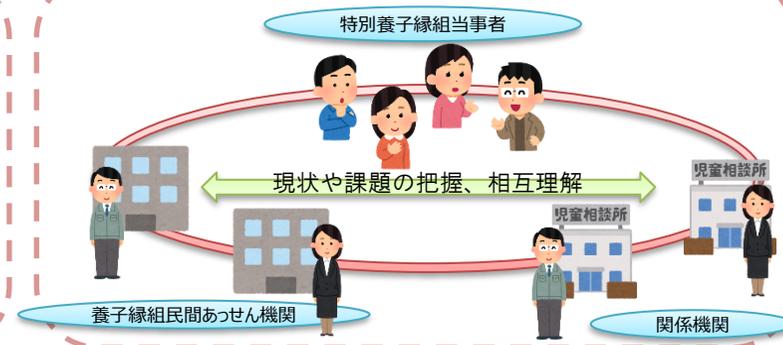
（2）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 22,179千円

9. 特定妊婦等への支援体制の強化

○特定妊婦等への支援体制の強化について

平成29年度 産前・産後母子支援事業（モデル事業）の創設

- ・「妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施



令和元年度 産前・産後母子支援事業の全国展開

- ・産前・産後母子支援事業（モデル事業）の全国展開と併せて乳児院等多機能化推進事業に編入



<産前・産後母子支援事業>

- ・妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等をの補助を創設 [令和元年度]
- ・特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設 [令和2年度]

令和3年度 特定妊婦等支援整備事業、特定妊婦等支援臨時特例事業の創設

- ・予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いてかんがえることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へと繋ぐ体制を構築するための支援を実施。



令和4年児童福祉法改正

- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う「妊産婦等生活援助事業」を創設（令和6年4月1日施行）。
- ・妊産婦等生活援助事業所に対し、開設準備経費や整備費等の支援を実施（※）令和5年度補正予算

児童福祉法 第6条の3

- ⑤ …保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、…。
- ⑮ この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

＜安心こども基金を活用して実施＞

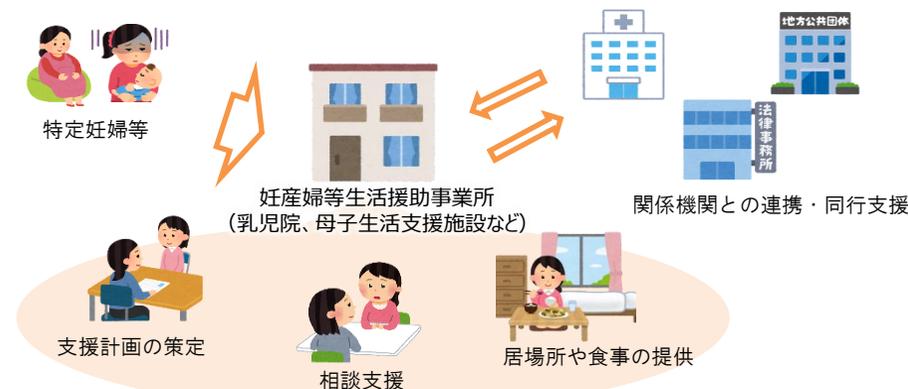
事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

ア 基本分	1か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1か所当たり	887千円

(※) 妊産婦等生活援助事業所に対する、補助者等を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

妊産婦等生活援助事業の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
30自治体、33か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県	○	1
茨城県		
栃木県		
群馬県(町村部のみ)	○	1
群馬県館林市	○	—
埼玉県	○	2
千葉県		
千葉県柏市	○	1
東京都	○	2
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	○	2
福井県	○	1
山梨県		
長野県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	2
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	○	1
兵庫県	○	2
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	3
佐賀県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
長崎県		
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市	○	
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市	○	1
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	1
堺市		
神戸市	○	

自治体名	実施	実施か所数
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
港区	○	1
文京区		
品川区		
世田谷区		
中野区		
豊島区		
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区		
横須賀市		
金沢市	○	
豊中市		
明石市		
奈良市		
合計	30	33

※札幌市は北海道と共同実施のため、北海道のみ実施か所数に1を計上

※神戸市は兵庫県と1か所共同実施のため、兵庫県のみ共同実施か所数を含めた2を計上

※金沢市は石川県と1か所共同実施のため、石川県のみ共同実施か所数を含めた2を計上

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

	自治体名	事業所名	実施種別	実施種別名称	休日夜間相談対応	心理療法連携支援	法律相談連携支援	入居による支援
1	北海道・札幌市	にんしんSOSほっかいどうサポートセンター	民間法人等	社会福祉法人妻の子会	○			○
2	福島県	にんしんSOSふくしま	民間法人等	公益財団法人 星総合病院		○	○	○
3	群馬県	虹ヶ丘園	母子生活支援施設	社会福祉法人三晃福祉会虹ヶ丘園				○
	(群馬県館林市)	虹ヶ丘園	母子生活支援施設	社会福祉法人三晃福祉会虹ヶ丘園				○
4	埼玉県	カーサ・ライラック	母子生活支援施設	社会福祉法人 埼玉育児院		○	○	○
5	埼玉県	さめじまボンディングクリニック	医療機関	医療法人きずな会				○
6	千葉県柏市	ゆりかごる～む	民間法人等	一般社団法人ゆりかご	○			○
7	東京都	ピッコラーレ	民間法人等	NPO法人ピッコラーレ	○	○	○	○
8	東京都	にんしんサポートFrill (フリル)	母子生活支援施設	社会福祉法人同胞援護婦人連盟リフレここのえ				
9	石川県・金沢市	モン・プサン	乳児院	社会福祉法人聖霊病院				○
10	石川県	ごちゃまるクリニック	医療機関	ごちゃまるクリニック				
11	福井県	ふくい妊産婦支援センター	母子生活支援施設	社会福祉法人聖徳園	○	○	○	○
12	長野県	にんしんSOSながの	乳児院	社会福祉法人敬老園 うえだみなみ乳児院	○			○
13	岐阜県	麦の穂乳幼児ホームかがやき	乳児院	社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会 麦の穂乳幼児ホームかがやき				○
14	岐阜県	乳幼児ホームまりあ	乳児院	社会福祉法人日本児童育成園 乳幼児ホームまりあ	○			○
15	大阪府	おくるみ	乳児院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会大阪乳児院				○
16	兵庫県・神戸市	小さないのちのドア	民間法人等	公益社団法人 小さないのちのドア	○	○	○	○
17	兵庫県	ピューパホール	乳児院	社会福祉法人 姫路乳児院	○			
18	広島県	にんしんSOS広島	女性自立支援施設	社会福祉法人広島慈愛会				○
19	山口県	特定妊婦等相談支援拠点	医療機関	医療法人社団諍友会 田中病院	○			○
20	愛媛県	産前産後ケアステーションえひめ	母子生活支援施設	愛媛県立愛媛母子生活支援センター				○
21	高知県	にんしんSOS高知みそのらんぷ	乳児院	社会福祉法人みその児童福祉会高知聖園ベビーホーム	○		○	○
22	福岡県	産前産後母子支援ステーションママリズム	母子生活支援施設	社会福祉法人 日王福祉会	○			○
23	福岡県	母子支援機関Link	乳児院	社会福祉法人 慈愛会	○	○	○	○
24	福岡県	こどもと女性包括支援センター-halu	母子生活支援施設	社会福祉法人 豊生会	○	○	○	○
25	佐賀県	産前産後母子支援ステーションましゅまるネット			○		○	○
26	熊本県	福田病院	医療機関	社会医療法人 愛育会 福田病院	○	○	○	○
27	大分県	永生会母子ホーム	母子生活支援施設	社会福祉法人別府永生会				○
28	沖縄県	おにわ	民間法人等	一般社団法人おにわ	○	○	○	○
29	川崎市	ウェルビーさくら	乳児院	社会福祉法人厚生館福祉会 至誠館さくら乳児院				○
30	大阪市	ポ・ドーム ダイアモンドルーム	母子生活支援施設	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団 ポ・ドーム大念仏	○	○	○	○
31	福岡市	産前・産後母子支援センター「こももティエ」	母子生活支援施設	社会福祉法人福岡県母子福祉協会	○	○	○	○
32	熊本市	にんしんSOS熊本	乳児院	社会福祉法人熊本市社会福祉協会熊本乳児院		○	○	○
33	港区	港区	その他	港区	○	○	○	○

※佐賀県の事業所については、実施場所等の特定を防ぐために一部情報について非公表

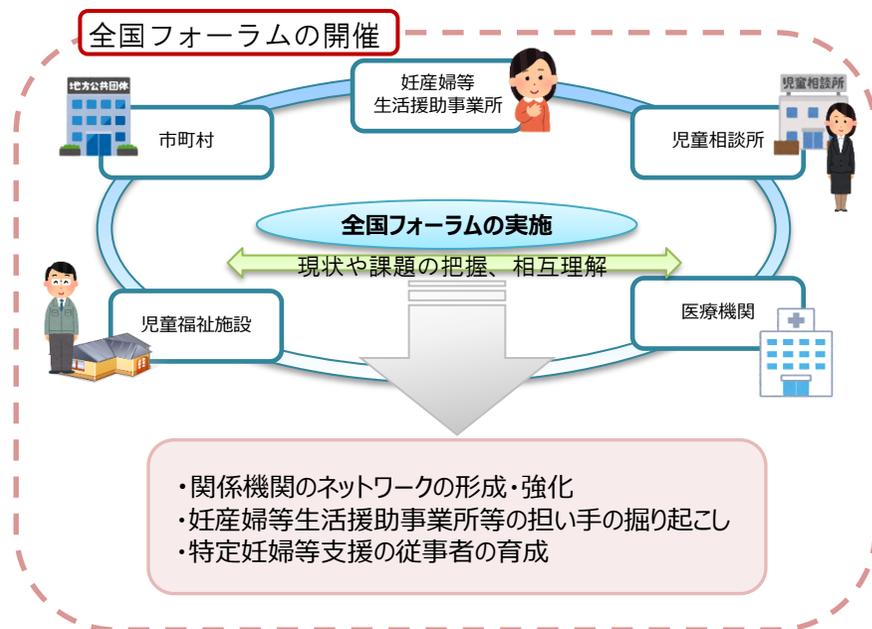
＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算 16百万円（－百万円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、関係機関のネットワークの形成・強化を図るとともに、妊産婦等生活援助事業所等の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援に従事する職員の育成を行う。



実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 16,005千円
- 【補助割合】 定額（国：10／10相当）

10. こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価等

○こどもの権利擁護

①こどもの権利擁護の推進

- ・ こどもの権利擁護は、こどもの基本的人権を護ること。こどもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②こどもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、こどもの気持ちを受け入れつつ、こどもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元こどもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（令和5年度の届出・通告受理件数は541件。虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（令和4年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は171件。）
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、こどもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④こどもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、こどものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

社会的養護におけるこどもの権利擁護に関する既存の取組

◆被措置児童等虐待の防止

- 被措置児童等虐待の防止については、平成20年の改正児童福祉法において、被措置児童等虐待の定義、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置、措置の公表等施設内虐待の防止のための規定を新設。
- 同法の施行（平成21年4月）に併せ、被措置児童等虐待の予防や対応等について記載した「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、自治体向けに周知した。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等の職員等による虐待が通告義務等の対象に規定。
- 現在までの各年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数及び都道府県等が虐待と認めた件数は下記。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
届出・通告受理件数	193件	214件	288件	220件	233件	254件	277件	246件	290件	372件	387件	422件	541件
都道府県等が虐待と認めた件数	46件	71件	87件	62件	83件	87件	99件	95件	94件	121件	131件	145件	171件

【家庭福祉課調べ】

◆第三者委員の設置

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、被措置児童や保護者等からの苦情の受付窓口の設置等の措置を講ずることが規定されており、平成17年からはその解決に当たり当該施設職員以外の者を関与させなければならないことを義務付けており、都道府県知事等による児童福祉施設に対する監査項目の一つとなっている。
- 平成24年から平成26年にかけて、社会的養護関係施設種類別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）を作成し、厚生労働省ホームページ上に掲載。これらには、第三者委員の設置も含めた苦情解決の具体的な体制づくりについて記載。

◆子どもの権利ノート

- 各自治体や施設ごとに作成している冊子であり、児童福祉施設等に入所している児童に対し、施設内での子どもの権利が守られること等について、子どもの年齢に応じて分かりやすく説明するもの。自治体の担当窓口や第三者委員の連絡先等が掲載されている。
- 平成7年に大阪府が作成したことを契機に全国に広がった。現状、自治体等の自発的な取り組みであるが、厚労省においても各施設種別の運営指針やこれに基づく手引書（ハンドブック）に権利ノートを活用すべき旨記載したり、全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議等で取り組みを紹介するなどしている。
- なお、児童相談所設置自治体において、措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知に関し、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が78（98.7%）あった（令和5年度、家庭福祉課調べ）。

◆その他

- 一時保護中の児童については、平成30年に「一時保護ガイドライン」、令和元年に「一時保護中の子どもの権利擁護について」を発出し、権利ノートに準ずる冊子の配付や第三者委員の設置、第三者機関等、子どもの権利を保障する仕組みの整備について通知している。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（令和元年度～令和5年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（%）

	こども本人	こども本人以外の被措置児童	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員、元受託里親	児童家庭支援センター	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	（匿名を含む）不明	合計
令和元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	0 [0.0]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]
令和2年度	108 [27.8]	20 [5.1]	25 [6.4]	150 [38.6]	5 [1.3]	14 [3.6]	9 [2.3]	5 [1.3]	6 [1.5]	6 [1.5]	3 [0.8]	28 [7.2]	10 [2.6]	389 [100.0]
令和3年度	105 [26.7]	12 [3.1]	38 [9.7]	137 [34.9]	10 [2.5]	2 [0.5]	11 [2.8]	5 [1.3]	3 [0.8]	8 [2.0]	6 [1.5]	47 [12.0]	9 [2.3]	393 [100.0]
令和4年度	114 [26.1]	8 [1.8]	52 [11.9]	146 [33.4]	6 [1.4]	0 [0.0]	11 [2.5]	8 [1.8]	3 [0.7]	11 [2.5]	3 [0.7]	66 [15.1]	9 [2.1]	437 [100.0]
令和5年度	166 [30.2]	19 [3.5]	48 [8.7]	140 [25.5]	16 [2.9]	0 [0.0]	16 [2.9]	4 [0.7]	9 [1.6]	10 [1.8]	8 [1.5]	105 [19.1]	9 [1.6]	550 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 元年度：290件 2年度：372件 3年度：387件 4年度：422件 5年度：541件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例			小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	その他の事例	合計
	虐待の事実が認められ	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった				
令和元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]
令和2年度	121 [31.3]	217 [56.2]	41 [10.6]	379 [98.2]	1 [0.3]	6 [1.6]	386 [100.0]
令和3年度	131 [30.5]	203 [47.2]	57 [13.3]	391 [90.9]	0 [0.0]	39 [9.1]	430 [100.0]
令和4年度	145 [27.8]	286 [54.8]	66 [12.6]	497 [95.2]	0 [0.0]	25 [4.8]	522 [100.0]
令和5年度	171 [27.2]	332 [52.8]	90 [14.3]	593 [94.3]	2 [0.3]	34 [5.4]	629 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親・	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
令和元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]
令和2年度	5 [4.1]	67 [55.4]	8 [6.6]	6 [5.0]	20 [16.5]	11 [9.1]	4 [3.3]	121 [100.0]
令和3年度	5 [3.8]	69 [52.7]	2 [1.5]	8 [6.1]	21 [16.0]	20 [15.3]	6 [4.6]	131 [100.0]
令和4年度	4 [2.8]	77 [53.1]	1 [0.7]	3 [2.1]	30 [20.7]	26 [17.9]	4 [2.8]	145 [100.0]
令和5年度	7 [4.1]	79 [46.2]	4 [2.3]	10 [5.8]	29 [17.0]	29 [17.0]	13 [7.6]	171 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
令和元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]
令和2年度	62 [51.2]	7 [5.8]	36 [29.8]	16 [13.2]	121 [100.0]
令和3年度	68 [51.9]	4 [3.1]	39 [29.8]	20 [15.3]	131 [100.0]
令和4年度	80 [55.2]	4 [2.8]	47 [32.4]	14 [9.7]	145 [100.0]
令和5年度	99 [57.9]	4 [2.3]	52 [30.4]	16 [9.4]	171 [100.0]

（参考）社会的養護関係施設 数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
R元年度	146	612
R2年度	145	612
R3年度	145	610
R4年度	146	600
R5年度	147	607

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
R元年度	51	58
R2年度	53	58
R3年度	53	58
R4年度	53	58
R5年度	53	58

	委託里親	ファミリー ホーム
R元年度	4,609	417
R2年度	4,759	427
R3年度	4,844	446
R4年度	4,940	467
R5年度	5,181	487

※1：福祉行政報告例（各年度末現在（児童自立支援施設除く））

※2：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（児童自立支援施設））

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進（自治体職員・施設等職員・被措置児童等に対する啓発等）

虐待を受けた被措置児童等

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した者

届相出談

通告

都道府県知事、市町村長（児童委員を介して行う場合を含む）

通知

所管行政庁（担当部署）※

届出・通告・他の機関からの通知の内容の検討
今後の対応方針について決定

児童相談所

虐待以外の場合
で関わりが必要な
場合

事実確認・訪問調査等・被措置児童等の状況や事実確認

虐待なしと判断
した場合も含む

報告

調査結果や児福
審の意見を踏まえ
今後の対応を
決定した場合

被措置児童等虐待が疑われる場合

ケース会議（事例対応チーム、専門家チーム等）

被措置児童等虐待の
安全確保が
必要な場合

被措置児童等虐待が認められる場合

報告徴収・立入調査・改善勧告等の権限の行使

他の児童に対す
る支援が必要

施設運営等に関し改善が必要

施設運営改善のための取組の継続的な指導

届相出談

こども家庭庁
や自治体で作
成しているガ
イドラインに
基づき適切に
対応

入所児童から
虐待を受けた
旨の訴えを受
けた施設職員
等は速やかに
自治体に連絡

通告

意見

報告

意見

報告

意見

連携

協力

都道府県児童福祉審議会

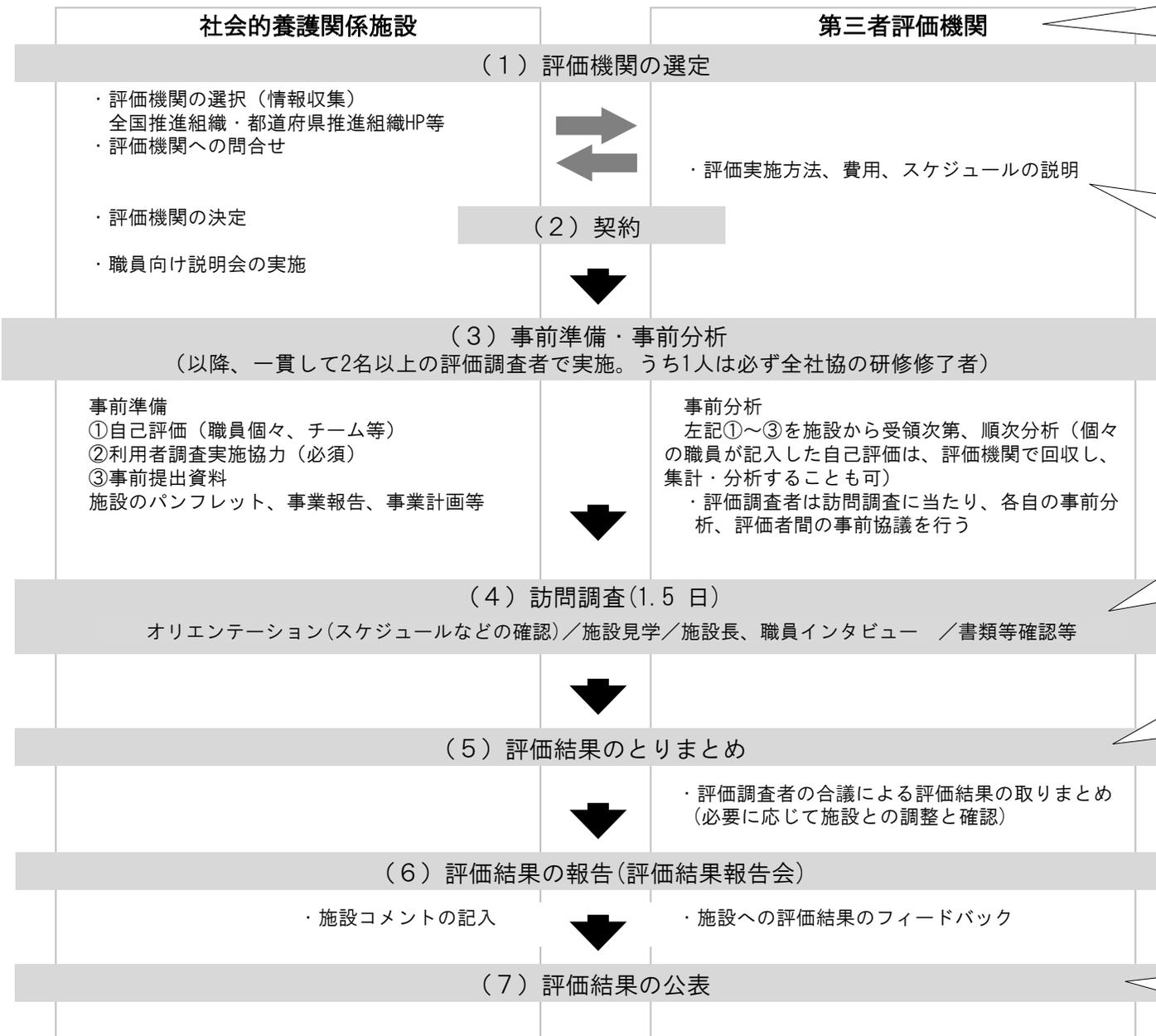
連携
協力

*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要である。

*所管行政庁が措置を行う都道府県と異なる場合、当該措置を行う都道府県（担当部署）に、速やかに、その旨を通知する必要がある。

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



第三者評価機関の評価調査者の役割は、施設の現状や課題を明らかにして、質の向上を図るために、施設職員の気づきを促すこと。

評価実施方法の説明で、評価機関と自己評価の方法の打ち合わせを行うが、第三者評価では、いかに適切に自己評価できたかが鍵となること。

社会的養護関係施設第三者評価の訪問調査では、福祉サービス第三者評価に比し、外形的な判断を行うことが難しいため調査者と職員との対話を重視。

a b cの3段階評価で示されるが、a評価は施設運営指針に掲げられている目指すべき状態であるため、標準的な施設は、b評価の項目が多くなると考えられること。

評価結果の公表は、全国社会福祉協議会のホームページ上で行われる。公表することにより、施設運営の透明性、信頼性を担保。

社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかだけでなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		施設全体版
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価を取りまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者（父母）・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者（父母）又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者（父母）あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上	同上 里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止) 親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同一の権利義務を有し、後見（身上監護、財産管理など）を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認める時は、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて（概要）

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等（親権を行う者又は未成年後見人）が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定（詳細は別紙）。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

- | | |
|--|---------------------|
| ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）（暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等） | ウ その他（関係者へのア・イの行為等） |
| イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為（騒音・振動、施設の汚損・破損等） | |

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

- | | | |
|----------------------|-------------------------|------------------------------|
| ア 児童に経済的な損失を与える行為 | ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為 | オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為 |
| イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為 | エ 児童の教育上支障を生じさせる行為 | |

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。（※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。）
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令（強制入所措置の場合）での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者等に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体确保安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(1) 態様、手段が適切でない場合

- ▶ 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為

- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返し電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする（教唆する）行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- ▶ 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- ▶ 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- ▶ 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為（精神科医療を含む。）
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為（予防接種、健康診査等）
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳等）
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- ▶ 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

○里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。(47②)

○施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。(47④⑤)

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

○養育里親の欠格要件の緩和(同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする)

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

11. 令和4年改正児童福祉法の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合（親子関係再構築）支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とそのこども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

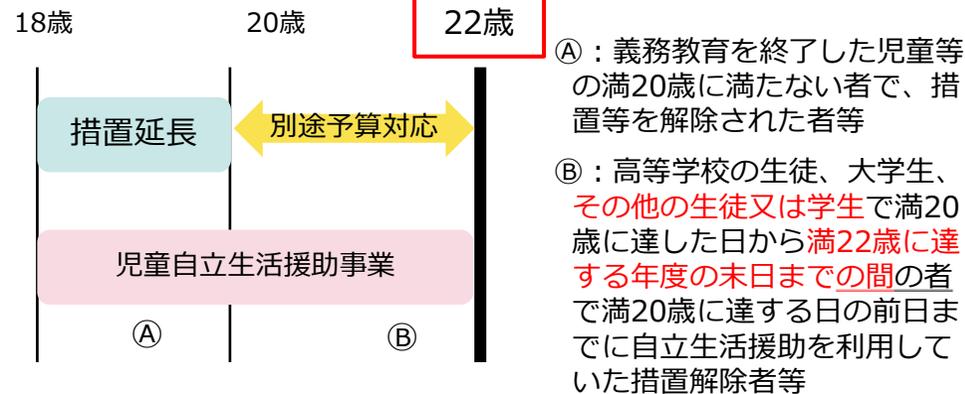
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

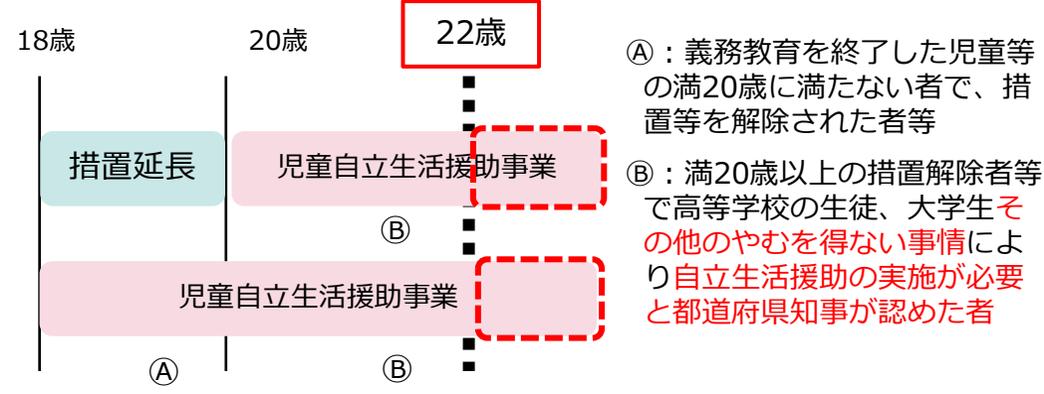
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【改正前】



【改正後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

(参考) 平成28年改正児童福祉法の概要等

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士的配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

12. 次期都道府県社会的養育推進計画

次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領（概要）

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

<現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



<主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 次期計画は令和7～11年度の5年を1期 として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を 13項目 とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念 に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 現行計画の達成見込み・要因分析の内容等 」の記載を求める。 ●「 資源の必要量等の見込み 」「 現在の整備・取組状況等 」「 整備すべき見込量等 」の記載を求める。 ●さらに、「 整備すべき見込量等 」について、「 整備・取組方針等 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により 自己点検・評価 を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価 して公表。

1. 基本的考え方（計画記載事項） ※ 現行策定要領からの変更等を中心に記載

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・ 計画策定に当たっては、**当事者である子どもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・ 計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・ 計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが**子どもに還元**されていることが重要であることに留意することが必要。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・ 令和4年改正児童福祉法においては、**子どもの権利擁護に係る環境**を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらには**子どもの意見表明等支援事業**の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 児童相談所は、**家庭維持に向け適切に在宅指導措置**を行うとともに、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して**在宅指導措置の委託**を行い、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・ 市区町村の**子ども家庭センター**による相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する**親子関係の再構築**に向けた支援の効果的な実施が必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・ 支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

(5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 現行計画の代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の**児童虐待相談対応件数の増加**等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による**家庭維持**の見込数、**家庭復帰や親族養育等への移行**、**養子縁組の成立**の見込数を踏まえて算出することが必要。

(6) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、子どもの**家庭養育優先原則**を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・ 一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは**委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム**の確保・養成を行うとともに、**一時保護専用施設等**の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

1. 基本的考え方（計画記載事項） ※ 現行策定要領からの変更等を中心に記載

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・ その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・ 国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・ 児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・ 児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・ 児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

次期計画策定上の留意事項

- ・ 各都道府県においては、令和6年度末までに令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・ こども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

2. 項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定

各項目に係る基本的考え方

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

市区町村との連携体制等

評価のための指標とPDCAサイクルの運用

計画策定に当たっての留意事項

- パーマネンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要
- ・ 各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直して新たな計画を策定することが必要

- 現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要

- 計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- PDCAサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

2.項目ごとの策定要領

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、こどものニーズに対応できる体制整備に努める
- こどもの意見等をこどもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- こども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠
- 社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

2.項目ごとの策定要領

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること
- こども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒にすること等により、お互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2. 項目ごとの策定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
 - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討
 - 子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映
 - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
 - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討
- 様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

2.項目ごとの策定要領

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2.項目ごとの策定要領

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること
(参考例) こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)
= 代替養育を必要とするこども数

2.項目ごとの策定要領

(6)一時保護改革に向けた取組

事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること
- まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要
- 国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

2.項目ごとの策定要領

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、こどもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討
- 児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 親族等がこどもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

事項

児童相談所における体制強化

民間団体との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親・FH・施設との協働による支援

計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
- 里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、こどもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討
- 縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要
- 以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定
- 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
- 障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討
- 設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスティング機関の活用についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定
- 就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊産婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との連携・協働先に位置付けられるよう働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても地域の実情に応じて検討
- 国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組状況を評価。進捗状況を毎年度公表
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
 - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
 - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成等
 - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステム的确立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項

社会的養護経験者等数の見込み、実情把握

計画策定に当たっての留意事項

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

2.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数**の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえて、**事業の類型ごと**に事業実施箇所数の計画を策定
- (10)の①の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等**からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の**整備箇所数**の計画を策定
- 関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した**支援体制の整備**に向けた計画を策定
- 社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

2.項目ごとの策定要領

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等**を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

2.項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

事項

児童相談所における
人材確保・育成

児童相談所の管轄人
口

市区町村との連携

計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、**医師及び弁護士**の確保については、**常勤職員**としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載
- 都道府県内に**管轄人口が100万人を超える**児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- **市町村支援児童福祉司**の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

2.項目ごとの策定要領

(12) 障害児入所施設における支援

事項

障害児入所施設にお
ける支援

計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等により**ケア単位の小規模化**を推進

3. 次期計画策定上の留意事項

事項

次期計画の計画期間、
計画の見直し等

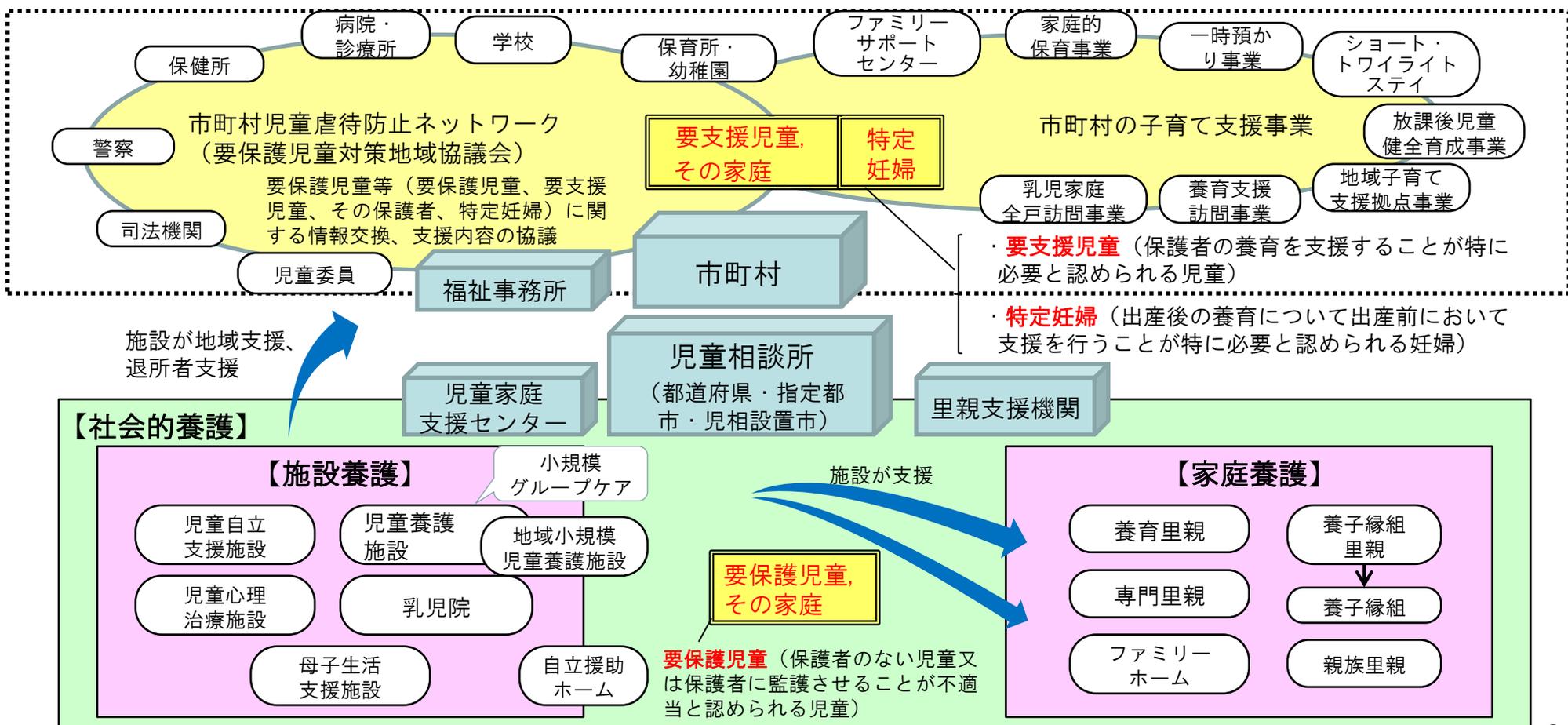
計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む
 - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討
 - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
 - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ・ 現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
 - ・ 資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
 - ・ 代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出
 - ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

13. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

○子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算額			(参考) 令和3年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3)6,526	2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,029	751	278	1,179
		・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分	931	678	252	803
		うち 看護職員の処遇改善(注4)	144	100	44	—
		うち 不妊治療の保険適用(本体分)	120	100	20	—
		うち 不妊治療の保険適用(薬価分)	54	45	9	—
		・医療情報化支援基金	735	735	0	—
	地域包括ケアシステムの構築					
	・地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824	
	・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196	
・介護職員の処遇改善(注4)	313	153	160	—		
・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534		
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	—	
	国民健康保険への財政支援の拡充					
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664	
	・保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572	
介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200		
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80	
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220	
合計		27,968	18,982	8,986	27,078	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（所要額）

- 消費税率の引上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に、1兆円超の範囲で実施する事項の案として整理したもの。
- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成27年度から全て実施。

	量的拡充	質の向上 ※
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%～5%) など

量的拡充・質の向上 0.7兆円程度～1兆円超程度

※ 「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充（別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ◎：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
 ※：内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5.5：1→4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度		

14. 予算関係

令和8年度予算 概算要求の概要 (社会的養護関係)

支援局 家庭福祉課

【令和8年度概算要求】
4,068億円

【令和7年度予算】
(3,907億円)

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	236億円	(207億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,657億円	(1,591億円)
◇ 子ども・子育て支援交付金(※)	2,061億円	(2,013億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円	(67億円)

(※) 令和7年度予算の額は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を除いた額としている。

【要求内容】

(1) 在宅等への支援

事項	事業の概要	
児童家庭支援センターの相談支援体制の強化	<p><児童家庭支援センター運営等事業> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助等を行う。 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員を配置する。 医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制を整備する。 	6
妊産婦等生活援助事業所の設置促進・機能強化等	<p><児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う。 	7
	<p><特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。 機能強化のため、妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。 妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。 	9
妊産婦等生活援助事業所の自立支援の強化	<p><児童養護施設等体制強化事業> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦等生活援助事業所において、夜勤業務等へ対応するための補助者等を雇い上げ、職員の業務負担軽減を行う。 妊産婦等生活援助事業所において、就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備を行う。 	10

(3) 施設養護への支援

事項	事業の概要	
乳児院の機能強化	<p><乳児院地域支援強化事業> 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるよう<u>マネジメントリーダーの配置</u>や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための<u>市町村等との連携職員の配置</u>などを行う。 	19
児童養護施設入所児童等の性被害防止	<p><児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院や児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う。 ・乳児院や児童養護施設等において、<u>性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新</u>を行う。 	7

(4) 社会的養護経験者等への自立支援

事項	事業の概要	
社会的養護自立支援拠点事業所の設置促進	<p><児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（再掲）> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入</u>を行う。 	7
社会的養護自立支援拠点事業所の自立支援の強化	<p><児童養護施設等体制強化事業（再掲）> 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を行う。 ・社会的養護自立支援拠点事業所において、<u>就労等定着支援員を配置し、入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備</u>を行う。 	10
児童養護施設退所者等への自立支援資金貸付	<p><児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業> 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、<u>家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付</u>を行う。 	20

(5) 里親、施設、事業所等 社会的養護に関わる人材の確保・育成・定着支援

事項	事業の概要	
児童養護施設等職員間の関係構築に向けた支援	<p>＜児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業＞ 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進すること等により、職員の資質向上及び研修指導者の養成を行う。 人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を行う。 乳児院や児童養護施設等の職員の確保のため、児童養護施設等への就職を志す学生や社会人経験者などを対象とした就職相談会や施設見学会を開催する。 <u>地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間に相談できるピア・サポートを行う。</u> 	21
里親支援センターの担い手の掘り起こし・人材育成	<p>＜里親支援センター設置促進等支援事業＞ 【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。</u> 	11

(6) その他支援

事項	事業の概要	
養子縁組民間あっせん機関による養親希望者等への支援の強化	<p>＜養子縁組民間あっせん機関助成事業＞ 【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成する。 <u>養子縁組民間あっせん機関ごとに「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供し、養親希望者等の心理的負担の軽減を図るとともに、養子縁組成立後の支援（アフターケア）として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員を配置し、縁組後の支援を強化する。</u> 	22

社会的養護に関する施策について

- 社会的養護に関する施策について、「在宅等への支援」、「里親等への支援」、「施設養護への支援」、「社会的養護経験者等への自立支援」により推進。
- 併せて、それぞれの支援の中核となる「人材の確保・育成・定着への支援」を実施。

在宅等への支援 <<児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化、特定妊婦等への支援の強化>>

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 妊産婦等生活援助事業所による、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等への一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等

里親等への支援

<<里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等>>

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォスタリング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催等

施設養護への支援

<<小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等>>

- 乳児院や児童養護施設等による保護者の適切な養育を受けられないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進等

社会的養護経験者等への自立支援 <<社会的養護経験者等への支援の強化>>

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査等

人材の確保・育成・定着への支援 <<社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進>>

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスタリング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施等

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うものであって、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業 <拡充>

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との囑託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

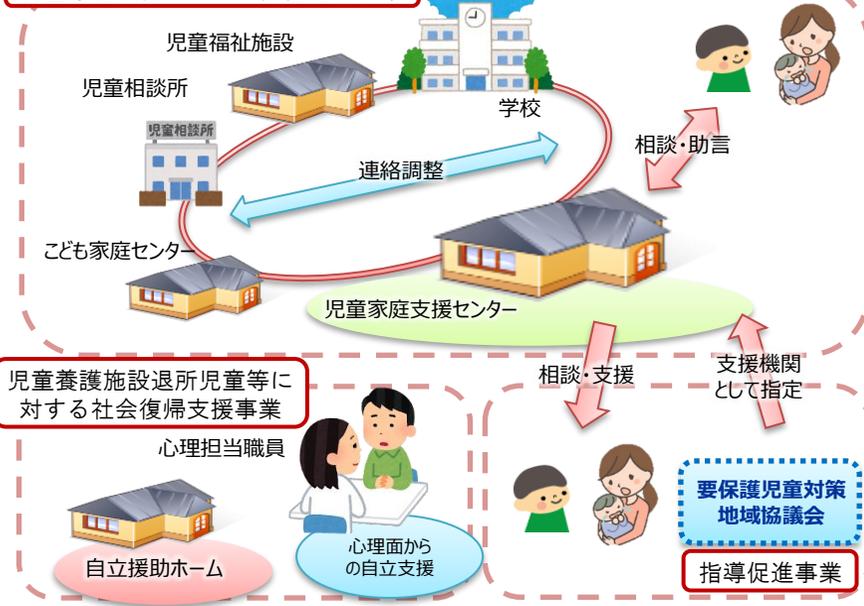
(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター設置運営事業

①常勤心理職配置の場合	1か所当たり	13,686千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	9,026千円	
③法的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
④医療的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1か所当たり	547千円	
⑥地域連携担当職員加算	1か所当たり	2,487千円	
⑦訪問相談支援対応加算	1か所当たり	6,172千円	

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

1か所当たり 1,051千円

(3) 指導促進事業

1件当たり(月額) 119千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】

- (★) の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる「拡充」
- (☆) の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業

- ① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
- ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助 (★)

2. ファミリーホーム等開設支援事業 (☆)

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助

3. 児童家庭支援センター開設支援事業 (☆)

既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

4. 耐震物件への移転支援事業 (☆)

耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業 (★)

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 (★)

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

(4) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業 (☆) «新規»

- ・ 里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

(5) 里親負担軽減事業 (★) «新規»

里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

(6) 児童養護施設等 (※) における性被害防止対策支援事業 (★) «新規»

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

(※) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

実施主体

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (4) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- (5) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (6) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

補助基準額

- (1) <1.> 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
- <2.> 1か所当たり : 800万円 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
- <3.> 1か所当たり : 300万円
- <4.> 1か所当たり : 800万円 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
- (2) 1か所当たり : 800万円
- (3) 1か所当たり : 800万円
- (4) 1か所当たり : 800万円
- (5) 1か所当たり : 50万円
- (6) 1か所当たり : 10万円

補助率

- (1) 国：1/2 (2/3 (※)) (都道府県等：1/2 (1/3 (※))、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
(※) 児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ (1/2→2/3)
- (2) 国：1/2 (指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4)
- (3) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (4) 国：1/2 (3/4 (※)) (都道府県等：1/2 (1/4 (※))、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4)
(※) 里親支援センターの開設準備経費
- (5) 国：1/2 (都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2)
- (6) 国：1/2 (都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4)

＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 0.5億円（0.2億円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有するネットワークを構築するとともに、妊産婦等生活援助事業所の設置促進・支援の機能強化を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

（1）立ち上げ支援《新規》

妊産婦等生活援助事業所未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。

（2）機能強化支援《新規》

機能強化のために妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。

（3）ネットワーク形成支援

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有するとともに、支援ネットワークを構築する。

立ち上げ支援 ～事業所の設置促進～

- ・妊産婦等生活援助事業所未設置自治体等に対する相談対応・助言
- ・アドバイザーの派遣
- ・支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践 等

機能強化支援支援 ～事業所の機能強化～

- ・機能強化のための妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣
- ・事業所の運営や個別ケースのコンサルティング
- ・テーマに応じた小規模勉強会 等

ネットワーク形成支援 ～関係機関の連携強化・情報の収集及び発信～



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 47,366千円

【補助割合】 定額（国：10／10相当）

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

(1) 児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇い上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

(2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇い上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

(4) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

(5) 自立支援環境整備事業 «新規»

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
(1) 児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,774千円
(2) 夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,774千円
(3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
(4) 社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円
(5) 自立支援環境整備事業			
①就労等定着支援員の配置	1か所当たり		4,970千円
②支援対象者の自立に向けた環境整備	1か所当たり		858千円

【対象施設等】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所
- (3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- (4) 社会的養護自立支援拠点事業所
- (5) 妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所
 ※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。
 社会的養護自立支援拠点事業所の場合、「一時避難的かつ短期間の居場所の提供」を実施している事業者に限る。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

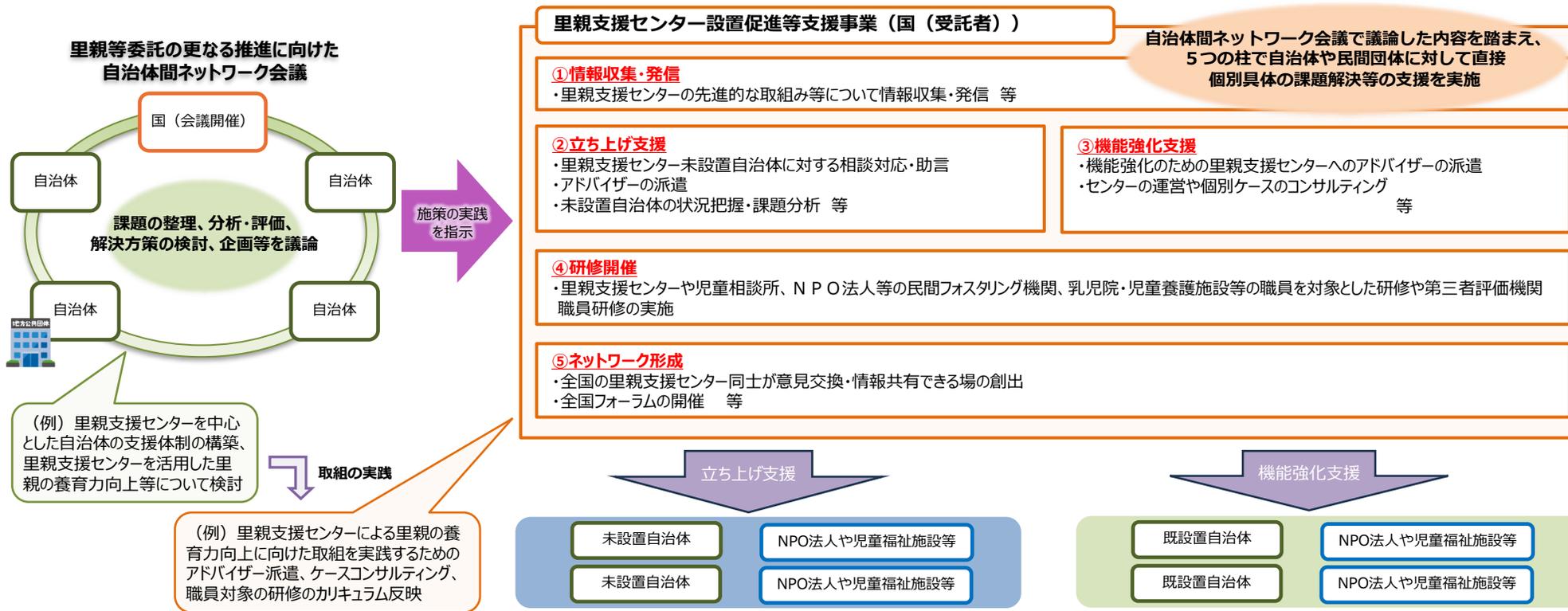
〈こども政策推進事業委託費〉 令和8年度概算要求額 2億円（-億円）

事業の目的

改正児童福祉法において創設された里親支援センターについて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

事業の概要

里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。



実施主体等

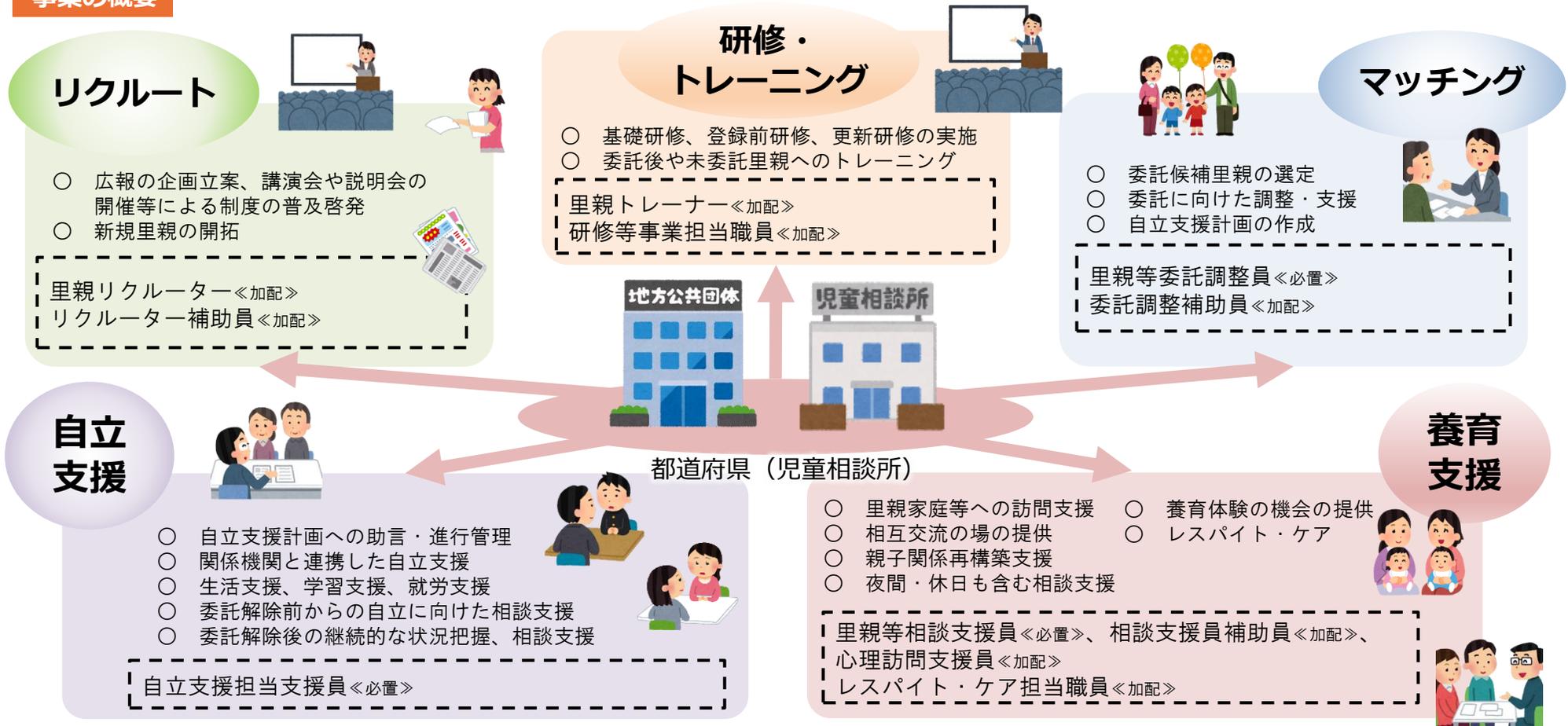
【実施主体】 民間団体 【補助率】 定額（国：10／10相当） 【補助基準額】 180,094千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



＜拡充内容＞共働き家庭里親等支援強化事業を創設し、里親等委託の更なる推進を図る。

共働き家庭里親等支援強化事業について

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国：10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ

国

補助

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

- 共働き里親等の実態把握
（例：共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要するの、委託前後での就業継続状況や雇用形態等の把握、地元企業に対するアンケート調査等）
- 創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援

（例）

企業等を活用して支援を行う例

- 委託決定後から保育園入園前までの自宅養育期間に係る特別休暇、児童相談所職員との定期面接に係る特別休暇など独自休暇の導入 等

委託児童等の養育と
就業との両立支援



里親・養親候補者等

委託児童等の養育と
就業との両立支援

里親支援センターやフォスタリング機関を活用して支援を行う例

- 委託児童や養子候補の子等の慣らし保育期間中の送迎支援
- 委託児童や養子候補の子等の日中の預かり支援 等

事業の概要

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、里親リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

(2) 里親等研修・トレーニング事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図る。

(3) 里親等委託推進事業

こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

(4) 里親訪問等支援事業

里親等や養親に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

(5) 里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

(6) 障害児里親等支援体制強化事業

障害児を養育する里親等や養親の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等や養親への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等や養親に対する支援体制の構築を図る。

(7) 共働き家庭里親等支援強化事業<新規>

共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

(8) 里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親リクルーターや里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

(9) 養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

各事業の対象の整理

	フォスタリング機関		里親支援センター	
	里親家庭等	養親、 養親希望者	里親家庭等	養親、 養親希望者
(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業	○	○		
(2) 里親等研修・トレーニング事業	○			
(3) 里親等委託推進事業	○			
(4) 里親訪問等支援事業	○	○		
(5) 里親等委託児童自立支援事業	○			
(6) 障害児里親等支援体制強化事業	○	○		
(7) 共働き家庭里親等支援強化事業<新規>	○	○	○	○
(8) 里親支援センター体制強化事業			○	
(9) 養子縁組包括支援事業				○

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 (1)～(6)、(8)、(9) 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

(7) 国：10/10

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	6,722千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	6,400千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,957千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,305千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	6,475千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,400千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,921千円
35件以上	1 か所当たり	2,442千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,379千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,307千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	6,107千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,401千円
研修受講促進費	1 人当たり	42千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	6,091千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	3,858千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,912千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,317千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,536千円
45件以上	1 か所当たり	3,364千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,975千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,400千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,968千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,535千円
80人以上	1 か所当たり	10,103千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,977千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,756千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,333千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,269千円
上記以外	1 か所当たり	3,057千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	3,432千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,956千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,835千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,011千円
⑨共働き家庭里親等支援強化事業	1 か所当たり	10,000千円
《新規》		
⑩里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,702千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,223千円
35件以上	1 か所当たり	2,744千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,317千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,536千円
45件以上	1 か所当たり	3,364千円
⑪養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,570千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,570千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	6,400千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,634千円
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,975千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,400千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,968千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	7,535千円
80人以上	1 か所当たり	10,103千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,977千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,756千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,269千円
上記以外	1 か所当たり	3,057千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,011千円

里親等委託の更なる推進に向けて、①里親支援センター、②フォスタリング機関、③里親家庭及びファミリーホームについて支援対象としている施策については以下のとおり。

	事業名称	事業内容	里親支援センター	フォスタリング機関	里親家庭FH
①	児童入所施設措置費	・里親・ファミリーホームにおけるこどもの養育に必要な費用や里親支援センターの運営等に要する費用を支弁する。	○		○
②	里親養育包括支援(フォスタリング)事業	・里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する。	○	○	
		・里親支援センターにおける里親リクルーターや里親等支援員の業務補助職員の配置や養子縁組に関する相談・支援を実施する。	○		
		・共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。	○	○	
③	里親支援センター設置促進等支援事業	・里親支援センターの設置促進・機能強化を行うとともに、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催する。	○	△ ※一部のみ	
④	家庭養育推進ネットワーク構築事業	・各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策等について課題共有・議論等を行う。	○	○	○
⑤	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	・里親・ファミリーホームにおいて、委託児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等を行う。 ・ファミリーホームを新設し、必要な改修整備、設備整備、建物賃借料(敷金は除く。)及び備品の購入を行う。 ・里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入及び並びに改修等を行う。	○		○
		・里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等を行う。			○ ※里親のみ
		・里親支援センター及びファミリーホームにおいて、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う。	○		○ ※FHのみ
⑥	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	・里親支援センター及びファミリーホームの職員の資質向上を図るための研修、里親支援センター等の職員の確保及び定着を支援するためのモデル事業、就職相談会や施設見学会の開催等及び若手職員のピアサポートを行う。	○		○ ※FHのみ
⑦	里親への委託前養育支援事業	・里親に対して里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。			○ ※里親のみ

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

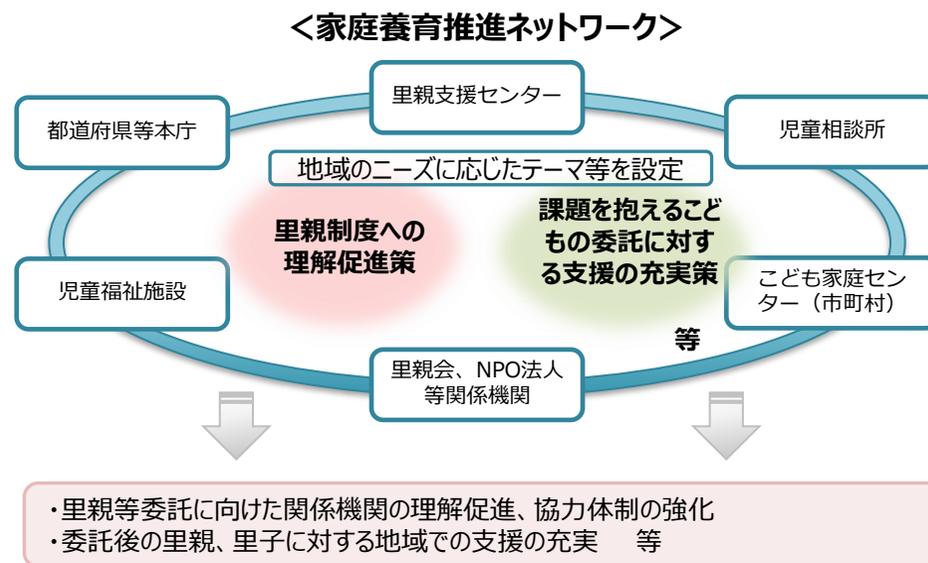
事業の目的

里親等委託の推進のためには関係機関との連携・協働が不可欠であることから、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）に「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親等委託の更なる加速化を図る。

事業の概要

里親等委託の推進のためには、児童相談所や里親支援センターのみならず、こども家庭センター（市町村）、家庭支援事業を担うNPO法人等との関係機関との連携・協働が不可欠である。

各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 1,100千円

【補助割合】

国：2／3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／3

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 2億円（－億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

⇒より効果的な里親制度の周知広報を実施するため、「こども政策推進事業委託費」に組み替え

- (1) 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。
企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- (2) 里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- (3) 都道府県等と連携した広報
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、(1)の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体
【補助基準額】	214,452千円
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

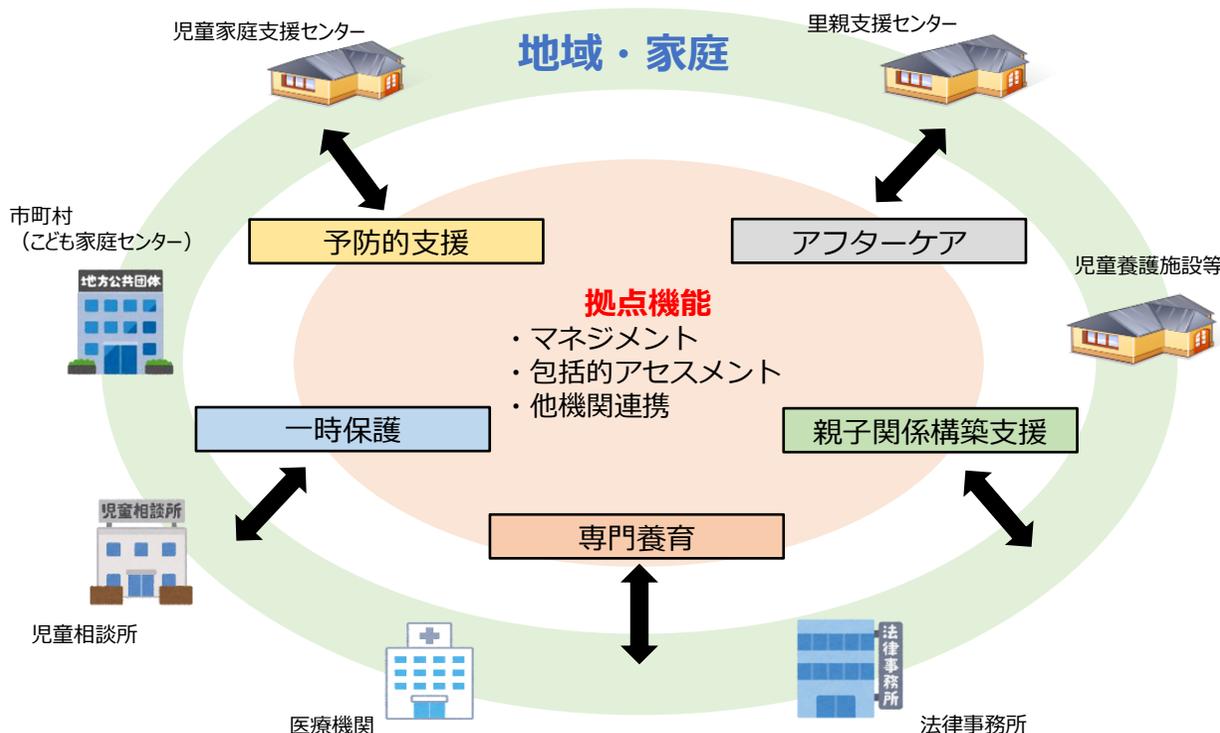
事業の目的

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行うことにより、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の専門養育機能や予防的支援機能等の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメント等を行うため、

- ・センターの拠点機能を統括するマネジメントリーダーの配置
 - ・医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施
 - ・母子保健施策や子育て短期支援事業をはじめとする市町村事業、妊産婦等生活援助事業の活用のために市町村（特にこども家庭センター）や保育所等と連携するための職員の配置
 - ・要保護児童対策地域協議会へ参画するための専門的な職員の配置
- に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 16,639千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

（1）就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

（2）進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

（3）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

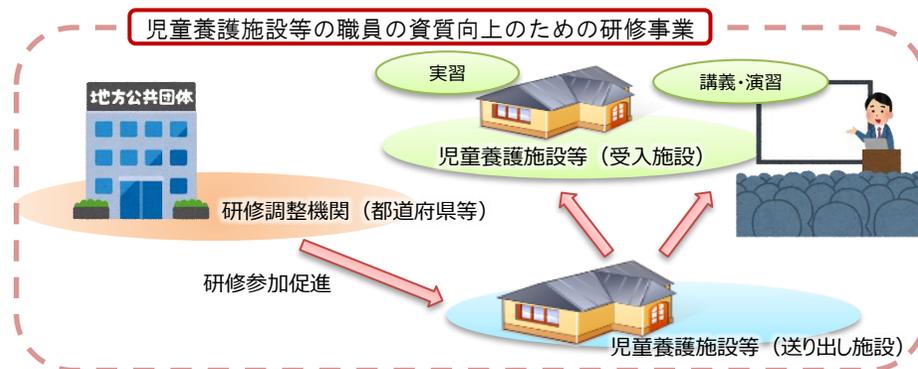
- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。
(おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定)
- ② 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。



(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

(5) 施設等職員交流支援事業 <新規>

地域ごとに施設等の垣根を越えて若手職員が集い、研修や職場では相談しづらい内容について、同じ境遇の仲間と相談できるピア・サポートを行うための費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】	① 宿泊あり	1人当たり	149千円
	宿泊なし	1人当たり	61千円
	② 送り出し施設	1人当たり	1,310千円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,879千円
	③ 1自治体当たり（各施設種別単位）		2,776千円
(1)	① 受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	② 受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
(2)	1自治体当たり		4,200千円
(3)	1自治体当たり		447千円
(5)	1自治体当たり		5,810千円

【補助割合】 (3) 以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
(3) 国：10/10

【対象施設】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）
（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (3)～(5) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
（※）(3)～(5)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

(3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 58千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助

ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 339千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）《拡充》・・・1か所当たり 13,327千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供

養子縁組成立後の支援として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員の配置

ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 2,932千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,543千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 高年齢児等への支援・・・1か所当たり 2,391千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v 資質向上事業・・・1か所当たり 1,889千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,543千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等のこどもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

【令和7年度予算】
4,033億円

【令和6年度予算】
(3,829億円)

【要求内容】

(1) 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、家庭養育環境を確保するための里親支援センター等による里親等支援や養子縁組支援の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、障害児を養育する里親等に対する支援の強化、市町村連携コーディネーター補助員の加配を行う。
- ・ 養子縁組民間あっせん機関による養子縁組における養親希望者の手数料負担の軽減を図る。
- ・ 里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発について、企業における里親制度の認知度を向上させるための拡充を図る。

(2) 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。
- ・ 妊産婦等生活援助事業所における補助職員の雇上げによる夜間業務等の体制強化を図る。
- ・ 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携強化に必要な支援を行う。
- ・ 特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現に向けて、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等の把握・共有や、特定妊婦等支援に従事する職員の育成のための全国フォーラムを新たに開催する。

(3) 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上

- ・ 「こども未来戦略」に基づく、施設入所児童等の学習支援や課題に応じた個別対応の強化等の取組について、着実に実施する。
- ・ 児童養護施設等における人材の確保・定着のための新たな対応として、人材確保に係る課題分析・解決を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保の取組や、勤務環境の改善・業務改革等に向けた助言等を行うコンサルタントによる巡回支援等の人材定着の取組を行うモデル事業を創設するとともに、就職相談会や施設見学会の開催費用への補助を実施する。
- ・ 児童家庭支援センターにおいて、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。
- ・ 児童養護施設及び乳児院において、小規模かつ地域分散化のための施設改修等を行う際の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を令和11年度末まで引き続き実施する。
- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の対象に、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を追加する。

(4) 里親等委託の推進等のための児童入所施設措置費の拡充

- ・ 共働き家庭を含めた里親等委託の推進の観点から、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。
- ・ 障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るため、里親支援センターにおいて、障害児を養育する里親等に対する支援の強化を行う。
- ・ 児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	207億円	(177億円)
◇ 児童入所施設措置費等国庫負担金	1,591億円	(1,485億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円	(67億円)

目次

● 児童入所施設措置費等国庫負担金 拡充	247
● 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 拡充	248
● 養子縁組民間あっせん機関助成事業 拡充	253
● 里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業 拡充	254
● 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 拡充	255
● 児童養護施設等体制強化事業 拡充	256
● 社会的養護自立支援実態把握事業 新規	257
● 特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業 新規	258
● 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業 拡充	259
● 児童家庭支援センター運営等事業 拡充	260
（参考）令和7年度予算における新規・拡充以外の事業	261

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）> 令和7年度予算 1,591億円（1,485億円）
令和6年度補正予算 84億円

事業の目的

- 児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

- 里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

【主な拡充内容】

◇幼稚園費の対象拡大

里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とする。

◇障害児里親等支援体制強化加算の創設

里親支援センターが、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行った場合の加算を創設する。

◇令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を令和7年度においても引き続き実施する。

<令和6年度補正予算>

○令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等の職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

実施主体等

【対象施設等】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所 等

【実施主体】

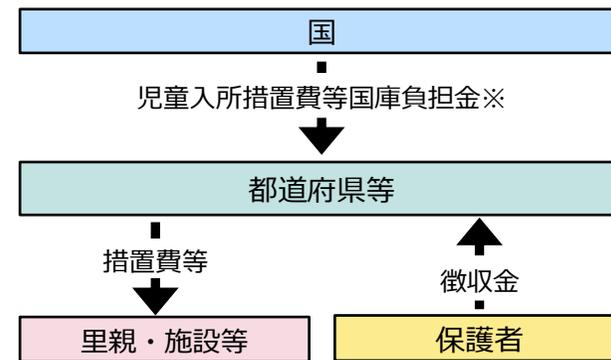
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2

（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



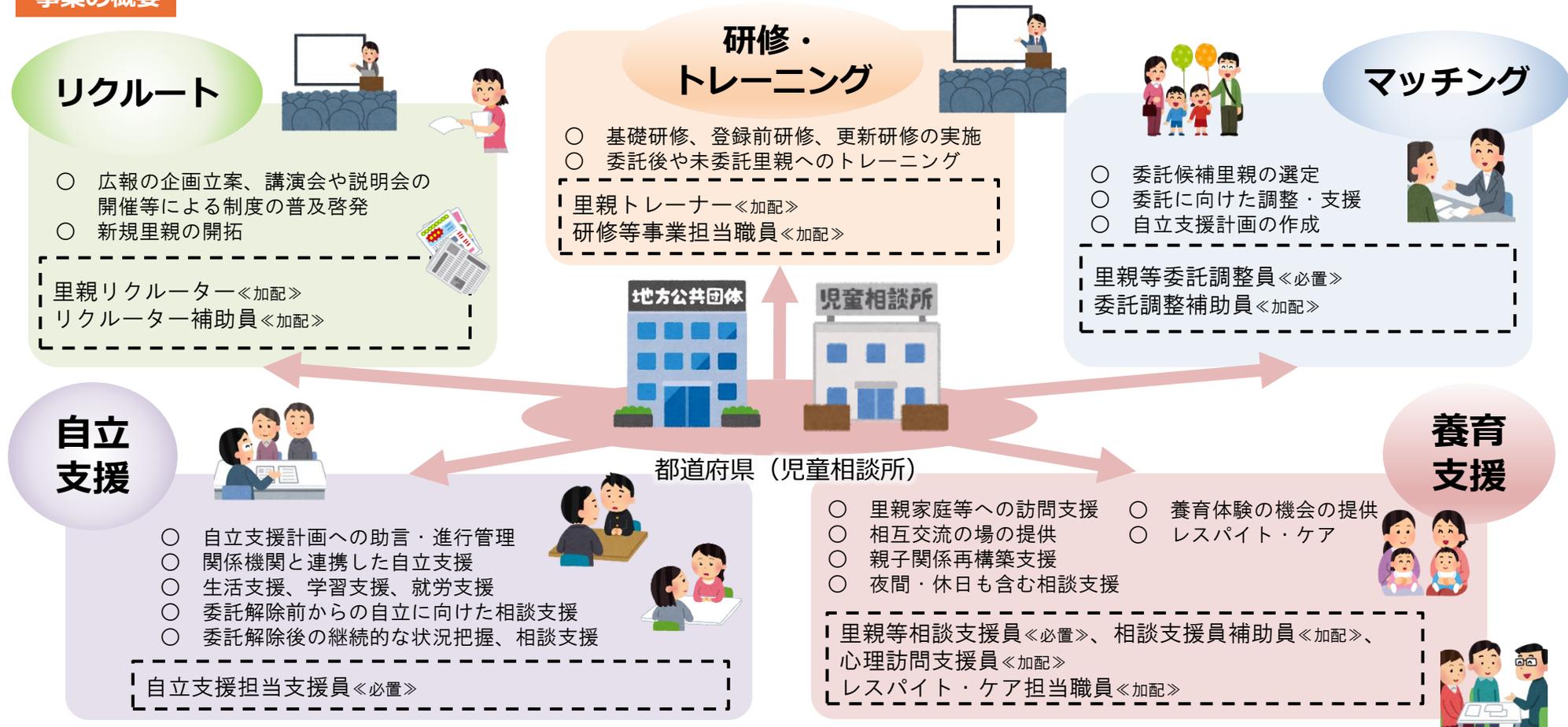
※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担 246

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 0.6億円

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



事業の概要

○現行の里親養育包括支援（フォスタリング）事業について、以下の内容を拡充する。

（1）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

併せて、養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、養親希望者等に対する支援を行う。

※フォスタリング機関、里親支援センター（養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「障害児里親等委託推進モデル事業」を一般事業化。それに伴い当該モデル事業は令和6年度末で終了する。

（2）市町村連携コーディネーター補助員の配置（「市町村連携加算」の拡充）<<拡充>>

市町村と密に連携し、市町村の広報手段や行事等を活用することで、よりターゲットを絞ったきめ細かなリクルート活動の実施、地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用等を図ることを目的に、市町村連携コーディネーターを補助する職員（以下「市町村連携コーディネーター補助員」という。）を配置する。

併せて、養子縁組の理解を深めるため及び養親希望者を増やすため等を目的として市町村と連携する場合に、市町村コーディネーター補助員を配置する。

※フォスタリング機関、里親支援センター（里親支援センター体制強化事業、養子縁組包括支援事業）が対象。

※現行の「里親等委託推進提案型事業」で得られた取組事例をもとに一般事業化。それに伴い当該提案型事業は令和6年度末で終了する。

○「里親委託加速化プラン」及び「里親養育包括支援促進事業」について、令和6年度末で終了する。<<見直し>>

<令和6年度補正予算>

○共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 1か所当たり 2,309千円

※拡充分 (2) 1か所当たり 1,876千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

（1）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（2）里親等研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

（3）里親等委託推進事業

子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

（4）里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（5）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（6）障害児里親等支援体制強化事業<<新規>>

障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。

（7）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（8）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の推進を図る。

実施主体及び補助割合

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

補助基準額

①統括責任者加算	1 か所当たり	5,917千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,994千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,329千円
里親リクルーター配置加算	1 か所当たり	5,804千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,380千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	1,960千円
35件以上	1 か所当たり	2,539千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	8,341千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	5,936千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,499千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1 か所当たり	2,604千円
研修受講促進費	1 人当たり	40千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	5,520千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	4,246千円
⑤里親等委託推進事業	1 か所当たり	6,544千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑥里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,938千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
面会交流支援加算	1 か所当たり	2,195千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
里親家庭養育協力支援	1 日当たり	4,860千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1 か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1 日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1 日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1 か所当たり	3,988千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1 か所当たり	7,898千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >
⑨里親支援センター体制強化事業		
i 市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1 か所当たり	1,780千円
25件以上35件未満	1 か所当たり	2,360千円
35件以上	1 か所当たり	2,939千円
iii 里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1 か所当たり	1,200千円
30件以上45件未満	1 か所当たり	2,980千円
45件以上	1 か所当たり	4,069千円
⑩養子縁組包括支援事業		
i 養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1 か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1 か所当たり	1,876千円 < 拡充 >
ii 養親訪問等支援事業		
ア基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1 か所当たり	5,166千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円
iii 障害児里親等支援体制強化事業	1 か所当たり	2,309千円 < 新規 >

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

(1) 養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

(2) 養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

(3) 障害児里親等支援体制強化事業<新規>

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。

(1) 養子縁組制度普及促進事業



(2) 養親訪問等支援事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

(1) ア 基本分

都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,623千円
イ 市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり	5,800千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,876千円

(2) ア 基本分	1か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円
80人以上	1か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	1か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円
上記以外	1か所当たり	2,938千円
(3) 障害児里親等支援体制強化事業	1か所当たり	2,309千円

(※) 本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

＜児童虐待防止対策等総合支援事業＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

養子縁組民間あっせん機関に対して、関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業を実施するとともに、人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図ることを目的とする。併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図る。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- i **養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業** . . . 受講者1人当たり 57千円
養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助
- ii **第三者評価受審促進事業** 1か所当たり 321千円
養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

- i **養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）** 1か所当たり 11,245千円
児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築
- ii **障害児等の支援** 1か所当たり 3,319千円
障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii **心理療法担当職員の配置による相談支援** 1か所当たり 6,499千円
心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築
- iv **高年齢児等への支援<拡充>** 1か所当たり 3,354千円
社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築
- v **資質向上事業<拡充>** 1か所当たり 1,954千円
養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る
⇒モデル事業として、年度毎に補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、「高年齢児等への支援体制構築モデル事業」及び「資質向上モデル事業」を一般事業化する。

③養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・ **子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業** . . . 1か所当たり 6,499千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,235千円加算）
養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等の子どもの出自を知る権利に関する支援体制を構築
また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業<拡充> 1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減
⇒養親希望者の負担軽減を図るため、手数料負担額を見直す。

実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2
- 【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金＞ 令和7年度予算 2.1億円（2.1億円）

事業の目的

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

- （1）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発＜拡充＞
潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。
より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。
⇒企業に対する里親制度の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。
- （2）里親制度及び特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設
里親制度及び特別養子縁組制度について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。
- （3）都道府県等と連携した広報
都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（1）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

- ・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



＜特設サイトの開設＞

- ・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

- ・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】	民間団体（公募により選定）
【補助基準額】	214,378千円（R6年度 210,626千円）
【補助割合】	定額（国：10／10相当）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）
令和6年度補正予算 2億円

事業の目的

児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

事業の概要

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

1. 入所児童等の生活環境改善事業
 - ① 児童養護施設等において小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - ② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助
2. ファミリーホーム等開設支援事業
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品購入に係る経費を補助
3. 児童家庭支援センター開設支援事業
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
4. 耐震物件への移転支援事業
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

(2) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

(3) 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業

- ・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- ・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

<令和6年度補正予算>

- ・ 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された里親支援センターの改修費並びに社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。
- ・ 里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。
- ・ 熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。
- ・ 性被害防止対策を図るため、パーテーション、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

実施主体

- (1) 都道府県、市町村
- (2) 市町村
- (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

補助基準額

- (1) <3. 以外> 1か所当たり：800万円
 ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
 ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
 <3. > 1か所当たり：300万円
- (2) 1か所当たり：800万円
- (3) 1か所当たり：800万円

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※））
 （都道府県等：1/2（1/3）、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
 （※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
 <施設地域分散化等加速化プランの継続実施>
- (2) 国：1/2
 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2
 （都道府県等：1/2）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（1）児童指導員等となる人材の確保

児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。児童指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

（2）夜間業務等の業務負担軽減《拡充》

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。《拡充内容》妊産婦等生活援助事業所で実施する場合も新たに補助対象とする。

（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

（4）児童指導員等の相談支援体制の整備

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備を図る。

（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化《新規》

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難のかつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】			
（1）児童指導員等となる人材の確保	1人当たり		4,534千円
（2）夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり		4,534千円
（3）児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり		547千円
（4）児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり		5,532千円
（5）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	1か所当たり		1,606千円

【対象施設等】

- （1）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）
- （2）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、**妊産婦等生活援助事業所**
- （3）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム
- （5）**社会的養護自立支援拠点事業所**

※（4）については都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村で実施

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

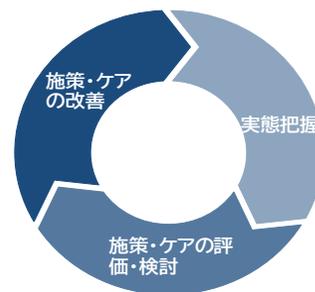
事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

事業の概要

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

1自治体当たり 3,100千円

【補助割合】

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

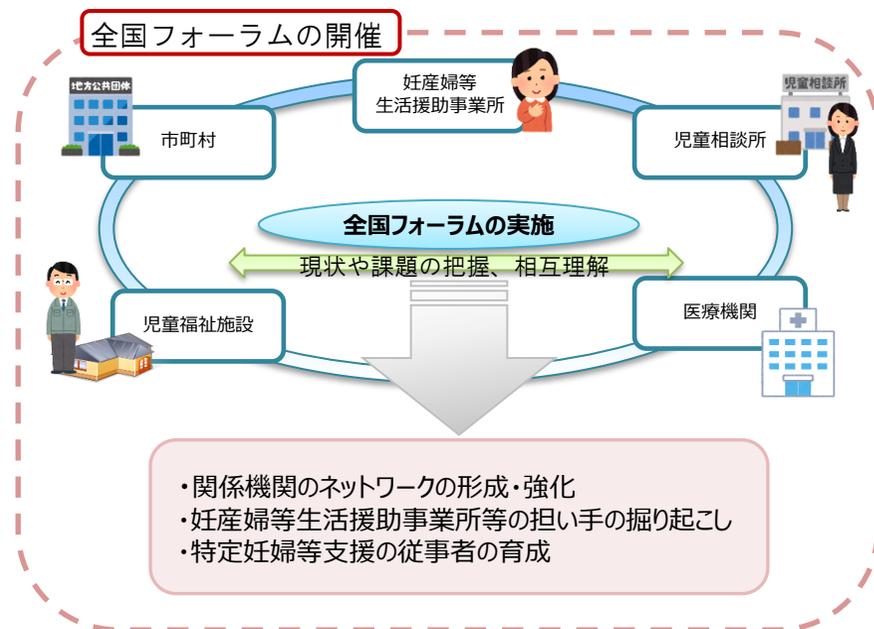
＜特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算 16百万円（-百万円）

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心して生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、関係機関のネットワークの形成・強化を図るとともに、妊産婦等生活援助事業所等の担い手の掘り起こし、特定妊婦等支援に従事する職員の育成を行う。



実施主体等

- 【実施主体】 民間団体（公募により選定）
- 【補助基準額】 16,005千円
- 【補助割合】 定額（国：10/10相当）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。

事業の概要

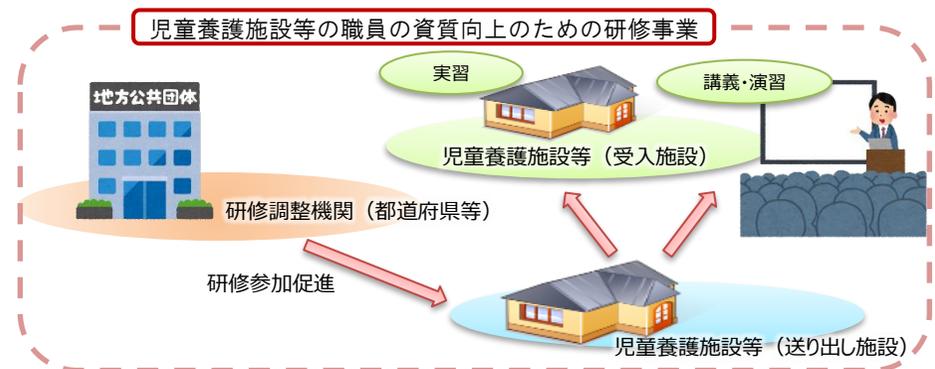
(1) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業【拡充】

⇒補助対象に児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所を追加

- ① 短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）
- ② 長期研修
一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ③ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。

(2) 児童養護施設等の職員人材確保支援事業

- ① 実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。
- ② 実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



(3) 児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業【新規】

児童養護施設等の人材確保を支援するため、例えば課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や児童養護施設等の人材定着を支援するため、例えば児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組など自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。

(4) 児童養護施設等への就職促進支援事業【新規】

就職相談会や施設見学会の開催等による児童養護施設等の職員の確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】				
(1)	① 宿泊あり	1人当たり	133千円	
		宿泊なし	73千円	
	② 送り出し施設	1人当たり	1,055千円	
		受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216千円
		調整機関事務費	1自治体当たり	2,992千円
	③ 1自治体当たり（各施設種別単位）		2,707千円	
	(2)	① 受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
		② 受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
	(3)	1自治体当たり	4,200千円	
	(4)	1自治体当たり	450千円	

【補助割合】 (3) 以外 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
(3) 国：10/10

【対象施設】

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、都道府県等が適当と認める施設（※）
（※）長期研修の際、職員を実践研修先として受け入れる場合に限る。
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- (3)、(4) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
（※）(3)(4)については開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】

(3)の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 児童家庭支援センター設置運営事業

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、
地域支援連携担当職員の配置を支援する。

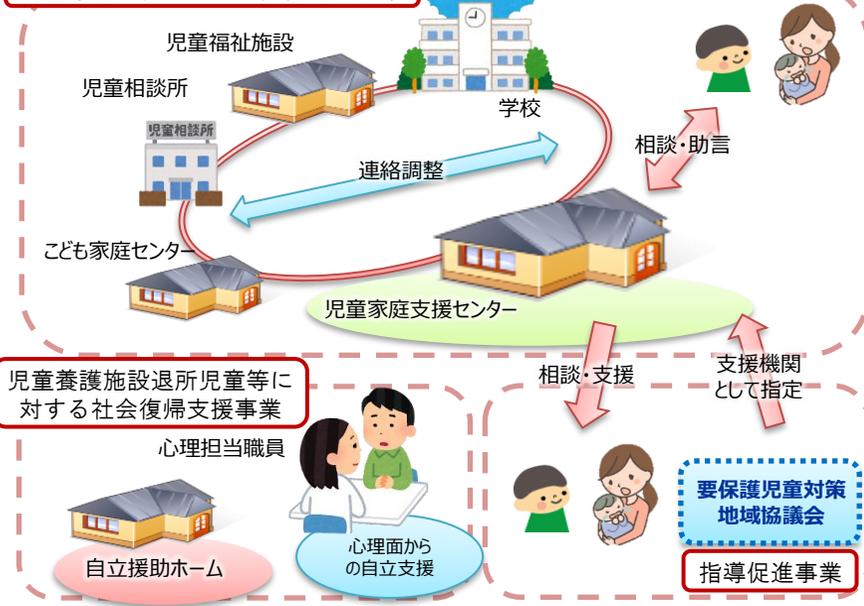
(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

(3) 指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 (1) 児童家庭支援センター運営事業

①常勤心理職配置の場合	1か所当たり	12,546千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	8,283千円	
③法的問題対応加算	1か所当たり	360千円	
④児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	1か所当たり	547千円	
⑤地域連携担当職員加算	1か所当たり	2,372千円	

(2) 児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業 1か所当たり 1,069千円

(3) 指導促進事業 1件当たり（月額） 114千円

(参考資料) 令和7年度予算における新規・拡充以外の事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

事業の概要

(1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所OBやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

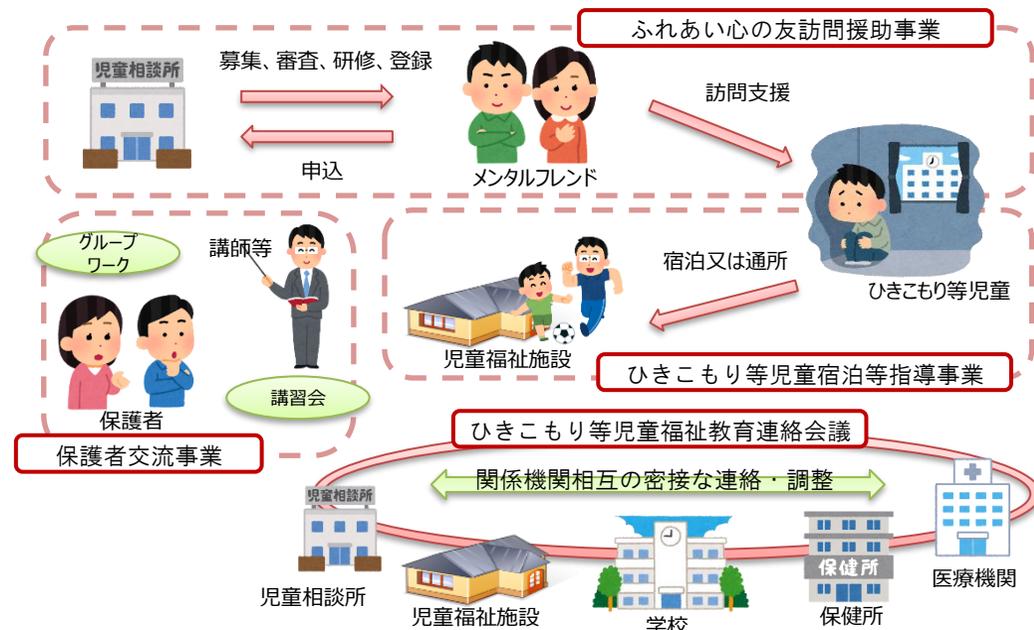
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 (1) ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業
ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合

メンタルフレンド活動費	1 都道府県市当たり	418,080円
事業実施前研修会費	訪問 1日当たり	4,020円
活動検討会	定額	165,000円
宿泊指導	1 回当たり	30,180円
通所指導	児童 1人当たり日額	3,940円
	児童 1人当たり日額	1,910円
	1 回当たり	12,500円

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

(3) ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する。

事業の概要

基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するため、一定の経験を有する者を対象に、都道府県が実施する研修事業に対して補助を行い、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 1 都道府県市当たり：495,000円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

〈安心こども基金を活用して実施〉

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

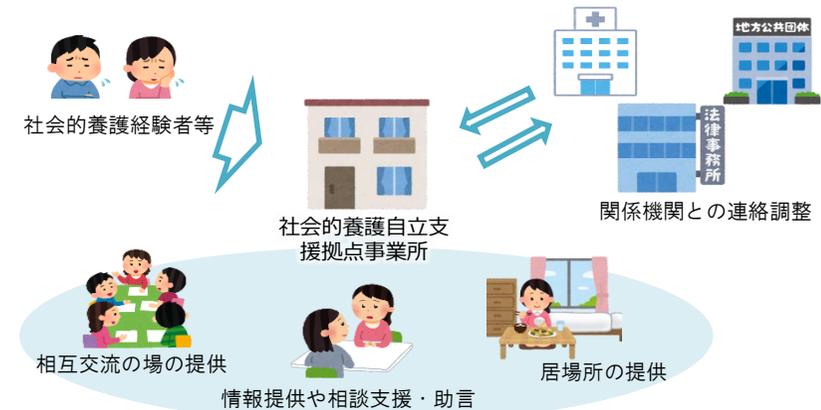
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

項目	数量	単価	加算内容	数量	単価
ア 基本分	1か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1人			・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1か所当たり	2,113千円
・ 職員を2人配置する場合	1か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1か所当たり	4,988千円			

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

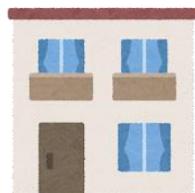
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

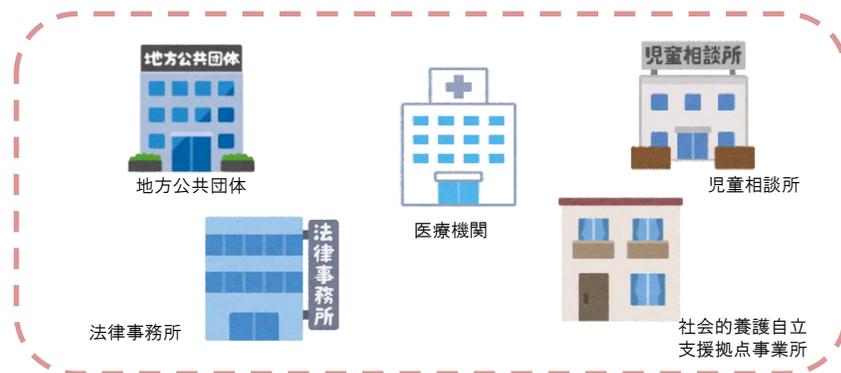
- 社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



社会的養護自立支援拠点事業所 等



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】 1か所当たり 6,995千円

＜安心こども基金を活用して実施＞

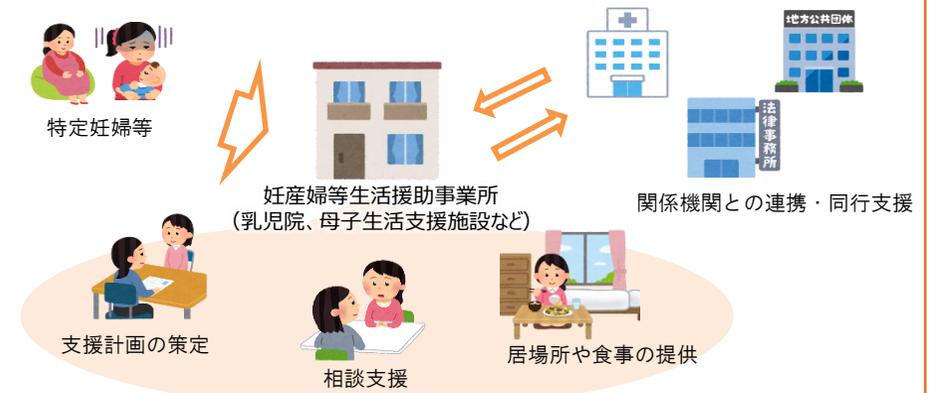
事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

ア 基本分	1か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1か所当たり	887千円

(※) 妊産婦等生活援助事業所に対する、補助者を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市、児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】 ①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

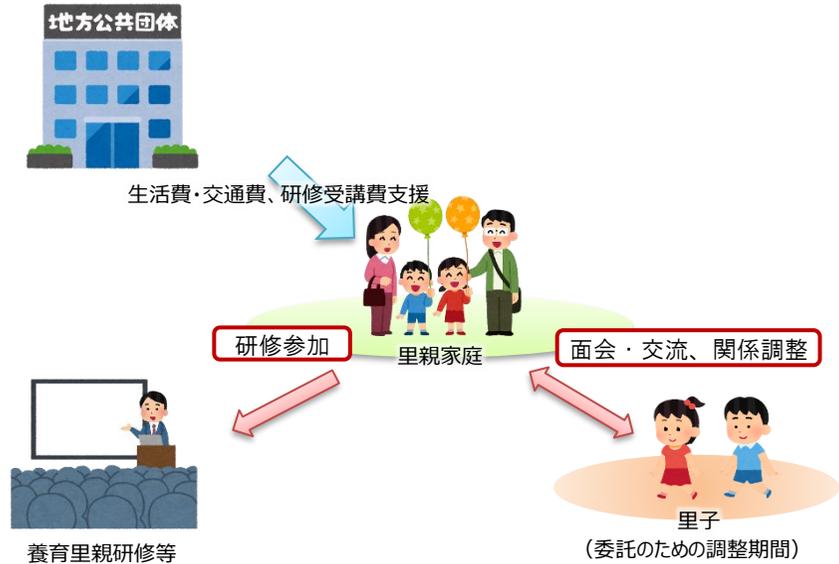
事業の概要

(1) 生活費等支援

里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【補助基準額】		1人あたり日額	5,400円
(1) 生活費等支援			
(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件あたり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件あたり	50,290円
	②テキスト費用	1研修あたり	20,000円
	③考査代	1研修あたり	9,000円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

事業の概要

（1）育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

（2）医療機関等連携強化事業

医療的ケアが必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

（3）障害児等受入体制等強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

【補助基準額】（1） 5,326千円

（2） i 連絡調整を担う職員 1,929千円

ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合

1か所当たり最大6,657千円（※）医療的ケアが必要なこどもの数に応じて設定

（3） 1か所当たり最大6,336千円（※）障害等を有するこどもの数に応じて設定

【対象施設】 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

事業の概要

(1) 土地等所有者と法人等のマッチング支援

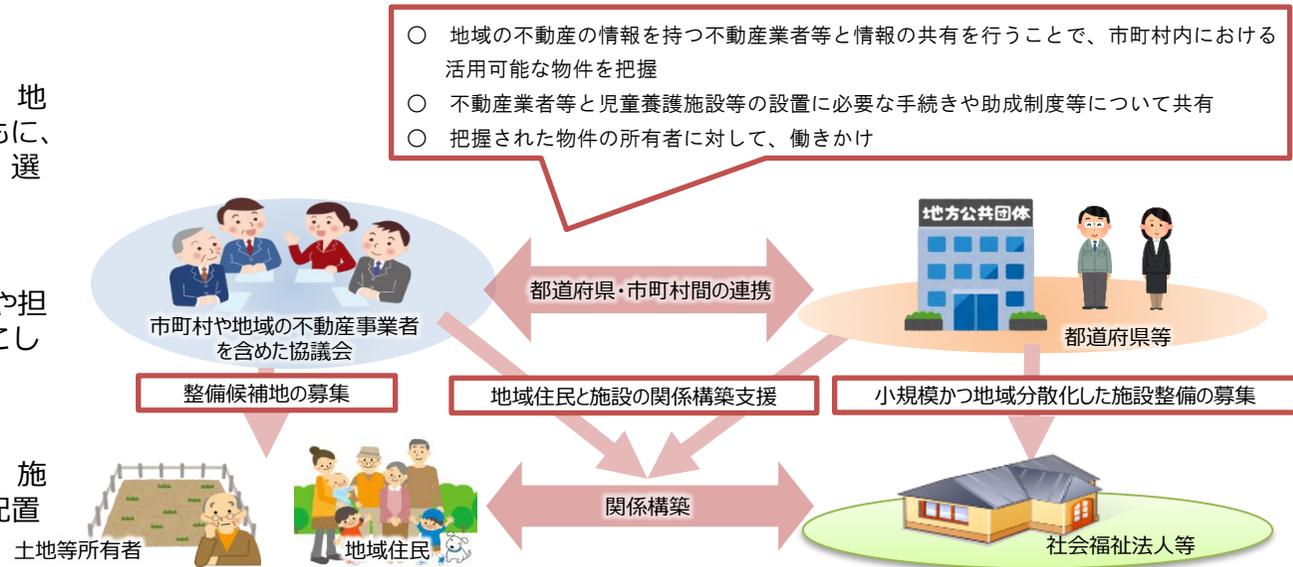
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(2) 整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

(※) 対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村：1/2

【補助基準額】 (1) 1自治体当たり 6,400千円
(2) 1自治体当たり 5,000千円
(3) 1自治体当たり 4,900千円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

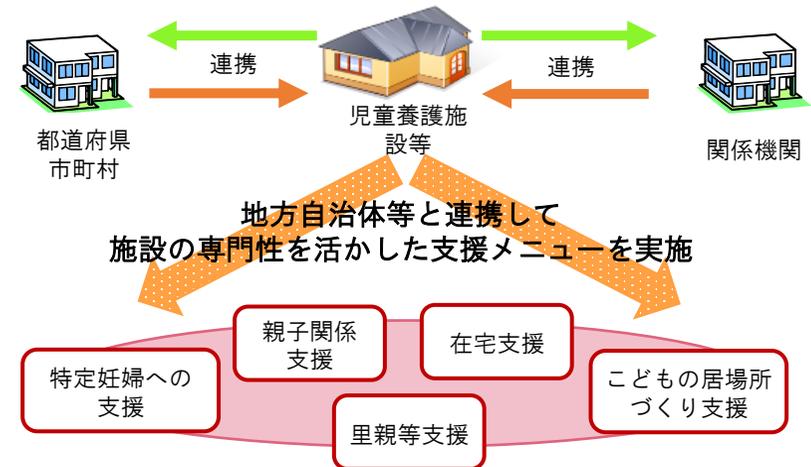
事業の目的

- 地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

事業の概要

児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

- 児童養護施設等の専門性を高めたとうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援
- 児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

※ ただし、母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助率】

定額（国：10/10相当）

事業実施2年目の自治体は、国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

（上記のただし書きの場合、国1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/2）

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【対象施設】

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、児童家庭支援センター

〈社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金〉 令和7年度予算 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

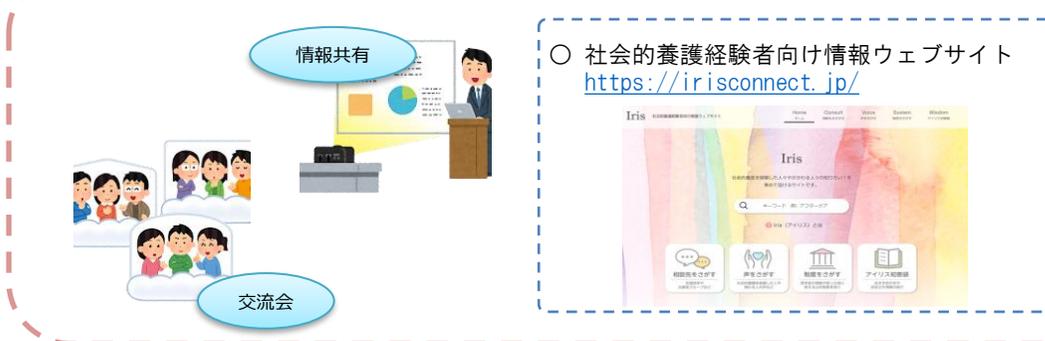
（1）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

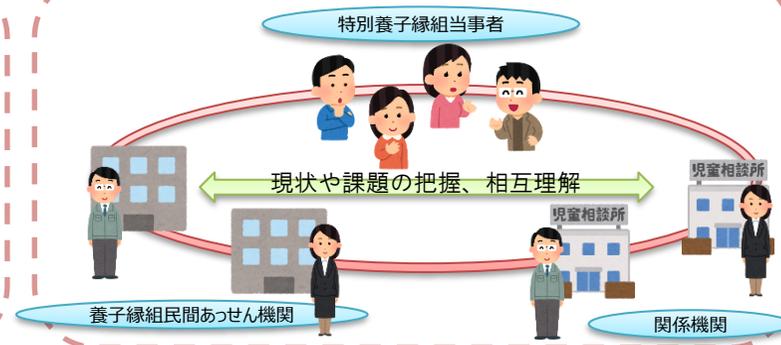
（2）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 22,179千円

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和7年度予算 20百万円（20百万円）

事業の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

事業の概要

（1）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（2）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（3）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

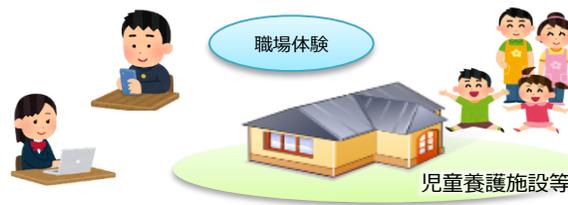
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

【補助基準額】20,238千円

〈養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金〉 令和7年度予算 46百万円（45百万円）

事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

事業の概要

(1) 養子縁組あっせん責任者研修

民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。

(2) 養子縁組あっせん機関等職員研修

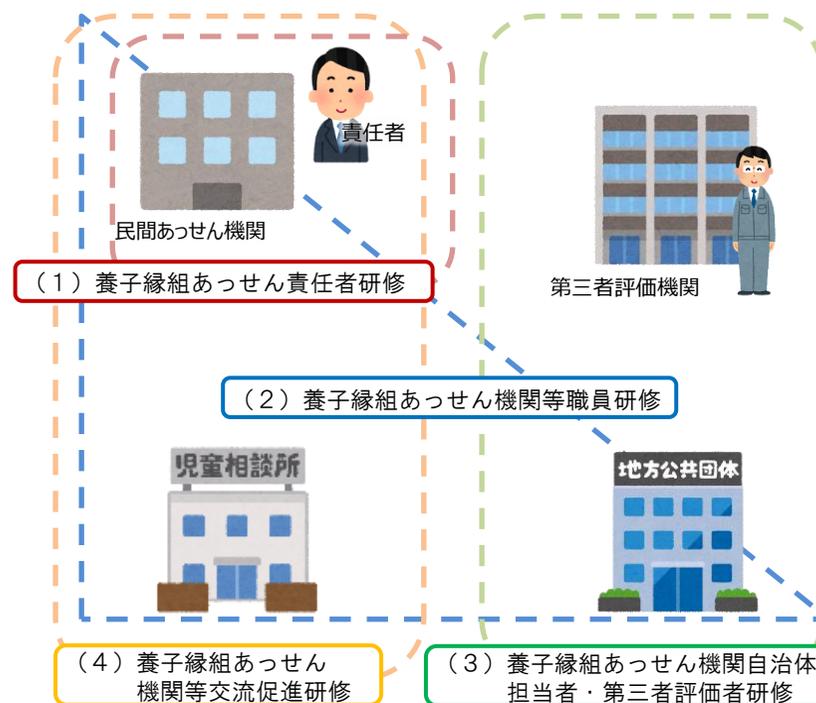
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

(3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修

許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。

(4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修

民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

【補助基準額】 46,474千円

〈里親支援センター等人材育成事業費補助金〉 令和7年度予算 77百万円（74百万円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10/10相当）

【補助基準額】76,687千円

令和6年度補正予算の概要

(社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。（児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：4.7億円）
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。（児童入所施設措置費等国庫負担金：84.1億円）
- 令和6年能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。（児童保護災害臨時特例補助金：0.8百万円）
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等の支援を行う。併せて、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行うことにより、社会的養護が必要なこどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：2.0億円）
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託児童等を養育するための環境整備を行い、里親等委託の更なる推進を図る。（共働き家庭里親等支援強化事業：0.6億円）

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。（民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業：1.8億円）
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。（ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：2.7億円）
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：19.2億円） 等

社会的養護関係

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P278
- 令和6年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定・・・・・・・・ P279
- 被災した児童入所施設等の入所児童等に係る利用者負担減免に対する支援・・・・・・・・ P280
- 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P281
- 共働き家庭里親等支援強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P282

ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係

- 民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業・・・・・・・・ P283
- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業・・・・・・・・ P284
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P285
- ひとり親家庭等への支援のための周知・広報・・・・・・・・ P286
- 困難を抱えたこども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型）・・・・ P287

令和6年度補正予算 4.7億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

令和6年度補正予算 84.1億円
※児童保護費負担金

事業の目的

- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善を行う。

事業の概要

- 児童養護施設等措置費の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- 令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定内容を反映し、国家公務員給与の改定に準じて、令和6年4月まで遡って児童養護施設等措置費の person 費の引上げを行う。

(参考) 令和6年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.5月→4.6月)
- ③ 寒冷地手当を11.3%引き上げる

実施主体等

【対象】

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、里親支援センター、一時保護施設に従事する職員

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4 (※)

(※) 市及び福祉事務所設置町村が設置している母子生活支援施設の場合

令和6年度補正予算 0.8百万円
※児童保護災害臨時特例補助金

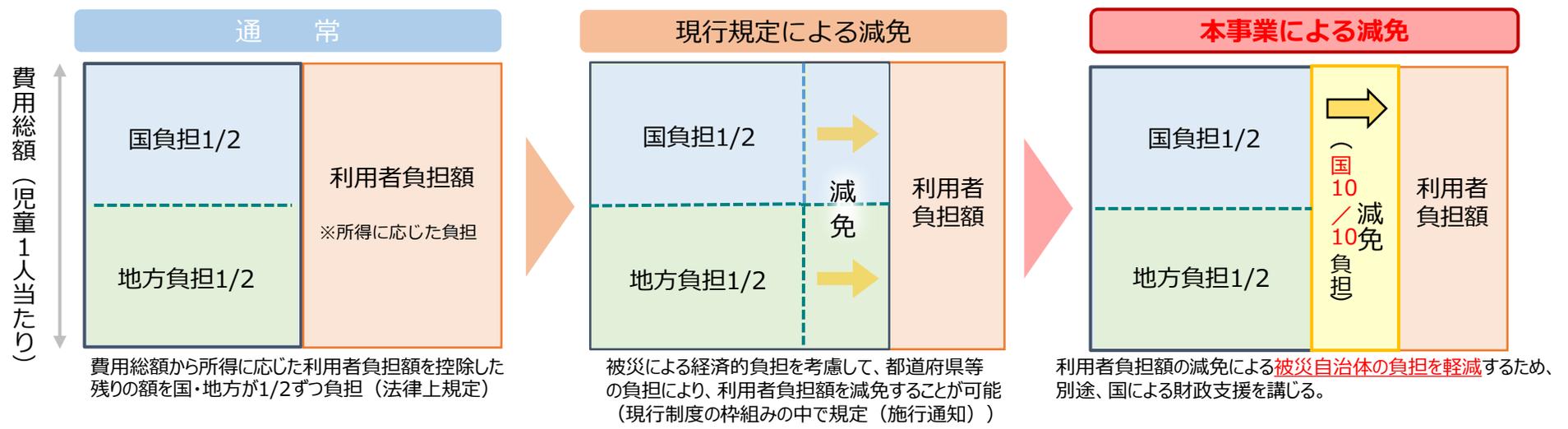
事業の目的

- 児童入所施設等へ入所措置等が行われた児童の保護者等が災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、都道府県等の判断により利用者負担額の減免を行っているところであるが、これによる都道府県等の負担を軽減する。

事業の概要

- 令和6年能登半島地震の被災者に対して都道府県等が利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について、本事業により補助を行う。

<事業イメージ>



実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市区、福祉事務所設置町村

【補助率】

国：10 / 10 (定額)

令和6年度補正予算 2.0億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 改正児童福祉法関連施設・事業所について、各都道府県が策定する社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）に基づく整備目標の達成が可能となるよう、改修費や開設準備経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。また、里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- 熱中症によるこどもの死亡数が増加傾向にあることから、北海道内の冷房機器等未設置の部屋があるすべての児童養護施設等において設置が可能となるよう、熱中症防止対策の支援を行う。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

(1) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

里親支援センターの開設準備経費（設備整備及び備品購入費用）及び改修費を補助するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所の開設準備経費を補助する。

(2) 里親負担軽減事業

里親の負担軽減を図るための都道府県等による里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

(3) 児童養護施設等（※）における熱中症防止対策支援事業

熱中症防止対策を図るため、新たに壁掛けエアコン等を導入する際に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

(4) 児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）同上

補助基準額

- (1) 1か所当たり：8,000千円 (2) 1自治体当たり：500千円
(3) 1か所当たり：1,000千円 (4) 1か所当たり：100千円

実施主体

- (1) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村)
- (2) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- (3) 北海道、札幌市、旭川市、函館市、市及び福祉事務所設置町村（北海道管内の市町村に限る。）
- (4) 都道府県、市町村

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※¹）、3/4（※²））
（都道府県等：1/2（1/3（※¹）、1/4（※²））、または、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※¹）令和6年度末までの「集中取組期間」における「里親委託加速化プラン」を策定し、要件（里親等委託率の見込値が①令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上、②令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加となっていること等）を満たす場合、里親支援センターの改修費に対する補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行う。
（※²）里親支援センターの開設準備経費
- (2) 国：1/2
（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (3) 国：1/2
（都道府県等：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (4) 国：1/2
（都道府県等：1/4、事業者：1/4）

令和6年度補正予算 0.6億円
※児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。
- 本事業は、概ね3年間程度のモデル事業とし、毎年度自治体からこども家庭庁に協議の上、採択を行い、自治体の先駆的な取組成果を横展開することで、里親等委託の更なる推進を図る。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が里親委託等と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

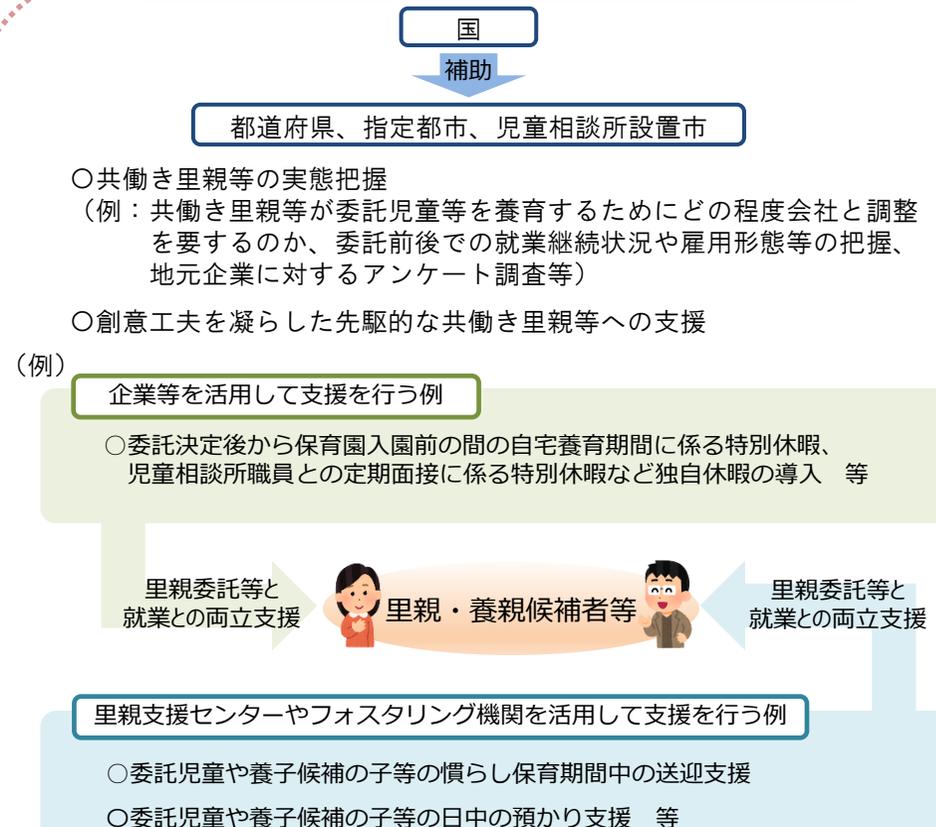
【補助基準額】

1か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国：10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



令和6年度補正予算 1.8億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0% (正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円))
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。
➢ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

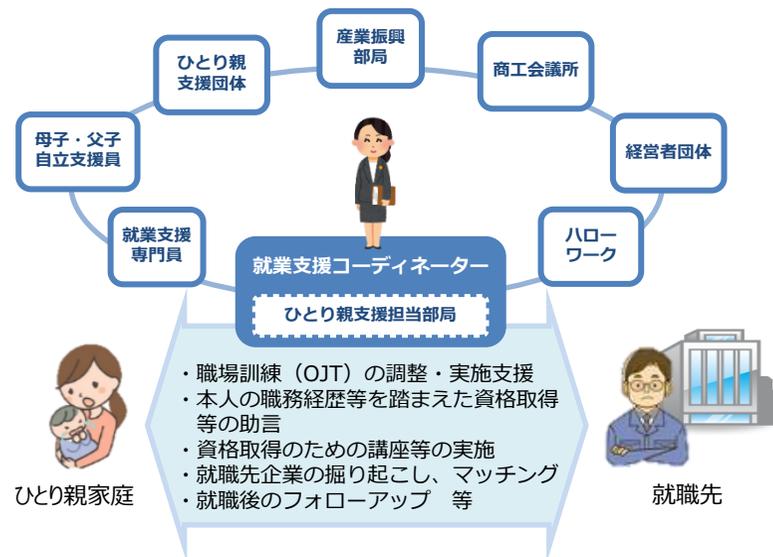
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練(OJT)の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

取組例 2

関係機関との連携を通じた就職先企業とのマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングを行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 (民間団体への委託可) 【補助率】 国10/10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市(指定都市を除く)・特別区・福祉事務所設置町村：28,000千円 (いずれも1自治体あたり) 282

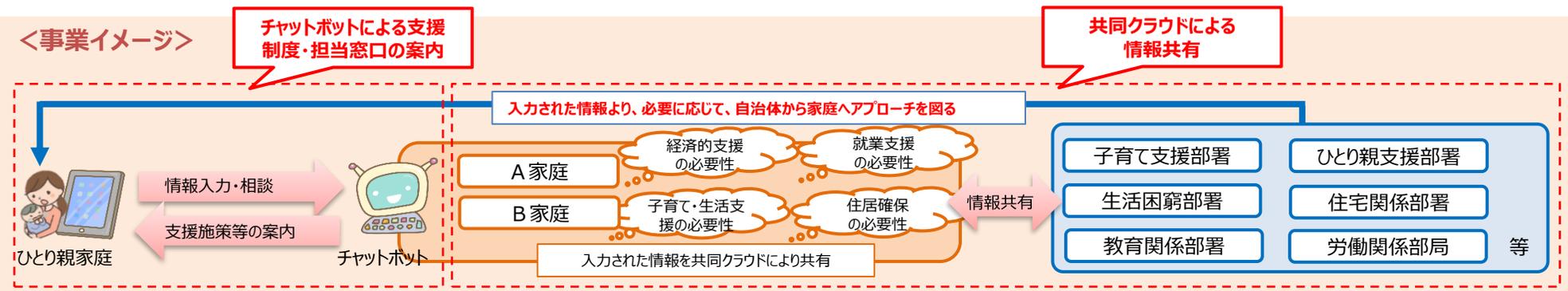
令和6年度補正予算 2.7億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

令和6年度補正予算 19.2億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

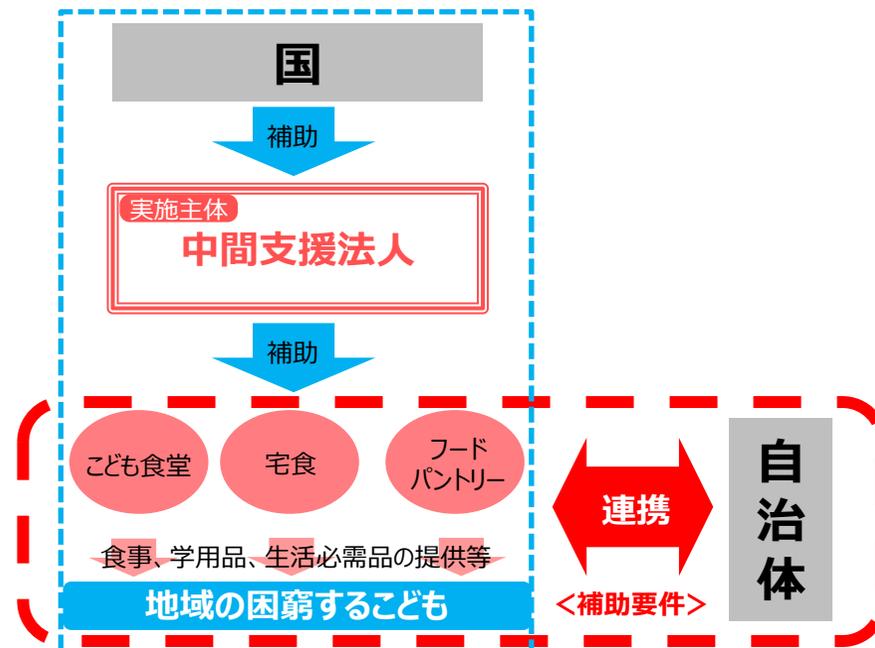
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和6年度補正予算 50百万円
※こども政策推進事業委託費

事業の目的

ひとり親家庭等が適切な支援につながるよう、こども家庭庁の各種支援施策に関する令和6年民法等改正法を踏まえた取扱いについて、各地方自治体等を通じて、当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて各地方自治体等を通じて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 50百万円

※こども政策推進事業委託費

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難を抱えたこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

事業の概要

- (1) 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- (2) 意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】 国（委託）

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(2) こども・子育て支援の推進

こども・若者や子育て世代の視点に立ったこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目指す。

(中略)

こどもの悩みを幅広く受け止める場の実態把握及び広報を行う。こども家庭センターの設置・機能の拡充、ヤングケアラー支援の強化、共働き里親の推進に関する先駆的な取組及びこどもホスピスへの支援を進める地方公共団体を支援する。ひとり親家庭のこどもの食事の提供を行うNPO等を支援するほか、ワンストップ相談体制の構築、ひとり親家庭の就職・定着に向けた職域の拡大や就業後の定着支援に取り組む地方公共団体を支援する。

**(参考) 自治体向け改正児童福祉法説明会資料
【第3回 (令和6年1月)】**

児童自立生活援助事業

児童自立生活援助事業（その①）

1. 事業概要について

【目的】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で**都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化**が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、**児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化**が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

【支援内容】

- 共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

【支援対象者】

- 満20歳未満の場合

○措置解除者等であること

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

（※1）里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

（※2）母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

児童自立生活援助事業（その②）

➤ 満20歳以上の場合

- **措置解除者等であって政令で定める者**であること
- **高校・大学等に就学中であること等の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者**であること

※ 上記の「政令で定める者」・「政令で定めるやむを得ない事情」については内閣法制局と調整中。

※ 現行法で「満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた」という要件があり、満20歳に達する日前後の状況を勘案していたことを踏まえて検討中。

※ やむを得ない事情としては、就学中であることに加え、就学予定、就職活動中、不安定な雇用状態であること等を規定することを想定。

【職員配置基準】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	—	—	—	—

児童自立生活援助事業（その③）

【職員の任用要件】

➤ **指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者**をもって充てるものとする。

- ア 児童指導員の任用資格に該当する者
- イ 保育士
- ウ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- エ ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

【設備基準】

- I型、II型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること
- III型：なし

【入所定員】

- I型：5人以上20人以下
- II型：5人以下（※）本体施設の定員外に設定すること
- III型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）

2. 今後のスケジュールについて

- 支援対象者を定める関係法令については、令和5年度末に公布予定。
- 実施要綱については、令和5年度末を目途に通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 児童自立生活援助事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 児童自立生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

児童自立生活援助事業（その④）

3. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

- ＜事業費＞ I型：現行の適用単価
II型、III型：現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

	児童自立生活援助事業の対象となる事業費の整理			
	I型 自立援助ホーム	II型 児童養護施設等	III型	
			里親	ファミリーホーム
一般生活費	○	○	○	○
被虐待児受入加算	○	○	×	○
教育費	○	○	○	○
見学旅行費	○	○	○	○
特別育成費	○	○	○	○
医療費 ※1	△	△	△	△
職業補導費	○	○	○	○
冷暖房費	○	○	○	○
就職支度費	○	○	○	○
大学進学等自立生活支度費	○	○	○	○
葬祭費	○	○	○	○
里親手当	×	×	○	×
里親委託児童通院費	×	×	○	×
受託支度費 ※2	○	○	○	○
予防接種	○	○	○	○
防災対策費	○	×	○	○
視力矯正費	○	○	○	○

※1 対象者が就職している場合は対象外

※2 同一施設で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は除く

- ＜事務費＞ I型：現行の事務費単価を想定
II型：基準単価：**440,371円**（児童一人当たり月額） 注) 地域区分及び定員規模により変動あり
III型：ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁
※里親は里親手当と同額（児童1人当たり月額9万円）を支弁

補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

里親支援センター

1. 設置運営要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が
適当と認めた者

【設備】

- 事務室
 - 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
 - その他事業を実施するために必要な設備
- （※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

【職員】

- 以下に掲げる者を配置すること。なお、これらの者はすべて専任とする。

- ① 里親支援センターの長
- ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）
- ③ 里親等支援員
- ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

里親支援センター（その②）

配置基準	配置職員	配置人数	備考
<p>20 : 1</p> <p>・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。</p> <p>・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。</p>	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

(※) 登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(※) 里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る。

③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➤ **里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進**を行うとともに、**里親等になることを希望する者の開拓**を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

➤ **基礎研修、登録前研修及び更新研修**や、**未委託里親等に対する研修・トレーニング**を実施する。

③ 里親等委託推進業務

➤ **委託候補里親等を選定**するとともに、委託に向けて、**里親等とこどもとの間の調整・支援**を行う。

➤ **自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援**を行う。

➤ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、**里親委託等推進委員会を開催・参画**する。

④ 里親等養育支援業務

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、**その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助**を行う。

➤ 里親等が**レスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整**を行う。

➤ 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による**相互の交流の場を提供する**。

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、**里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動**を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

➤ 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、**自立支援計画への助言及び進行管理**や、**委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等**を行う。

【留意事項】

- **関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めること。**
- **業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。** 等

2. 施設機能強化推進費実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用することや、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者のニーズに応じた事業を実施することにより、里親支援体制の整備の強化を図る。

◆ 市町村連携事業

【業務内容】

- 市町村連携コーディネーターを配置し、次の①から③を実施すること。
 - ① 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなど、**地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動**
 - ② **子育て短期支援事業における連携・協力**
 - ③ その他、市町村との連携に資する取組

【資格要件】

- 市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士
 - イ 精神保健福祉士
 - ウ 児童福祉司の任用資格に該当する者
 - エ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - オ 都道府県知事がア～エに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

◆ レスパイト・ケア体制構築事業

【業務内容】

- **一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員を配置**し、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している**委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施する。**

【資格要件】

- レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 保育士
 - イ 児童指導員の任用資格に該当する者
 - ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者
 - エ 都道府県知事がア～ウに該当する者と同等以上の能力を有すると認めたる者

◆ 休日・夜間支援体制強化事業

【業務内容】

- 里親支援センターの**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

3. その他の加算について

注) 各通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

◆ 心理療法担当職員加算

【趣旨】

- 虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、**心理療法を実施する職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

【業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第3の4心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。

◆ 自立支援担当職員加算

【趣旨】

- 里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の3. 資格要件及び4. 業務内容の規定に準じる。

◆ 親子関係再構築支援加算

【趣旨】

- 虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う**家庭支援専門相談員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第1の3 資格要件及び4 家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

4. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 里親支援センターの業務内容について（目的及び支援対象者、リクルート・研修・マッチング・養育支援から自立支援までの包括的支援等）
 - ・ 里親支援センターを中心とした里親支援業務と関係機関との連携について（児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関等）
 - ・ その他（地域の実情にあわせた取組等）

5. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

<基本分> 登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：**35,504千円**

<加算分> i 市町村連携職員加算

基準単価：**5,976千円**

ii 心理療法担当職員加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

基準単価：1人加配 **5,724千円**、2人加配 **9,702千円**

iii 自立支援担当職員加算

ア. 自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上

イ. 自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上

基準単価：アの場合 **5,724千円** イの場合 **3,404千円**

iv レスパイトケア加算

ア. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上

イ. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上

基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

v 親子関係再構築支援加算

ア. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上

イ. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上

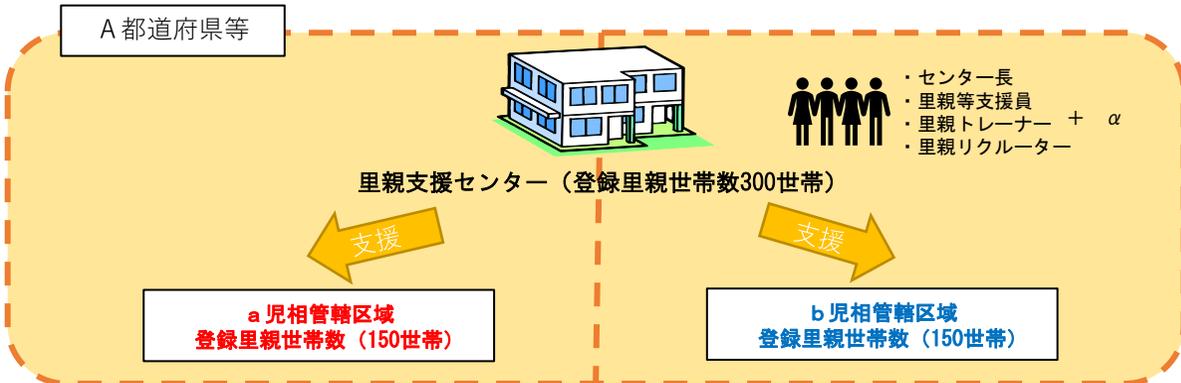
基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

注) いずれの単価も地域区分により変動あり

補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【ケース①】複数の児相管轄区域に対して里親支援センターを1か所設置



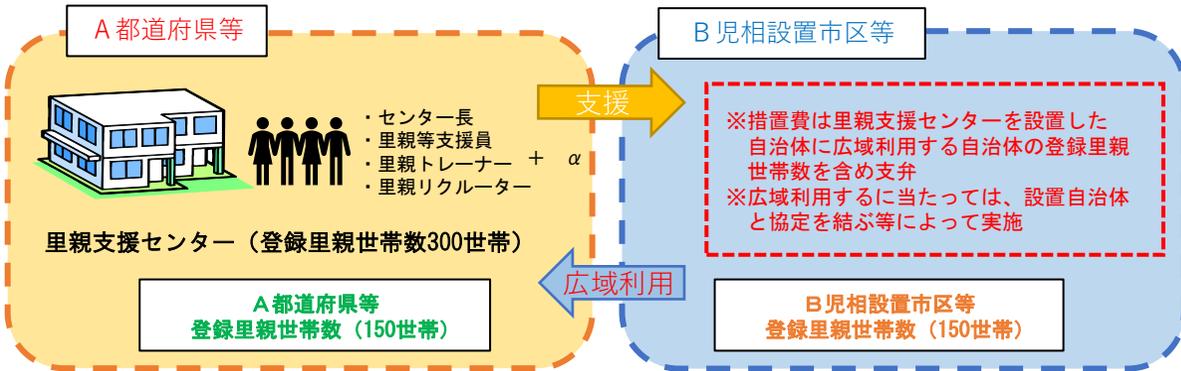
都道府県等に里親支援センターを1か所設置し、複数の児相管轄区域を支援する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

【ケース②】1自治体に複数の里親支援センターを設置



1自治体に複数の里親支援センターを設置する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターをそれぞれ配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大5名ずつ配置可能

【ケース③】1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用



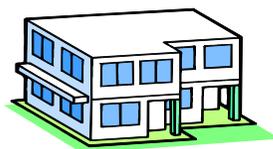
1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

- ① 里親支援センターは、里親支援事業（i 里親制度等普及促進・リクルート業務、ii 里親等研修・トレーニング等業務、iii 里親等委託推進等業務、iv 里親等養育支援業務、v 里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。
（児童福祉法第11条第1項第2号、第44条の3第1項）
- ② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、i からv までの業務のうち、例えば、ii の業務のすべてを他の民間フォスタリング機関等に委託して実施することは不可能である。
- ③ ただし、i からv までの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の1メニューを委託（例えば、ii 里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

【イメージ図】



都道府県等



里親支援センター



民間フォスタリング機関等

すべての里親支援事業をセンターで実施
 i 里親制度等普及促進・リクルート業務
 ii 里親等研修・トレーニング等業務
 iii 里親等委託推進等業務
 iv 里親等養育支援業務
 v 里親等委託児童自立支援業務

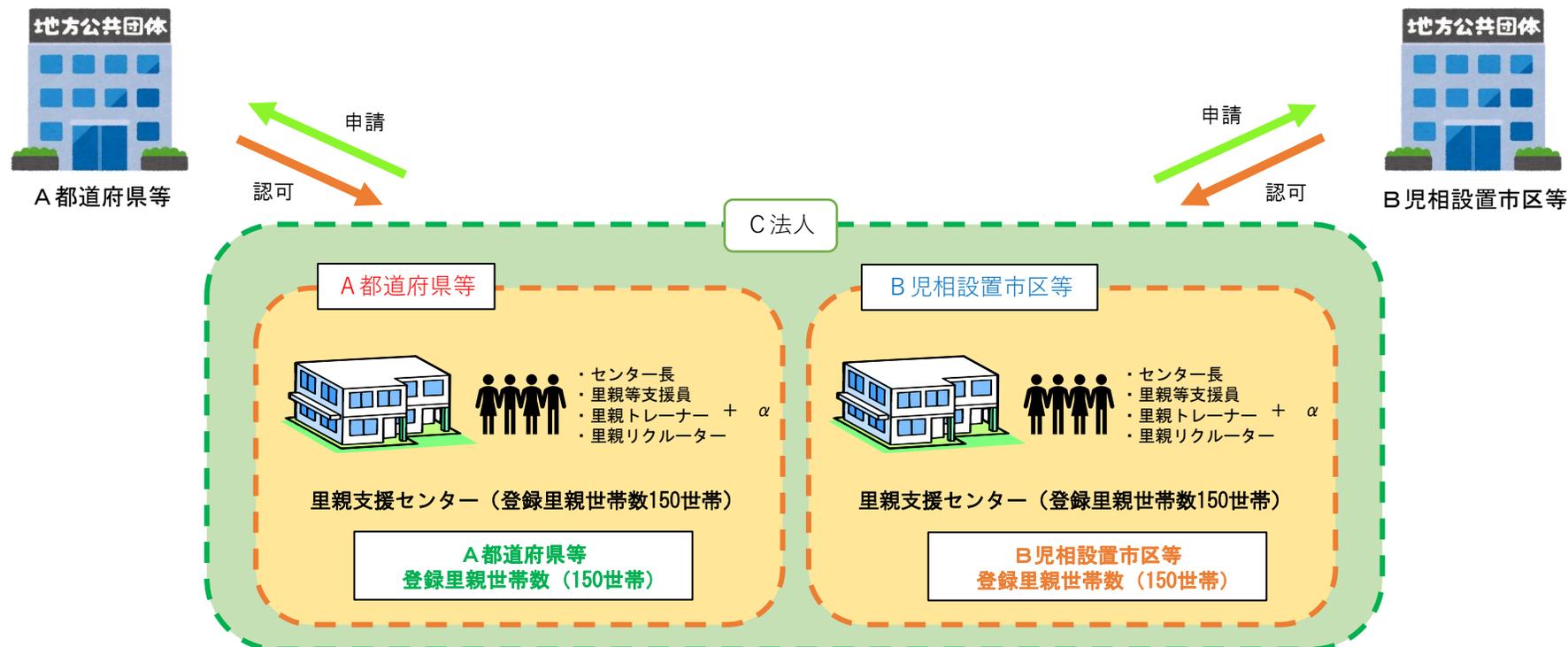
里親支援事業（i からv）のいずれかを委託
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務

里親支援事業（j ~ v）の各業務の中の
 1メニューを委託
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務
 のうち、専門里親研修のみ委託

里親支援センターの実施方法について（その2）

- ① 国、都道府県及び市町村以外の者が里親支援センターを設置する場合、他の児童福祉施設と同様、**各都道府県知事等の認可**を得て、設置することができる。（児童福祉法第35条第4項）
 - （※）里親支援センターを経営する事業については、第二種社会福祉事業であるものの、児童福祉法上の設置認可を得ることにより、**事業開始の届出は不要**。（社会福祉法第2条第3項第2号、第69条第1項、第74条）
- ② 同一法人が複数の里親支援センターを設置する場合には、
 - ・ **各センターごとに設置認可を受けること**
 - ・ **各センターごとに、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）すること**
 - （※）必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能

【イメージ図】



社会的養護自立支援拠点事業

1. 実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施できると認められた者に**委託して実施することも可能**。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者

社会的養護自立支援拠点事業（その②）

【実施体制】

➤ 以下に掲げる者を配置すること。

① 支援コーディネーター（管理者）

② 生活相談支援員

③ 就労相談支援員

（※ 1）支援コーディネーター（管理者）とは、社会的養護自立支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算 5 年以上従事した者

ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 2）生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童指導員の資格を有する者

イ 都道府県等が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 3）就労相談支援員は、適切な相談・助言や、情報の提供等より就労相談その他必要に応じた支援を行う者であって、都道府県知事等が適当と認める者とする。

【事業内容】

① 相互交流の場の提供 **【必須】**

- 意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて、対象者からの相談に応じる等の支援を行う。
- 単に場を提供するだけでなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。
- 相互交流の場が、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。

【事業内容】

② 支援計画の策定 **【必須】**

- 支援計画は、**生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者**について策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況などの必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、**支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め**、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

③ 相談支援 **【必須】**

- 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する**生活上の問題や、求職上の問題について相談に応じ**、必要に応じて、**他機関と連携する等により支援**を行う。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、**対象者のニーズに応じた適切な支援**を行う。

④ 心理療法連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、**公認心理師等を嘱託契約等により配置**。

⑤ 法律相談連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、**弁護士等を嘱託契約等により配置**。

⑥ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供 **【必要に応じて実施】**

- 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、**居場所や食事の提供**を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた**日常生活上必要な支援**を行うとともに、**生活や就労等の相談支援**についても併せて行う。
- 居場所の提供については、原則として**6か月を超えない範囲**で都道府県等が定める。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が集まることができる設備
- （【事業内容】の⑥を実施する場合）対象者が一時的に生活をするために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- 対象者が帰住先を失っている場合等、居場所の提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

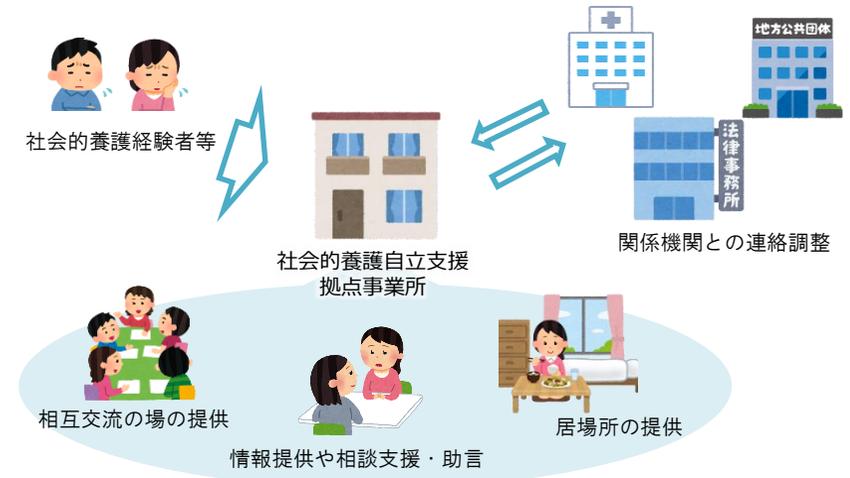
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1. 実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供すること。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に**委託して実施することも可能**。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間緊急支援事業所において支援が必要と認める者

休日夜間緊急支援事業（その②）

【実施体制】

- 休日夜間緊急支援員を配置すること。

（※）休日夜間緊急支援員とは、**受入要否を判断するとともに、他の必要な支援につなぐまでの支援を実施する者**であり、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
- ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

- 対象者から支援の申出があった場合、**その相談に応じ、対象者の心身の状況や生活状況などに基づき、受入要否を判断**する。
- 対象者が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した場合は、**他の必要な支援につなぐまでの間、居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなど日常生活上必要な支援を行う**こと。
- 一時的な避難（1日から2日程度）を原則。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が一時的に生活するために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- **対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。
- 都道府県等は、対象者の状況に応じて、適切な支援につなげることができるよう、**社会的養護自立支援拠点事業と併せて実施**すること。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

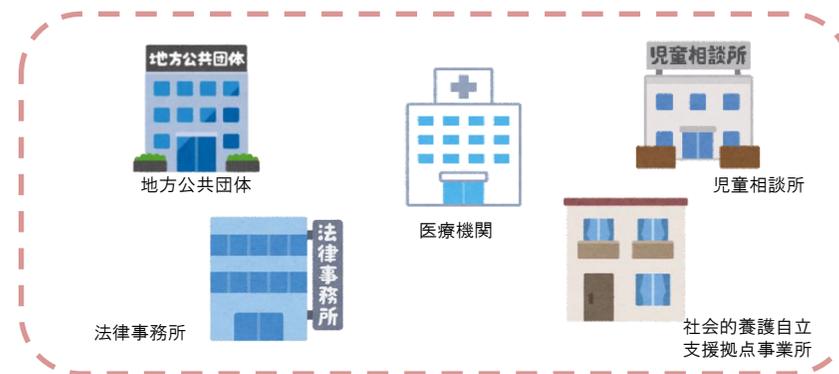
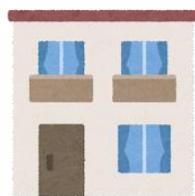
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

妊産婦等生活援助事業

1. 実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

【実施主体】

- 都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することも可能。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童
 - ① 児童福祉法第6条の3第5項に規定する**特定妊婦**
 - ② 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦
 - ③ その他、都道府県等が必要と認められた者

【実施体制】

- 以下に掲げる者を配置すること。
 - ① 支援コーディネーター（管理者）
 - ② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者
 - ③ 母子支援員
- (※) 支援コーディネーター（管理者）とは、妊産婦等生活援助事業所の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定や関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者であることが必要。

【事業内容】

① 支援計画の策定 **【必須】**

- 支援計画は、**③を実施する場合のほか、必要があると判断する場合**には策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、**支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め**、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

② 相談支援 **【必須】**

- **妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制**を整備。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、**対象者のニーズに応じた適切な支援**を行う。

③ 生活支援 **【必須】**

- 入居又は通いにより、**居場所や食事を提供し、家事・育児等の日常生活上の援助**を行う。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により生活する場を提供**。
- 対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて**適切な援助及び生活指導**等を行う。

④ 休日・夜間相談対応 **【必要に応じて実施】**

- 事業所の**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

⑤ 心理療法連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、**公認心理師等を嘱託契約等により配置**。

⑥ 法律相談連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、**弁護士等を嘱託契約等により配置**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 生活する場を提供する場合、対象者が一般的な生活をするために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、**必要があると認めるときは、本事業の利用勧奨を行う**こと。
- 対象者の状況を踏まえ、**出産後1年を超えても支援が必要な場合には、継続して支援を行う**こと。
- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- 生活する場を提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 乳児院や母子生活支援施設等の入所施設においては、**定員外に枠を設けて実施**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の業務内容について（事業の対象者、支援内容、支援の流れ 等）
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、届出 等）

〈安心こども基金を活用して実施〉

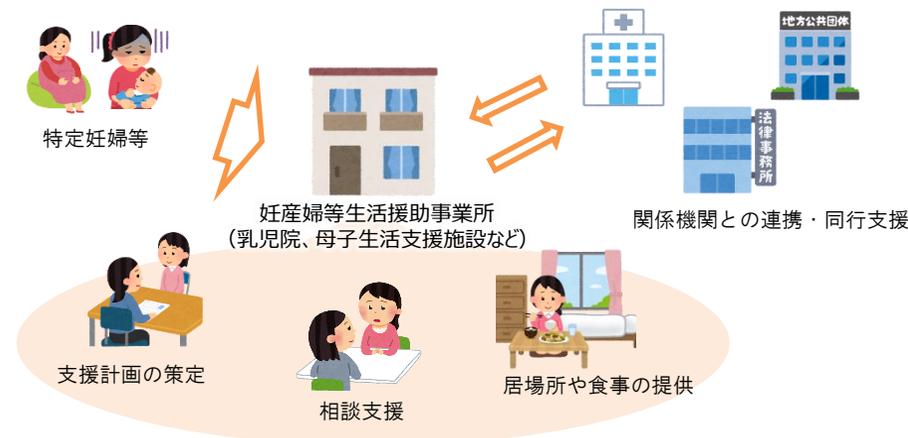
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4